

第3期

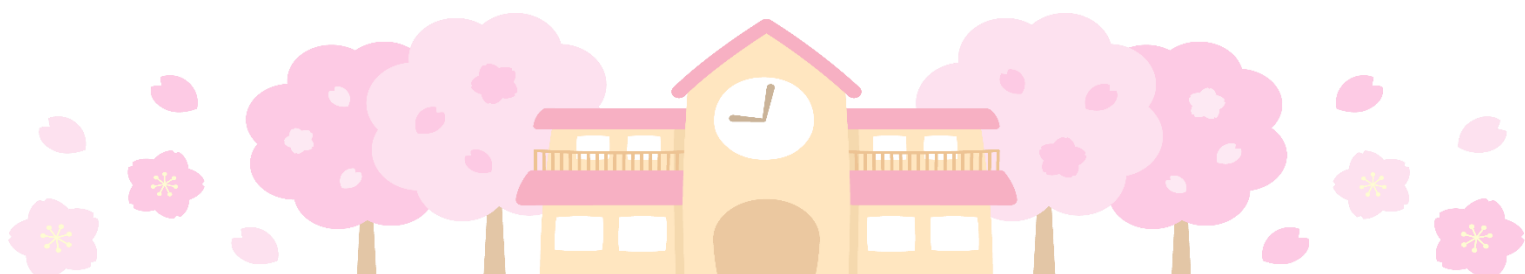
桐生市子ども・子育て支援事業計画

令和7年度～令和11年度



こどもと親が輝くまち 桐生

桐生市



■ はじめに ■

我が国で令和5年に生まれたこどもの人数は、前年から4万3,471人少ない72万7,288人となり、年間の出生数の70万人割れが現実になろうとしております。歯止めがかからず、むしろ、加速している少子化に対し、国は「我が国が直面する最大の危機」との認識に立ち、令和4年6月に「こども基本法」を制定し、令和5年4月には、こども政策に関する司令塔機能を持つ「こども家庭庁」を設立いたしました。さらに同年12月には、こどもが生きやすい「こどもまんなか社会」を実現するため、個々に定められていた「少子化対策」や「子供・若者育成支援」、「子供の貧困対策」などの各大綱を束ね、こども施策の基本的な方針等を定めた「こども大綱」を閣議決定いたしました。



このような状況の中、本市におきましては、令和2年3月に策定した「第2期桐生市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、様々な子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進してまいりましたが、令和7年3月末をもって計画期間が終了を迎えることから、このたび、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする「第3期桐生市子ども・子育て支援事業計画」を新たに策定いたしました。新たな計画におきましては、国の動きやこども大綱の主旨を踏まえるとともに、第2期計画に引き続き、「こどもと親が輝くまち 桐生」を基本理念に掲げ、これまで以上に、こどもと子育て家庭への包括的な支援に取り組み、家庭環境などにかかわらず、全てのこどもが健やかに成長できるよう、そして、親がこどもの成長に喜びや生きがいを感じられるよう、子ども・子育て支援を推進してまいります。本計画の推進に向けまして、子ども・子育て支援事業に携わる皆さまには、より一層のご支援とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たりまして、ご多忙のなか、貴重なご意見をいただきました桐生市子ども・子育て会議の委員の皆様、また、アンケート調査に回答を寄せてくださいました保護者の皆様並びに関係者各位に心から感謝を申し上げます。

令和7年3月

桐生市長 荒木 恵司

目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の背景・趣旨	1
2. こどもに関する法律・制度などの動向	2
3. 計画の位置づけ	3
4. 計画の期間	4
5. 計画の対象	4
6. 計画策定の体制	4
(1) 桐生市子ども・子育て会議による審議	4
(2) 子ども・子育て支援に関するアンケート調査(ニーズ調査)の実施	4
(3) パブリックコメントの実施	4
第2章 こども・子育てをめぐる本市の状況	5
1. 統計からみた本市の現状	5
(1) 人口の動向	5
(2) 出生の動向	7
(3) 婚姻の状況	8
(4) 女性の就業状況	9
(5) ひとり親家庭の状況	10
(6) 支援を要するこどもの状況	12
(7) 子育て環境の状況	13
2. アンケート調査(ニーズ調査)の結果からわかる現状	15
(1) 調査概要	15
(2) 調査結果の概要	16
3. 第2期桐生市子ども・子育て支援事業計画の実績評価	25
第3章 計画の基本的な考え方	35
1. 計画の基本理念	35
2. 計画の基本的視点	36
3. 計画の基本目標	37
4. 計画の体系	39
第4章 計画の推進方策	40
基本目標1 こども・若者の権利擁護	40
1 人権を尊重する意識の醸成	40
基本目標2 母親とこどもの健康の確保と増進	41
1 こどもや母親の健康の確保と小児医療の充実	41

2 食育の推進.....	44
基本目標3 こども・若者の安全の確保.....	45
1 こどもを交通事故から守るための活動の推進.....	45
2 こどもを取り巻く有害環境対策の推進.....	45
3 こどもを犯罪などの被害から守るための活動の推進.....	46
4 こども・若者の自殺対策.....	47
基本目標4 困難な状況にあるこどもなどへのきめ細かな支援.....	48
1 虐待の予防及び虐待を受けたこどもへの支援の充実.....	48
2 障がい児施策の充実.....	50
3 こどもの貧困に対する支援.....	53
基本目標5 子育てを支援する生活環境の整備.....	55
1 良質な住宅と良好な居住環境の確保.....	55
2 安心して外出できる環境の整備.....	56
3 安全・安心なまちづくりの推進.....	57
基本目標6 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援.....	58
1 切れ目のない支援.....	58
基本目標7 乳幼児期の支援.....	60
1 地域における子育て支援サービスの充実.....	60
2 保育サービスの充実.....	63
3 子育て支援のネットワークづくり.....	65
4 こどもの健全育成.....	66
基本目標8 学童期・思春期の支援.....	68
1 こどもの生きる力の育成に向けた学校等の教育環境などの整備.....	68
2 思春期保健対策の充実.....	71
3 家庭や地域の教育力の向上.....	71
4 次代の親の育成.....	73
基本目標9 職業生活と家庭生活との両立の推進.....	74
1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し.....	74
2 仕事と子育ての両立のための基盤整備.....	74
基本目標10 ひとり親家庭への支援.....	76
1 ひとり親家庭の自立支援の推進.....	76
第5章 子ども・子育て支援事業における量の見込みと確保方策.....	77
1. 教育・保育提供区域.....	77
(1)教育・保育認定.....	77
(2)教育・保育提供区域.....	78
2. 量の見込みについて.....	79
(1)量の見込みの算出方法.....	79

(2)推計児童数.....	80
3. 乳幼児期の教育・保育、地域における子育て支援.....	81
施策目標1 教育・保育施設の充実.....	81
施策目標2 地域子ども・子育て支援事業の推進.....	83
第6章 計画の推進に向けて.....	102
1. 計画の推進体制.....	102
2. 点検・評価.....	103
資料編.....	104
1. 桐生市子ども・子育て会議条例.....	104
2. 桐生市子ども・子育て会議委員名簿.....	106
3. 第3期桐生市子ども・子育て支援事業計画の策定経過.....	107
4. 第3期桐生市子ども・子育て支援事業計画（案）の意見提出 手続（パブリックコメント）	108

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景・趣旨

「こどもは社会の希望であり、未来をつくる存在であり、その健やかな育ちや子育てを支えることは、社会全体で取り組むべき最重要課題である。」との認識の下、平成27年度に子ども・子育て支援新制度が開始されて以来、市町村は、子ども・子育て支援法に規定された子ども・子育て支援事業計画を策定し、教育・保育並びに地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保などからなる子育て支援の体制整備を進めてきました。

しかし、平成27年度に10万件余りであった全国の児童虐待の相談対応件数が年々増加を続け、令和2年度以降は20万件を超えて推移するなど、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化しており、子育て世帯に対する支援を包括的に行うための体制を更に強化することが必要となっています。それに対して国は、令和4年6月に児童福祉法を改正し、新たに市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行う「こども家庭センター」設置の努力義務化をはじめとする子育て家庭への支援の充実を定めました。

本市においても、子ども・子育て支援新制度の趣旨に則った「第2期桐生市子ども・子育て支援事業計画」を令和2年に策定し、将来を担うこどもの健やかな成長を支えるための総合的な子育て支援施策を推進してきていますが、その間も核家族化や少子高齢化、地域における人と人のつながりの希薄化が進み、子育てをする保護者が、親族や身近な人からの支援を得にくい状況に明確な好転の兆しは見えていません。さらに、就労する既婚女性の割合は上昇し続けており、子育てを社会的に支援することの必要性と重要性は、これまで以上に高まっています。

第2期計画は令和6年度で終了となりますが、子育てに関する環境変化を正しく捉えるとともに、国が示す子ども・子育てに関する指針を踏まえ、本市のこどもたちの健やかな成長のためのより良い環境が確保されるよう、「第3期桐生市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2. こどもに関する法律・制度などの動向

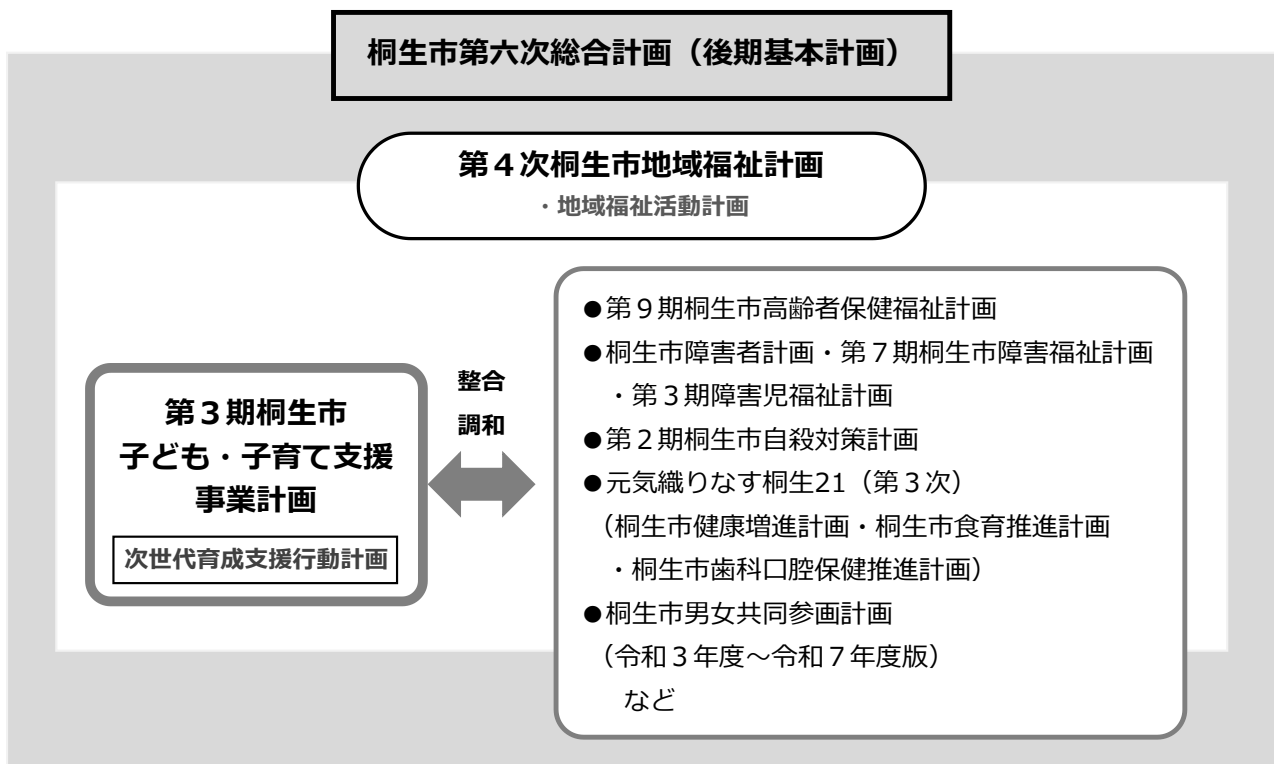
第2期桐生市子ども・子育て支援事業計画が策定された令和2年3月以降、我が国では子育てに関して、以下に示す大きく様々な動きがありました。

年 月	内 容
令和4（2022）年 6月	<p>●児童福祉法改正</p> <p>子育て世帯に対する包括的な支援を行う体制を強化するため、こども家庭センターの設置とサポートプランの作成、地域子ども・子育て支援事業の種類・量・質の充実を図るとともに、親子関係の構築に向けた支援の新設などをはじめとする「子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充」などが規定されました。</p>
令和4（2022）年 6月	<p>●こども基本法制定</p> <p>次代の社会を担う全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することやこども施策の基本理念、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱、少子化社会対策大綱を一元化することも大綱の策定などが規定されました。</p>
令和5（2023）年 4月	<p>●「こども家庭庁」設立</p> <p>こどもに関する政策を強力に進めていくため、これまで各府省庁で別々に担われてきたこども政策に関する司令塔機能を一本化した組織として内閣府に設置されました。</p>
令和5（2023）年 12月	<p>●「こども大綱」閣議決定</p> <p>こども基本法に基づき、こどもと若者の個性の尊重と権利の保障、こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じ切れ目なく対応した十分な支援、良好な成育環境の確保、貧困と格差の解消、若い世代の生活基盤の安定と結婚・子育てに関する希望の実現を阻む隘路（あいろ）の打破などを基本的方針として策定されました。</p>
令和5（2023）年 12月	<p>●「こども未来戦略」閣議決定</p> <p>若い世代が希望どおり結婚し、こどもを持ち、安心して子育てができる社会、こどもたちが分け隔てなく大切にされ、笑顔で暮らせる社会を目指し、（1）若い世代の所得を増やす、（2）社会全体の構造・意識を変える、（3）全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援するの3つを基本理念とするとともに、今後3年間の集中的取組（加速化プラン）が掲げられました。</p> <p>●放課後児童対策パッケージ公表</p> <p>放課後の児童の受け皿整備を加速するため、令和5～6年度に取り組む内容として、こども家庭庁及び文部科学省により取りまとめられました。</p>
令和6（2024）年 6月	<p>●子ども・子育て支援法改正</p> <p>こども未来戦略の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、（1）ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、（2）全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、（3）共働き・共育での推進などが規定されました。</p> <p>●こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律改正</p> <p>法律名を「こどもの貧困対策の推進に関する法律」から変更するとともに、法の目的や基本理念の充実、「こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱」への新たな指標や規定の追加・新設などが行われました。</p>

3. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づいて策定された「第2期桐生市子ども・子育て支援事業計画」を引き継ぐ第3期計画で、第2期計画と同様に「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項に基づく「市町村行動計画」を一体化した計画です。

また、本計画は、市の最上位計画「桐生市第六次総合計画（後期基本計画）」と福祉分野の包括的計画「第4次桐生市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の下、こどもや子育て家庭に対する施策を取りまとめるとともに、関連する他の計画と整合・調和した計画として策定されたものです。



4. 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、計画の期間中においても、必要に応じて見直しを行うこととします。

5. 計画の対象

令和4年に制定された「こども基本法」を受け、次代の社会を担う全てのこどもが、将来にわたり幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、本計画の対象は、障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により、社会的な支援の必要性が高いこどもやその家族を含む全てのこどもや子育て世帯を対象とします。

なお、本計画における「こども」とは、心身の発達の過程にある者で、年齢は概ね0歳から18歳までとします。

6. 計画策定の体制

(1) 桐生市子ども・子育て会議による審議

この計画の策定に当たっては、「子ども・子育て支援法」第72条第1項の規定に基づいて設置された「桐生市子ども・子育て会議」において審議を行い、その結果を計画に反映しました。

なお、この会議は、子どもの保護者、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者など17名の委員で組織しています。

(2) 子ども・子育て支援に関するアンケート調査（ニーズ調査）の実施

子育て支援施策に対するニーズを把握するため、令和5年12月4日から令和6年1月9日まで、市内在住の就学前のお子さんのいる世帯並びに小学校低学年のお子さんのいる世帯からそれぞれ1,400世帯と600世帯を無作為に抽出して調査を行い、その結果に基づき、計画の策定に取り組みました。

(3) パブリックコメントの実施

「桐生市市民意見提出手続に関する条例」に則り、計画案を市ホームページなどで公開し、広く市民からの意見聴取を行い、計画最終案への反映を図りました。

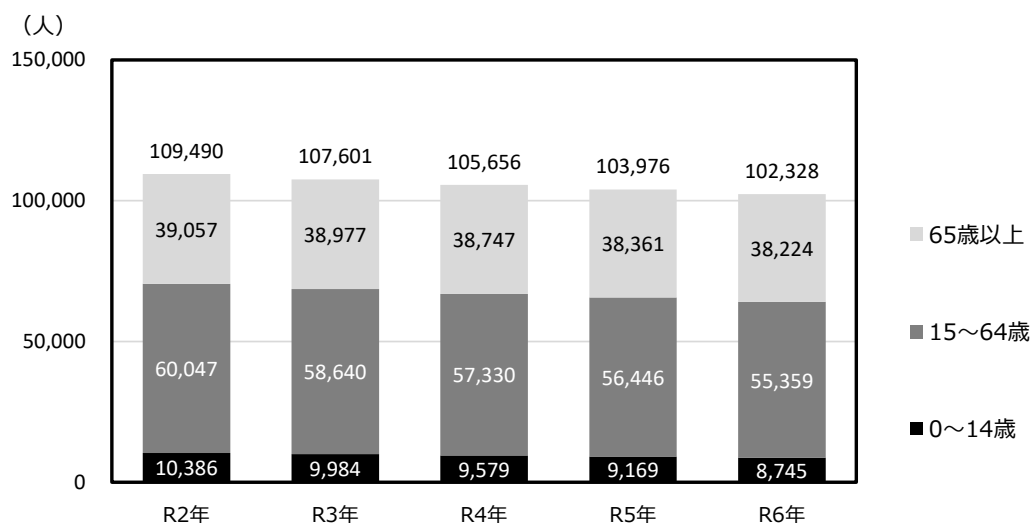
第2章 こども・子育てをめぐる本市の状況

1. 統計からみた本市の現状

(1) 人口の動向

①人口の推移

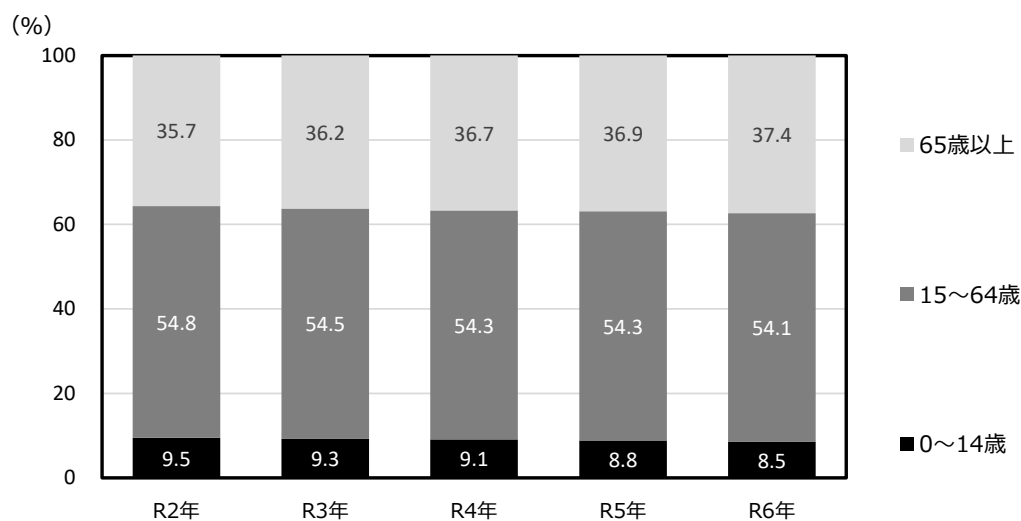
令和6年の総人口は102,328人で、令和2年から7,162人減少しました。年齢3区分別にみると、この間、0～14歳の年少人口は1,641人、15～64歳の生産年齢人口は4,688人、65歳以上の高齢者人口は833人、いずれも減少しています。



資料：住民基本台帳（各年3月31日時点）

②人口構成

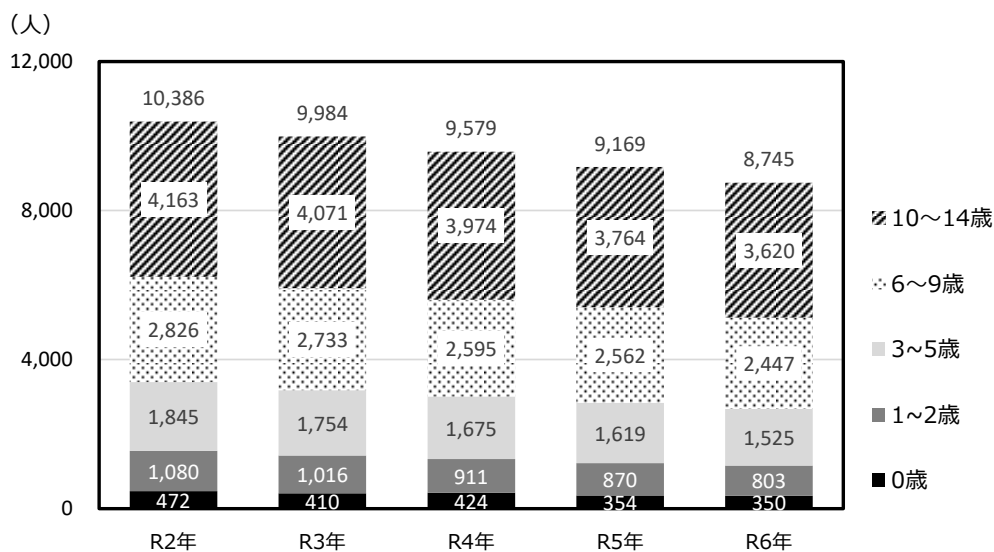
年齢3区分の人口構成をみると、令和6年の0～14歳の年少人口は8.5%となっており、令和2年から1.0ポイント低下しています。



資料：住民基本台帳（各年3月31日時点）

③児童数の推移

14歳以下の児童数の推移をみると、0歳、1～2歳、3～5歳、6～9歳、10～14歳のいずれの年代も、令和2年から令和6年にかけて減少しています。



資料：住民基本台帳（各年3月31日時点）

(単位：人)

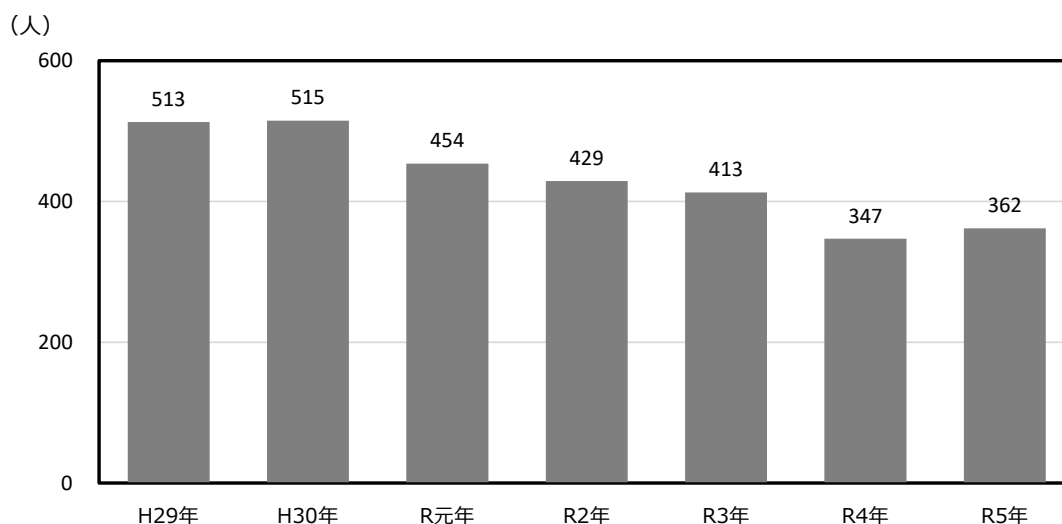
	2020	2021	2022	2023	2024
	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
0歳	472	410	424	354	350
1歳	525	475	420	434	361
2歳	555	541	491	436	442
3歳	570	553	549	506	451
4歳	625	566	553	553	512
5歳	650	635	573	560	562
6歳	697	635	635	583	583
7歳	641	696	630	640	587
8歳	765	640	696	637	647
9歳	723	762	634	702	630
10歳	786	715	762	631	699
11歳	861	789	711	769	639
12歳	858	860	787	716	770
13歳	851	856	859	787	724
14歳	807	851	855	861	788
合計	10,386	9,984	9,579	9,169	8,745

資料：住民基本台帳（各年3月31日時点）

(2) 出生の動向

①出生数の推移

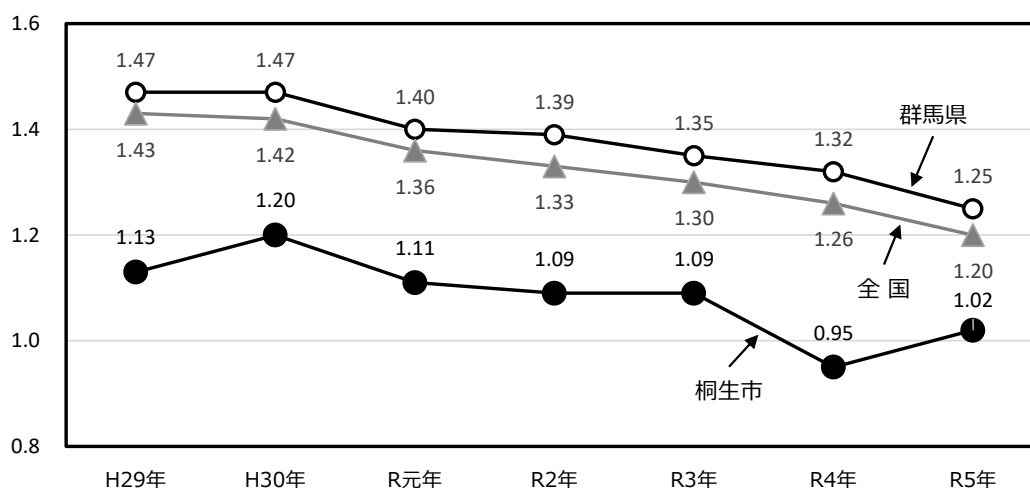
平成 29 年以降、令和 4 年まで減少傾向が継続していましたが、令和 5 年の出生数は 362 人で、前年から 15 人増加しました。



資料：群馬県健康福祉統計年報

②合計特殊出生率の推移

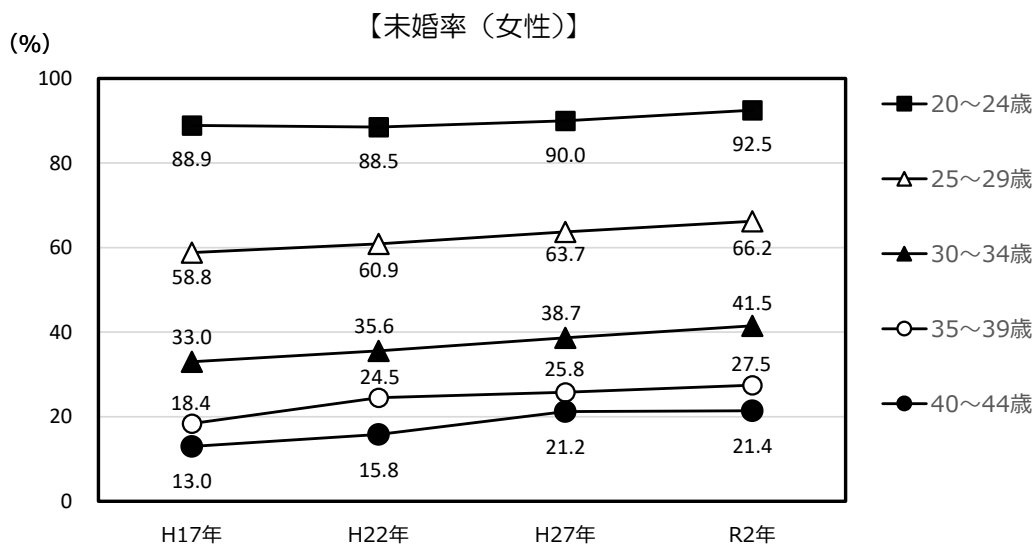
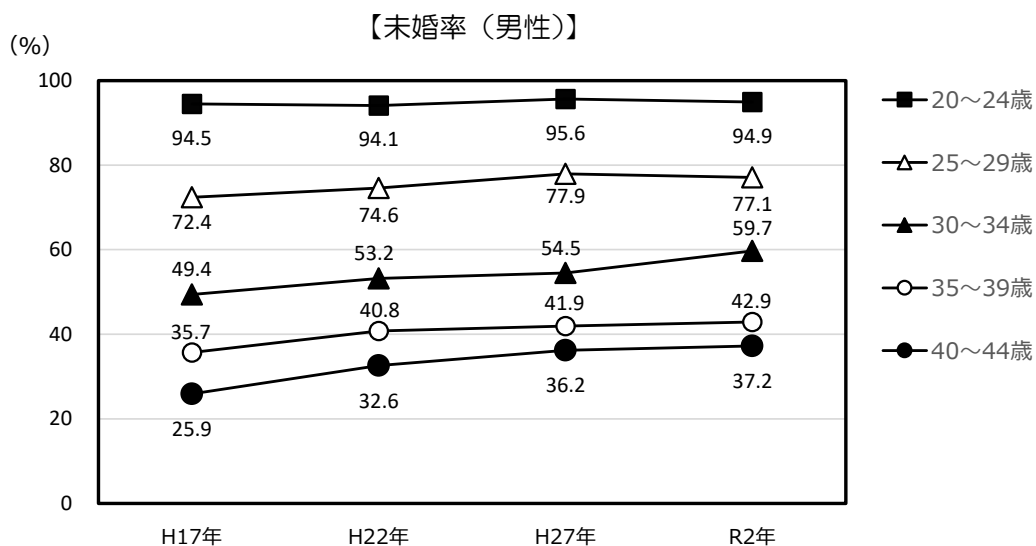
平成 29 年以降の合計特殊出生率は、本市、群馬県、全国のいずれも減少傾向にあります。なかでも本市は低く、令和 5 年は 1.02 と前年から 0.07 増加しましたが、県や全国との差は依然として大きい状況が続いています。



資料：群馬県健康福祉統計年報

(3) 婚姻の状況

平成 17 年以降の未婚率は、男女とも多くの年代で上昇傾向にあります。平成 27 年から令和 2 年にかけての 5 年間の未婚率の差は、男性の 30～34 歳、女性の 20～24 歳と 35～39 歳の年代を除く全ての年代で、その前の平成 22 年から 27 年にかけての 5 年間の差を下回っており、未婚率の上昇度合いは緩やかになっています。

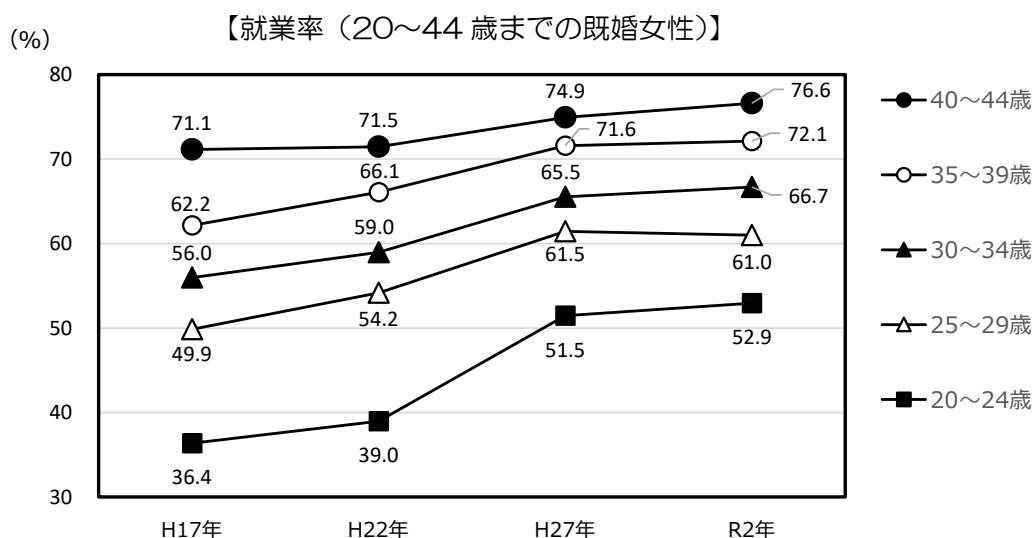
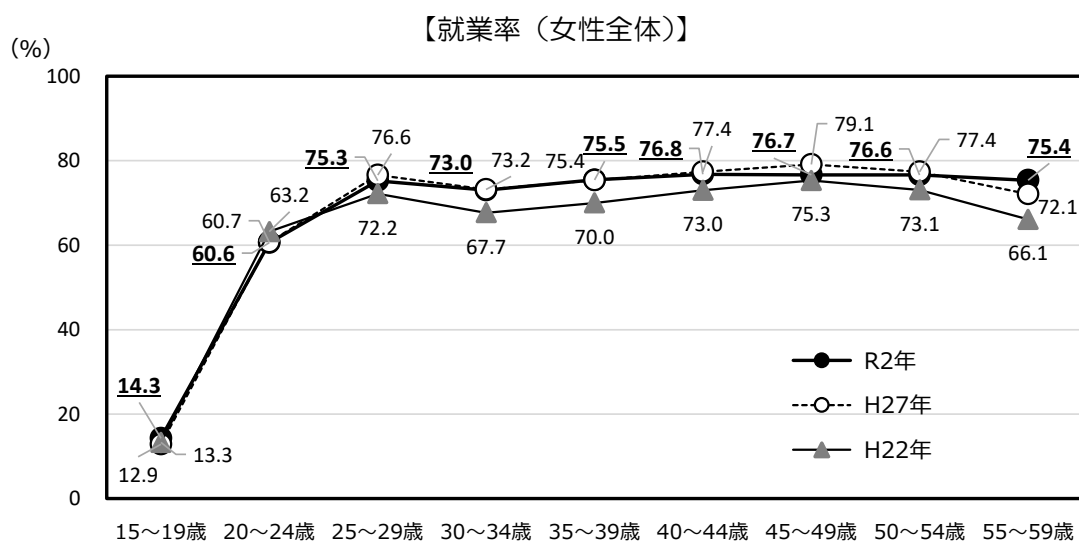


資料：国勢調査

(4) 女性の就業状況

令和2年の女性全体の年代別就業率は平成27年とほぼ同様に、平成22年から27年にかけてみられた、25歳以上の全ての年代での就業率の大幅な上昇や「M字カーブ」の緩和などは、平成27年から令和2年にかけてはみられませんでした。

しかし、20歳から44歳の年代の既婚女性について、平成17年から令和2年までの就業率の推移をみると、25～29歳の年代を除き、依然として上昇傾向にあることがわかります。

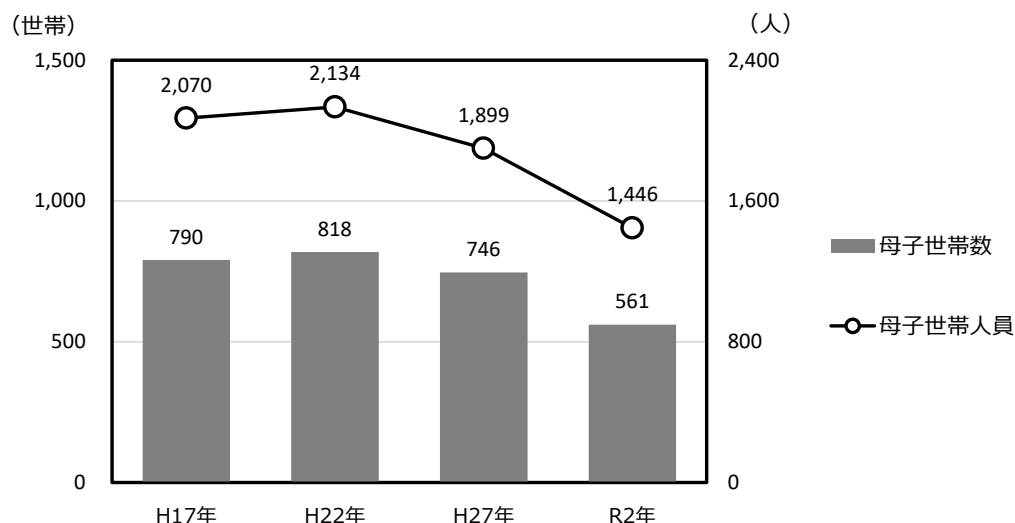


資料：国勢調査

(5) ひとり親家庭の状況

①母子世帯数・母子世帯人員の推移

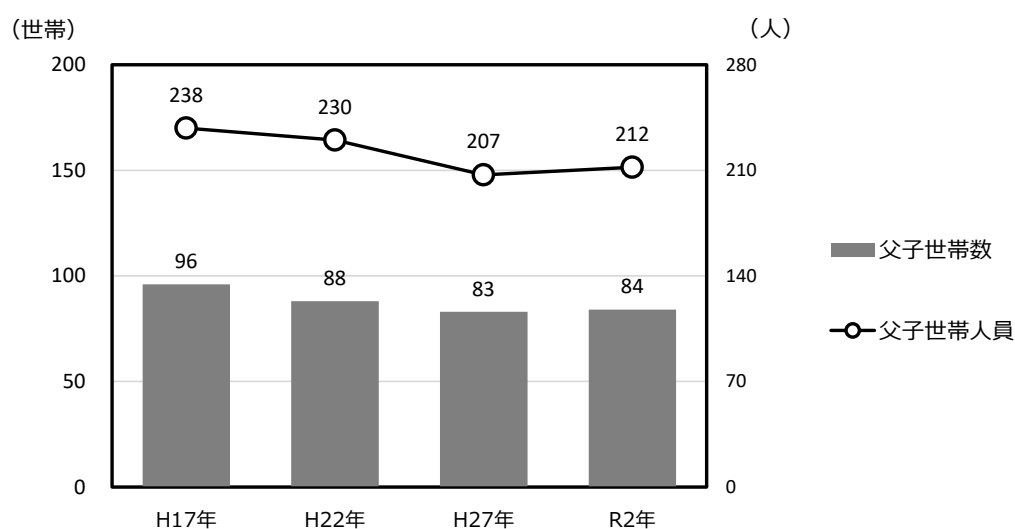
平成 17 年からの母子世帯数、母子世帯人員の推移をみると、世帯数、世帯人員とも平成 22 年をピークにその後は減少しています。令和 2 年の世帯数は 561 世帯、世帯人員は 1,446 人で、いずれもピーク値から 3 割以上減少しています。



資料：国勢調査

②父子世帯数・父子世帯人員の推移

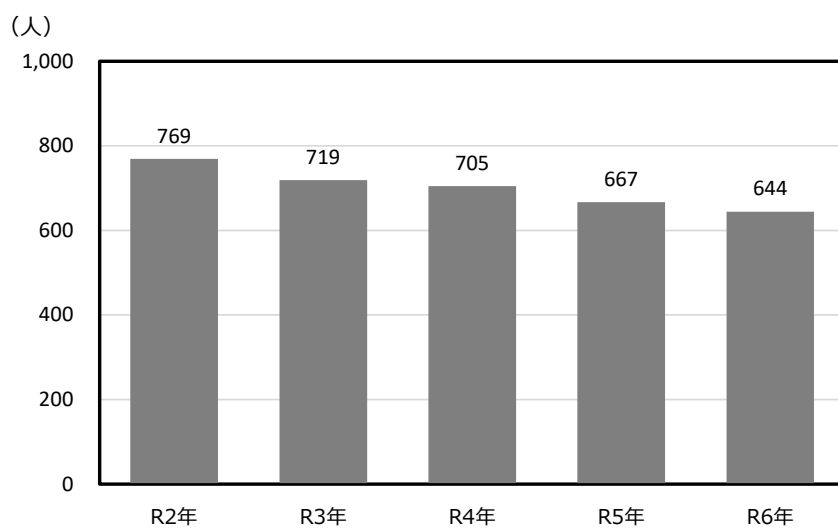
平成 17 年からの父子世帯数、父子世帯人員の推移をみると、平成 27 年までは世帯数、世帯人員とも減少していましたが、令和 2 年は 84 世帯、212 人で、いずれもわずかですが、増加に転じています。



資料：国勢調査

③児童扶養手当受給者数の推移

児童扶養手当受給者数は令和2年以降減少傾向にあり、令和6年は644人で、令和2年から125人減少しています。



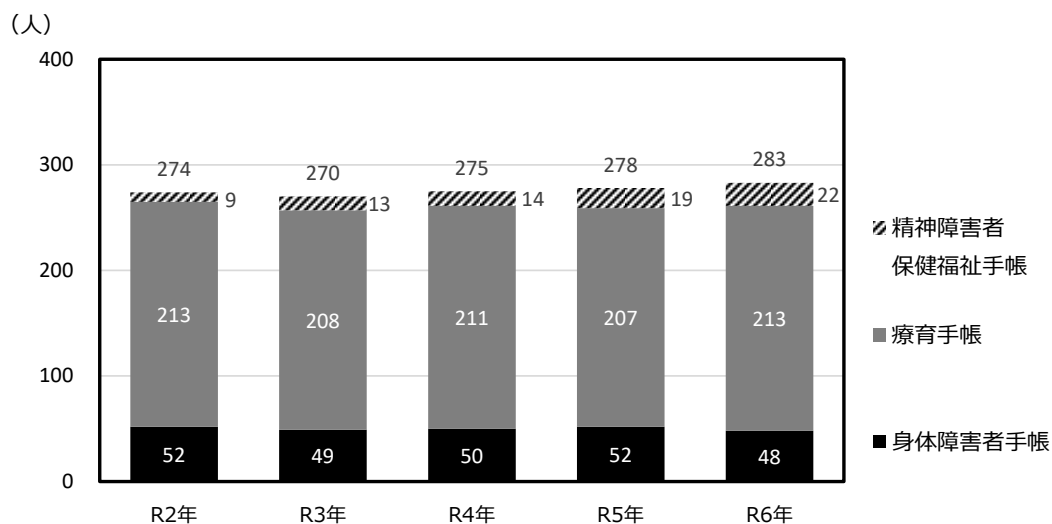
資料：桐生市子育て支援課（各年3月31日時点）

(6) 支援を要するこどもの状況

①障害者手帳を持つ児童・生徒数の推移

令和6年の障害者手帳を持つ18歳未満の児童・生徒数は283人で、うち療育手帳の所持者が213人と全体の75.3%を占めて最も多くなっています。

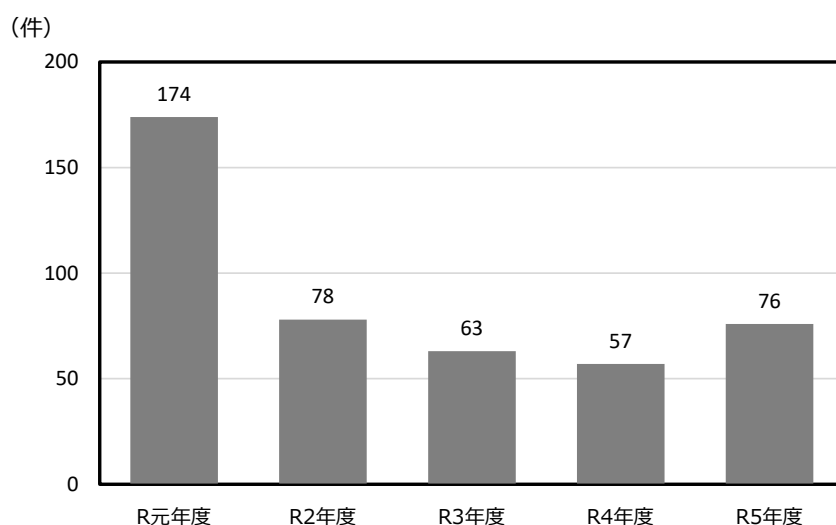
令和2年以降、身体障害者手帳所持者数と療育手帳所持者数はほぼ一定ですが、精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和6年に22人と令和2年から13人増加しています。



資料：桐生市福祉課（各年3月31日時点）

②児童虐待相談件数の推移

令和4年度の児童虐待相談件数は57件で、令和元年度の174件の1/3となりましたが、令和5年度は76件と増加しています。



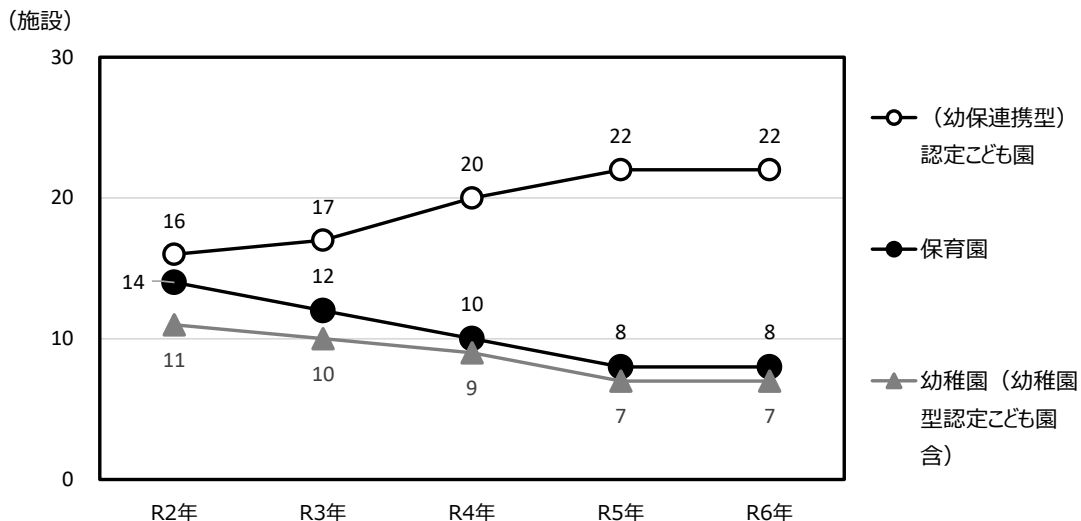
資料：桐生市子育て相談課

(7) 子育て環境の状況

①教育・保育施設数の推移

令和6年における保育・教育施設数は、(幼保連携型)認定こども園 22、保育園 8、幼稚園(幼稚園型認定こども園含む) 7となっています。

令和2年から認定こども園は増加傾向、保育園と幼稚園は減少傾向となっています。

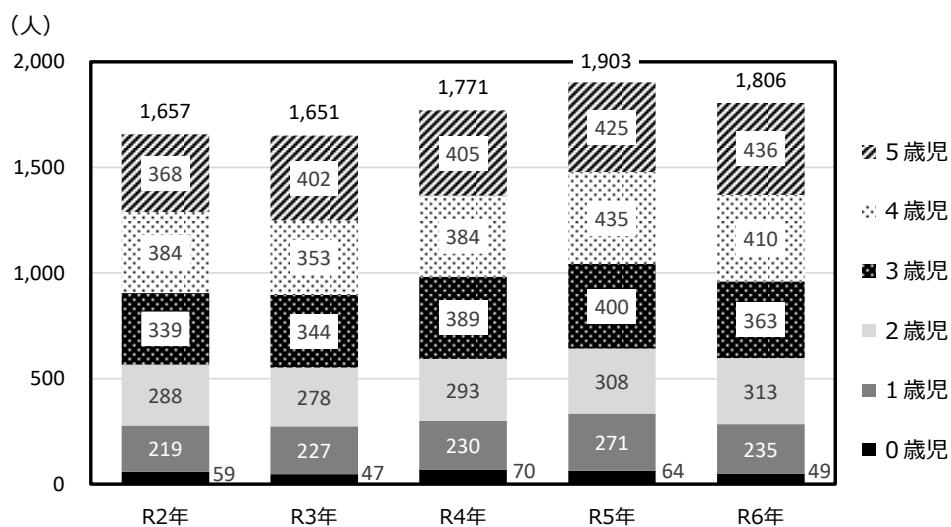


資料：桐生市子育て支援課（各年5月1日時点）

②(幼保連携型)認定こども園在園者数の推移

令和6年の認定こども園在園者の総数は1,806人で、5歳児が436人と最も多く、次いで4歳児が410人となっています。

総数は前年からは97人減少しましたが、令和2年からは149人増加しています。

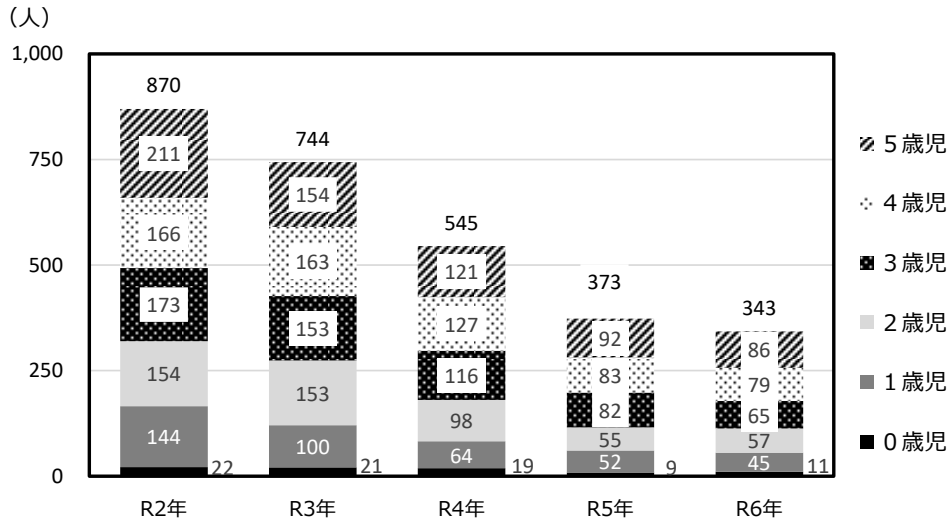


資料：桐生市子育て支援課（各年5月1日時点）

③保育園在園者数の推移

令和6年の保育園在園者の総数は343人で、5歳児が86人と最も多く、次いで4歳児が79人となっています。

総数は年々減少しており、令和2年から令和6年にかけて527人減少しています。

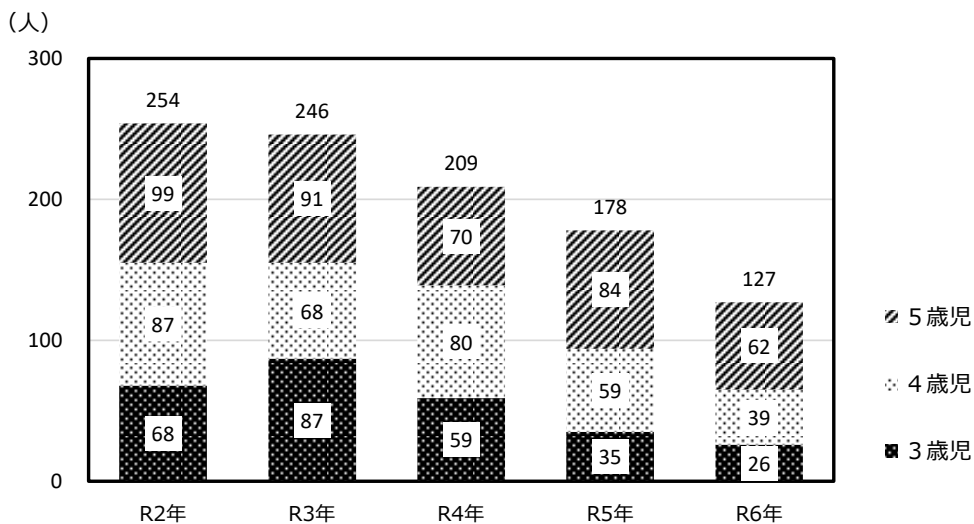


資料：桐生市子育て支援課（各年5月1日時点）

④幼稚園（幼稚園型認定こども園含）在園者数の推移

令和6年の幼稚園在園者の総数は127人で、5歳児が62人と最も多く、次いで4歳児が39人、3歳児が26人となっています。

総数は年々減少しており、令和2年から令和6年にかけて127人減少しています。



資料：桐生市子育て支援課（各年5月1日時点）

2. アンケート調査（ニーズ調査）の結果からわかる現状

（1）調査概要

①調査の目的

第3期桐生市子ども・子育て支援事業計画の策定に向け、保育所・幼稚園・認定こども園などの教育・保育施設や、地域子育て支援拠点（子育て支援センター）・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）などの地域子ども・子育て支援事業を計画的に整備するために、市民の施設や事業の利用状況や今後の利用希望を把握することを目的として行いました。

②調査期間及び調査方法

調査期間	令和5年12月4日（月）～令和6年1月9日（火）
調査方法	郵送による配布・回収（返信用封筒同封）

③調査対象者

調査区分	調査対象者
就学前児童調査	市内在住の就学前児童（0歳～5歳）がいる世帯の中から無作為で抽出された世帯
小学生児童調査	市内在住の小学校低学年（1年～3年）の児童がいる世帯の中から無作為で抽出された世帯

④配布数及び回収数

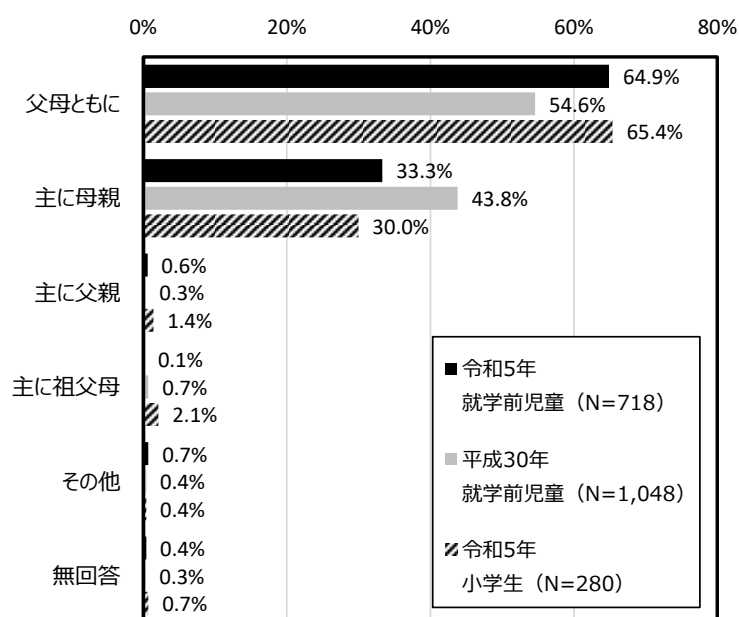
調査区分	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童調査	1,400件	718件	51.3%
小学生児童調査	600件	280件	46.7%
合計	2,000件	998件	49.9%

(2) 調査結果の概要

①子育てを主に行っている人について

【就学前児童調査・小学生児童調査】(単数回答)

子育てを主に行っている人は、就学前児童調査、小学生児童調査のいずれも、「父母ともに」が6割を超えて最も多く、次いで「主に母親」となっています。就学前児童調査の結果を平成30年の前回調査と比較すると、「父母ともに」が10.3ポイント増加する一方、「主に母親」は10.5ポイント減少しており、子育てへの父親の参画が進んでいることが伺えます。



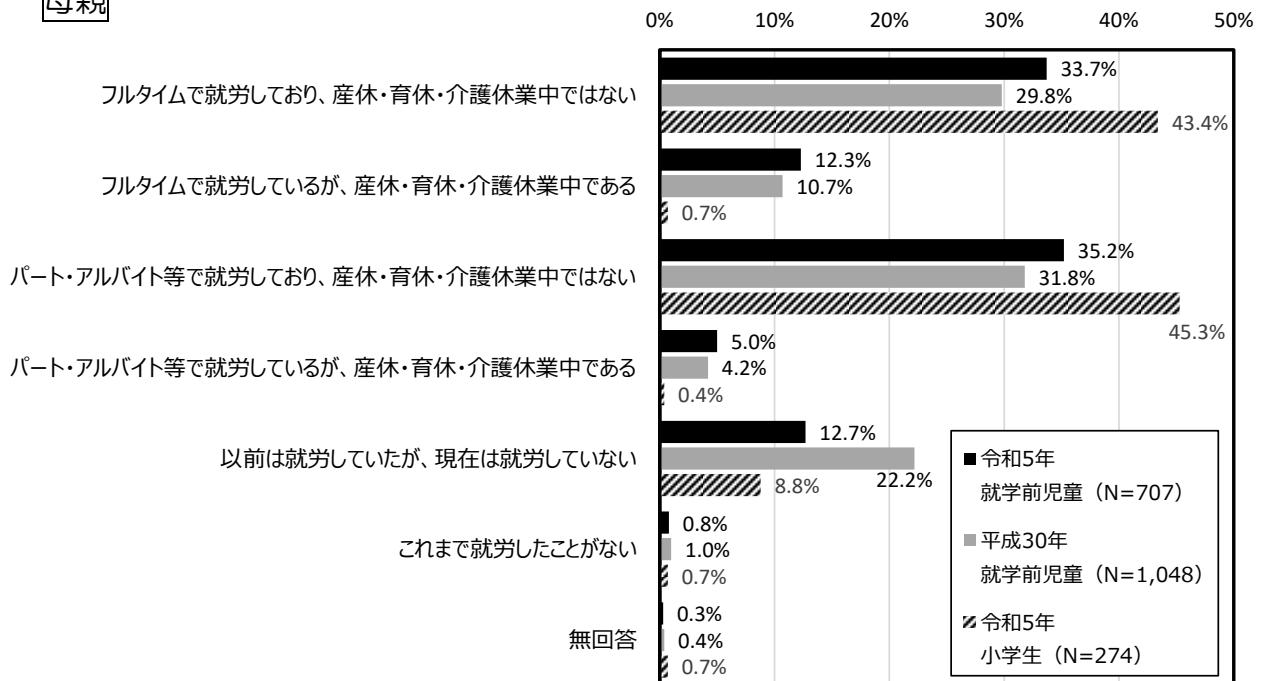
②保護者の就労状況について

【就学前児童調査・小学生児童調査】(単数回答)

就学前児童の母親の就労状況は、現在、産休・育休・介護休業中である人を含む「フルタイムで就労」が46.0%と最も多く、次いで産休・育休・介護休業中である人を含む「パート・アルバイト等で就労」が40.2%で、合わせると86.2%と平成30年を9.7ポイント上回り、就労している母親が大幅に増えていることがわかります。

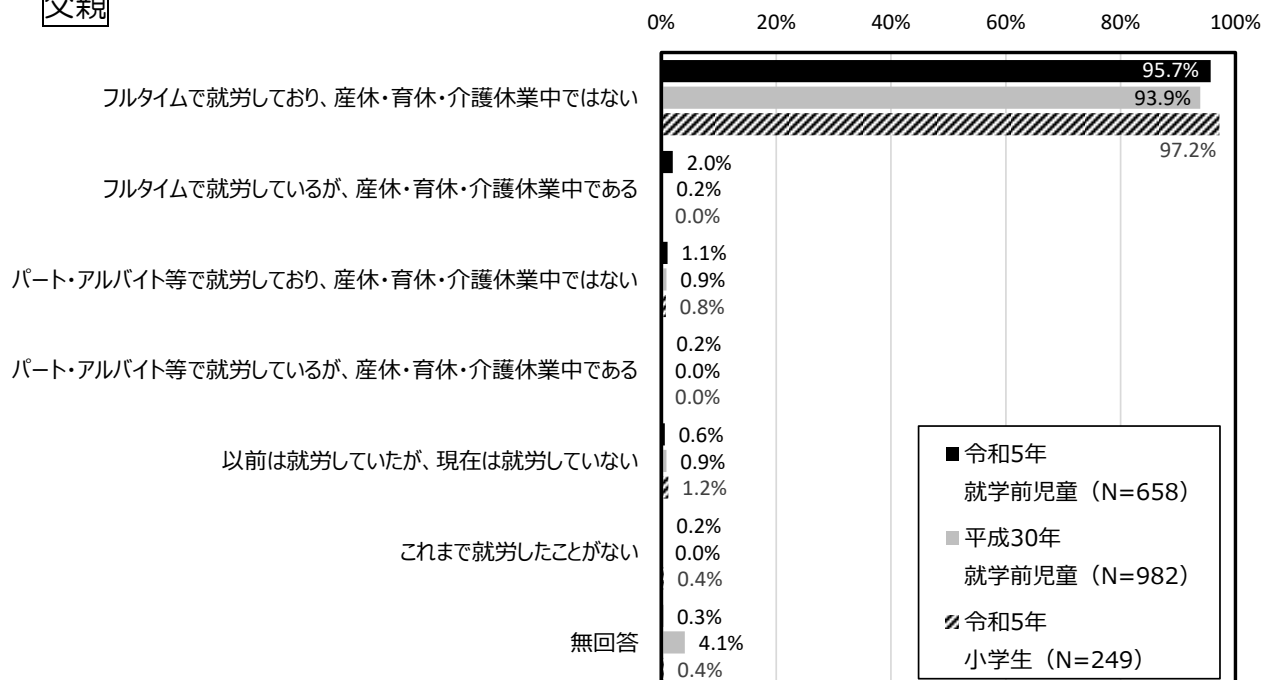
小学生の母親については、現在、産休・育休・介護休業中である人を含む「フルタイムで就労」が44.1%、産休・育休・介護休業中である人を含む「パート・アルバイト等で就労」が45.7%で、合わせると89.8%と就学前児童の母親よりも更に多くなっています。

母親



就学前児童の父親については、「フルタイムで就労」が前回 93.9%であったのに対し、今回は 95.7%と更に増加するとともに、前回 0.2%の「フルタイムで就労しているが、現在、産休・育休・介護休業中である」が、今回調査では 2.0%となったことも注目されます。

父親

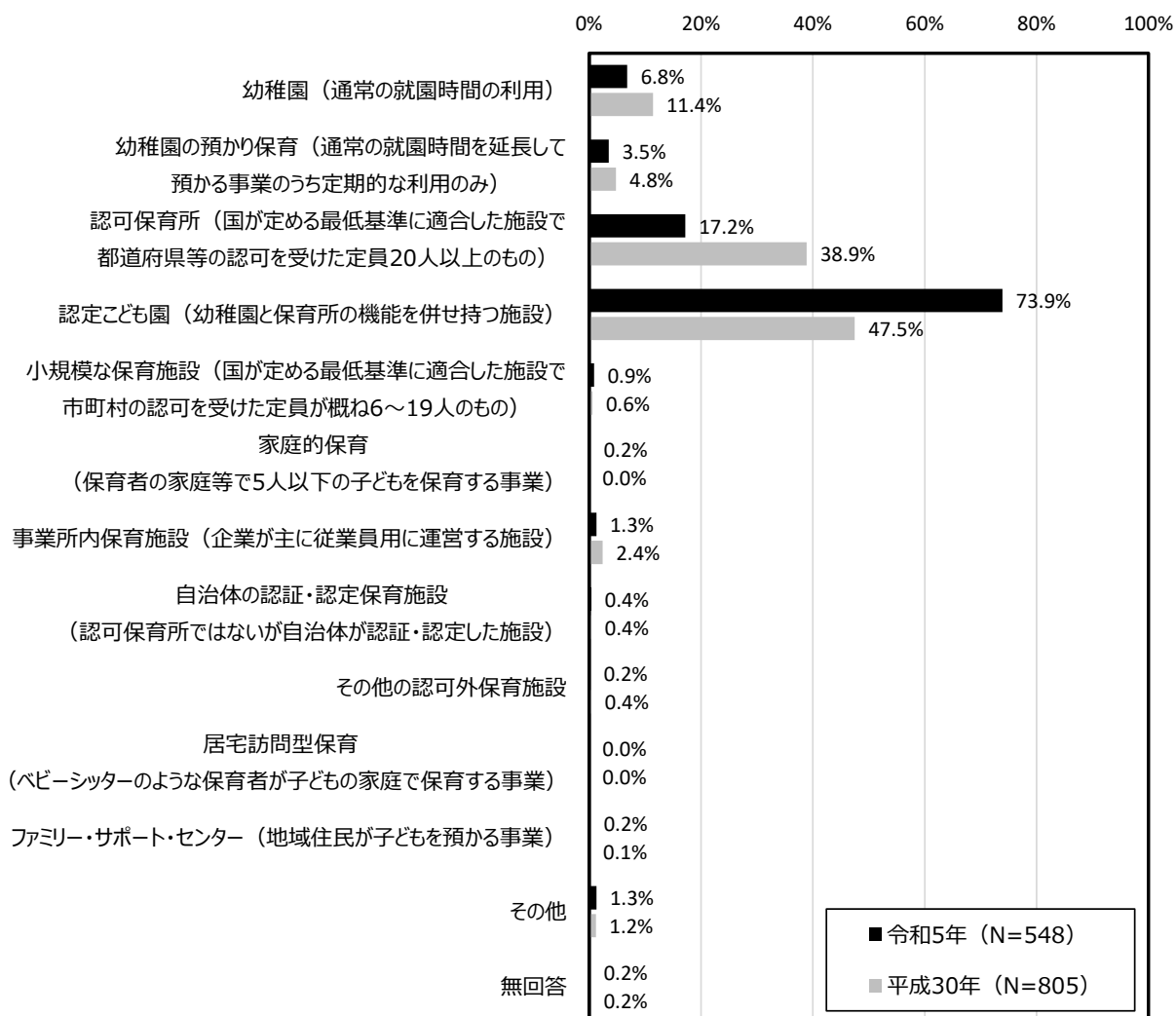


③教育・保育事業の利用状況と利用意向について

【就学前児童調査】（複数回答）

現在の教育・保育の事業の利用状況は「認定こども園」が73.9%と最も多く、次いで「認可保育所」が17.2%、「幼稚園」が6.8%となっています。前回調査と比較すると、上位3事業は変わりませんが、「認定こども園」が前回よりも26.4ポイントもの大幅な増加となったのに対し、「認可保育所」は21.7ポイント、「幼稚園」は4.6ポイント、それぞれ減少しています。

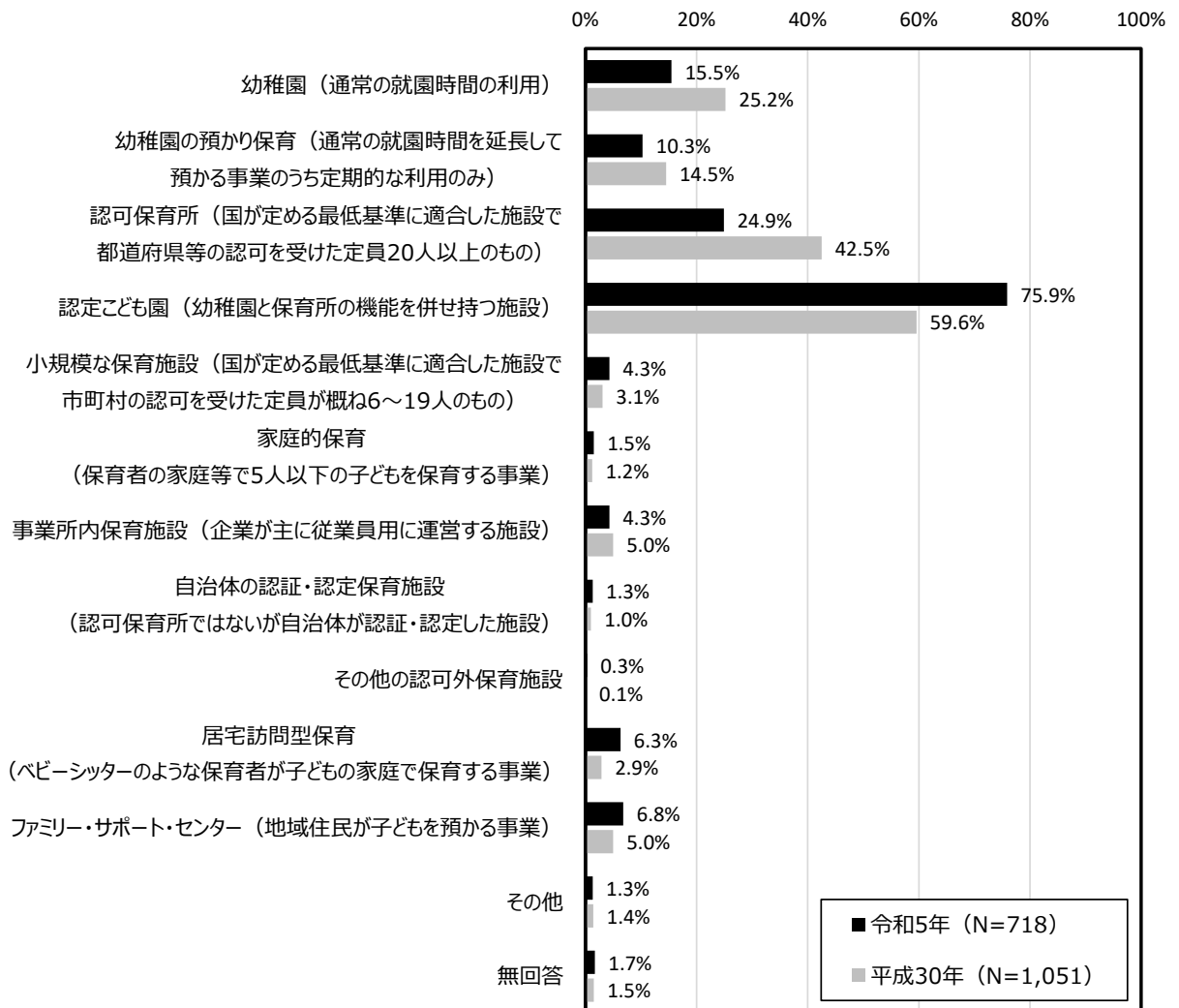
現在の利用状況



今後の利用意向についても、「認定こども園」が75.9%と最も多く、次いで「認可保育所」が24.9%、「幼稚園」が15.5%となっていますが、利用状況と同様、「認定こども園」は前回から大幅に増加し、「認可保育所」と「幼稚園」は減少しています。

現在の利用状況と今後の利用意向を比較すると、「認定こども園」は、ほぼ同率であるのに対し、「認可保育所」、「幼稚園」、「幼稚園の預かり保育」は、今後の利用意向が現在の利用状況を上回っています。

今後の利用意向

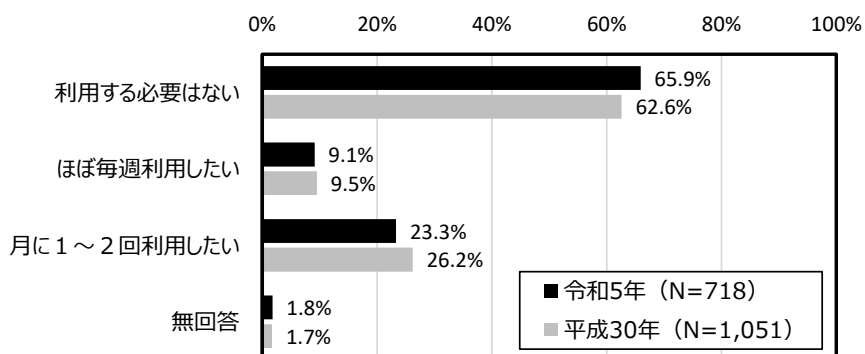


④休日の保育事業利用意向について

【就学前児童調査】（単数回答）

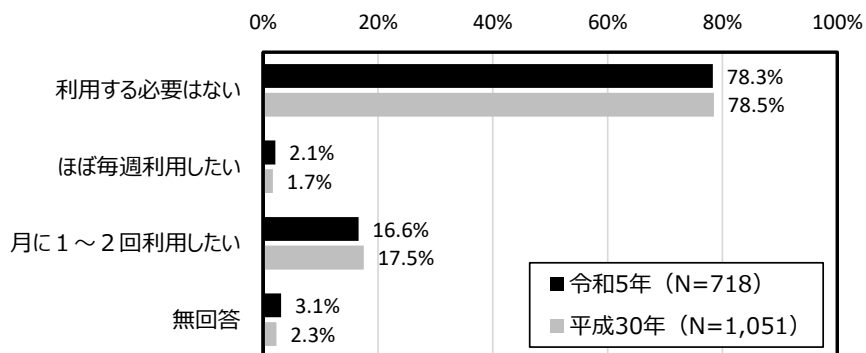
土曜日における保育事業の利用意向については、「ほぼ毎週利用したい」が9.1%、「月に1～2回利用したい」が23.3%、「利用する必要はない」が65.9%となっており、前回調査と比較すると、「月に1～2回利用したい」が2.9ポイント減少し、「利用する必要はない」が3.3ポイント増加しています。

土曜日



日曜日における保育事業の利用意向については、「ほぼ毎週利用したい」が2.1%、「月に1～2回利用したい」が16.6%、「利用する必要はない」が78.3%となっており、前回調査とほぼ同様の結果となっています。

日曜日

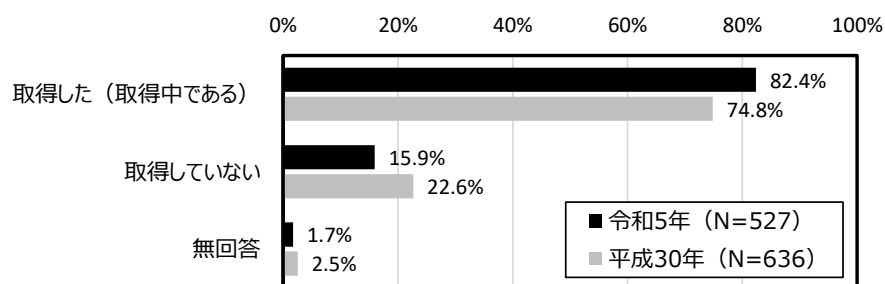


⑤育児休業の取得状況について

【就学前児童調査】（単数回答）※「働いていなかった」人を除き集計

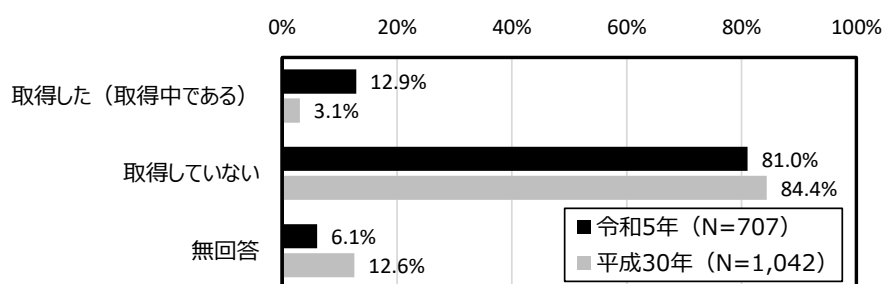
就学前児童の母親について、育児休業を「取得した（取得中である）」は 82.4%、「取得していない」は 15.9%で、前回調査よりもそれぞれ 7.6 ポイント増加、6.7 ポイント減少となっており、育児休業の取得が進んでいます。

母親



就学前児童の父親について、育児休業を「取得した（取得中である）」は 12.9%、「取得していない」は 81.0%で、「取得した（取得中である）」は母親よりも大幅に低いものの、前回調査の 3.1%の4倍となっています。

父親

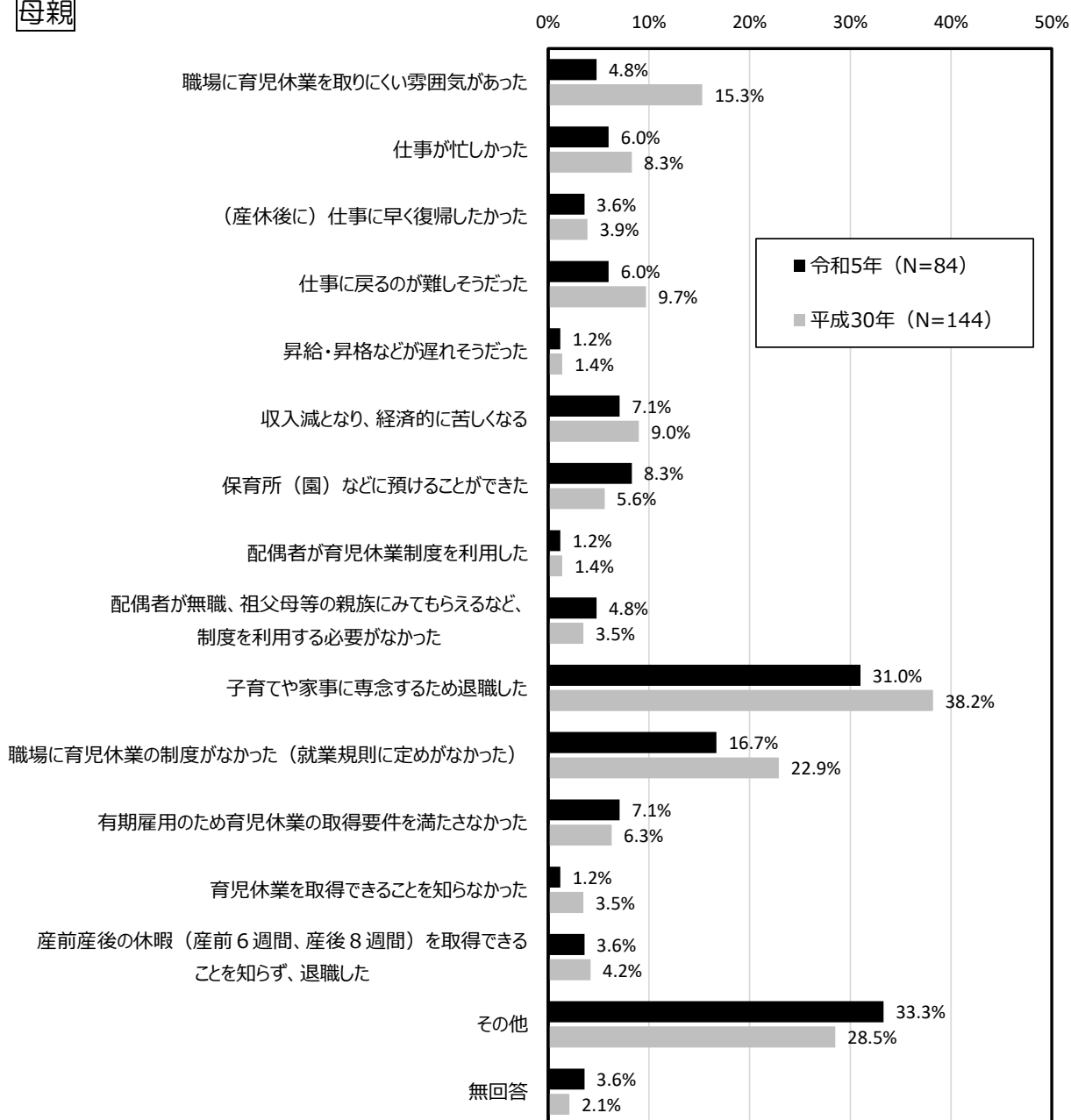


⑥育児休業を利用していない理由について

【就学前児童調査】（複数回答）

母親が育児休業を取得していない理由については、「子育てや家事に専念するため退職した」が31.0%と最も多くなっていますが、前回調査よりも7.2ポイント低下しており、出産・育児を機に退職する母親は減ってきています。また、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」や「職場に育児休業の制度がなかった」なども大幅に低下しており、制度の整備や制度の利用に向けた改善が進んでいることが伺えます。

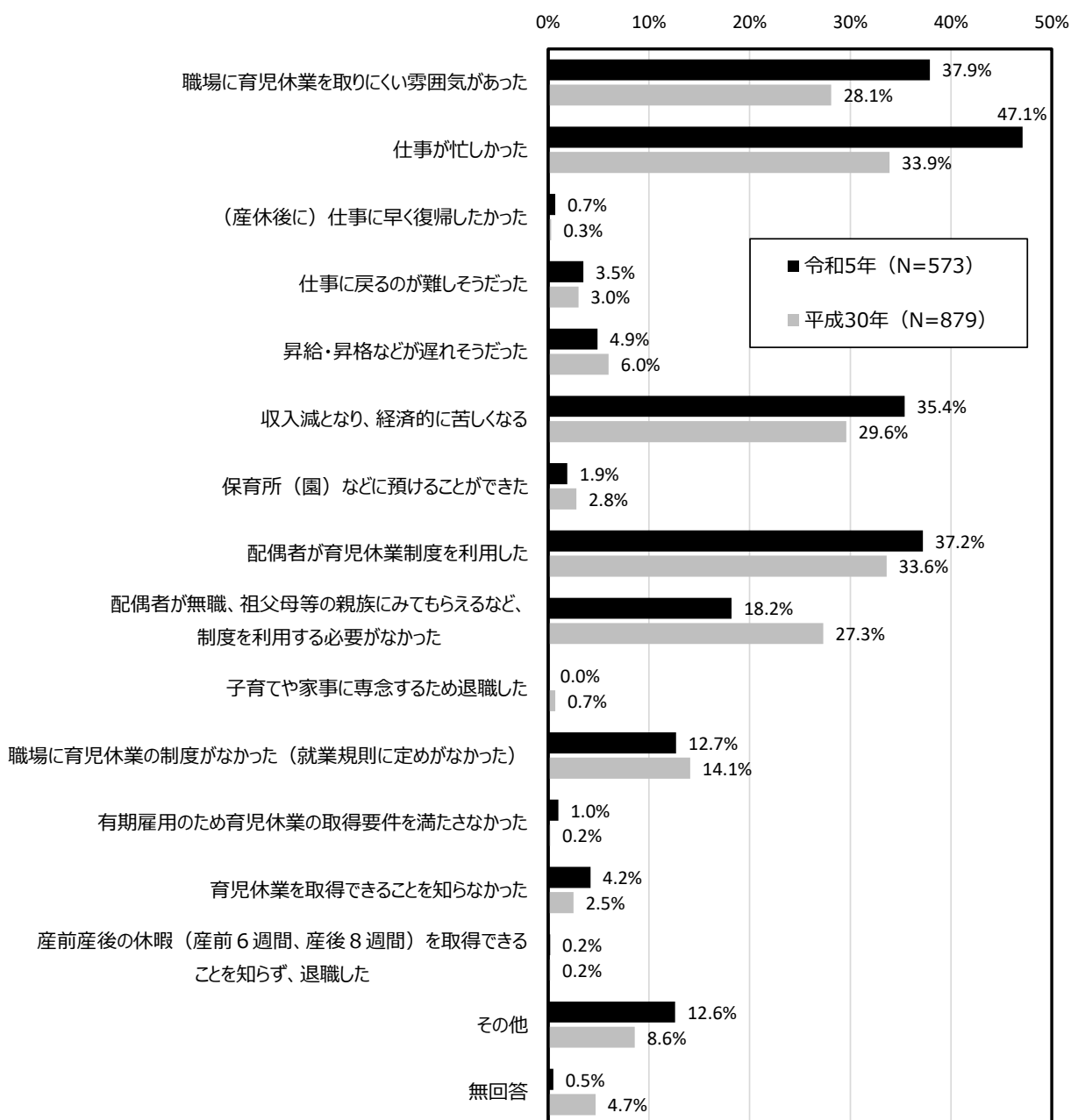
母親



父親が育児休業を取得していない理由については、「仕事が忙しかった」が47.1%と最も多く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が37.9%、「配偶者が育児休業制度を利用した」が37.2%となっています。

前回調査と比較すると、「仕事が忙しかった」は13.2ポイント、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」は9.8ポイント多くなっており、父親については育児休業取得に当たっての職場環境は、前回調査時よりも後退していることが伺えます。

父親

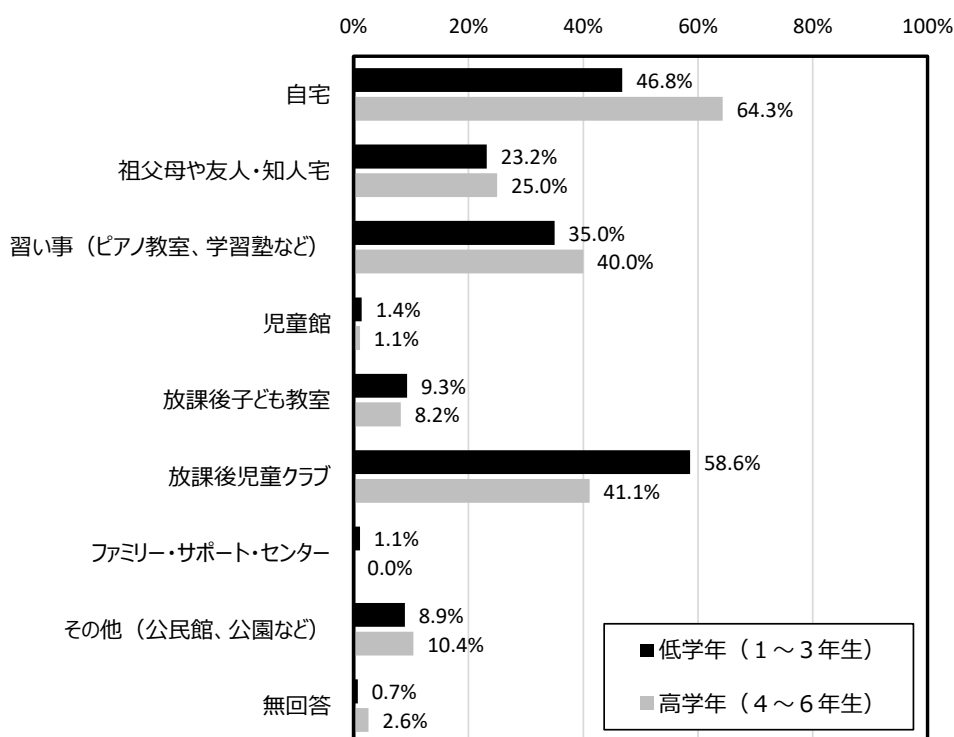


⑦小学校の放課後の過ごし方の希望について

【小学生児童調査】（複数回答）

小学生の保護者が希望する放課後の過ごし方について、小学校低学年（1～3年生）では、「放課後児童クラブ」が58.6%と最も多く、次いで「自宅」が46.8%、「習い事」が35.0%となっています。

高学年（4～6年生）では、「自宅」が64.3%と最も多く、次いで「放課後児童クラブ」が41.1%、「習い事」が40.0%となっており、「放課後児童クラブ」の希望は高学年では低学年よりも17.5ポイント少なくなっています。



3. 第2期桐生市子ども・子育て支援事業計画の実績評価

第2期桐生市子ども・子育て支援事業計画に位置づけられた全ての施策の評価を、基本目標1については令和2年度から令和5年度の実績、基本目標2から9については令和5年度の実績に基づき、以下の基準で評価しました。

実績評価	実施状況
A	事業目標（令和6年度）に向け、計画どおりに実施している
B	事業目標（令和6年度）が遅れている
C	事業について、研究・検討中・未実施
D	事業を廃止・完了など

基本目標1 乳幼児期の教育・保育・地域における子育て支援

施策目標1（教育・保育施設の充実）については、令和2年度から5年度まで、実績評価は全て「A」となっています。

施策目標2（地域子ども・子育て支援事業の推進）についても、全ての事業で、令和2年度から5年度まで、実績評価は「A」となっています。

施策目標1 教育・保育施設の充実

（1）幼稚園・認定こども園（1号及び2号認定、3～5歳児）【提供区域：市全域】

区分		単位	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の 見込み	1号認定	人	550	517	492	476	460
	2号認定	人	0	0	0	0	0
	合計	人	550	517	492	476	460
確保 方策	特定教育・保育施設	人	877	826	860	750	725
	確認を受けない幼稚園	人	0	0	0	0	0
	合計	人	877	826	860	750	725
実績値	1号認定+2号認定	人	471	453	437	408	-
	確保方策	人	871	826	845	750	-
実績評価			A	A	A	A	-

(2) 保育所・認定こども園（2号認定、3～5歳児）【提供区域：市全域】

区分		単位	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の 見込み	2号認定	人	1,470	1,460	1,388	1,344	1,290
確保 方策	特定教育・保育施設	人	1,574	1,481	1,443	1,401	1,333
実績値	2号認定	人	1,507	1,475	1,417	1,395	－
	確保方策	人	1,552	1,481	1,433	1,401	－
実績評価			A	A	A	A	－

(3) 保育所・認定こども園（3号認定、0～2歳児）【提供区域：市全域】

区分		単位	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の 見込み	3号認定 (0歳児)	人	1,084 (268)	1,049 (259)	1,016 (252)	984 (244)	956 (237)
確保 方策	特定教育・保育施設 (0歳児)	人	1,149 (277)	1,113 (260)	1,052 (255)	1,049 (246)	1,032 (244)
実績値	3号認定 (0歳児)	人	1,108 (272)	1,024 (265)	992 (282)	953 (261)	－ －
	確保方策 (0歳児)	人	1,149 (258)	1,113 (260)	1,052 (255)	1,049 (246)	－ －
実績評価			A	A	A	A	－

施策目標2 地域子ども・子育て支援事業の推進

(1) 利用者支援事業（0～5歳、小学生）【提供区域：市全域】

■基本型

区分	単位	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	か所	1	1	1	1	1
確保方策	か所	1	1	1	1	1
実績値	か所	1	1	1	1	－
実績評価		A	A	A	A	－

■母子保健型

区分	単位	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	か所	1	1	1	1	1
確保方策	か所	1	1	1	1	1
実績値	か所	1	1	1	1	－
実績評価		A	A	A	A	－

(2) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）（0～2歳）【提供区域：市全域】

区分	単位	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み（年間延べ利用人数）	人	47,616	46,092	44,617	43,278	42,023
確保方策（年間延べ利用人数）	人	47,616	46,092	44,617	43,278	42,023
	か所	11	11	11	11	11
実績値（年間延べ利用人数）	人	25,614	27,239	27,801	27,270	-
	か所	11	11	11	11	-
実績評価		A	A	A	A	-

(3) 妊婦健康診査事業【提供区域：市全域】

区分	単位	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	人	522	505	490	475	461
	回	5,799	5,611	5,444	5,277	5,122
確保方策	実施場所：群馬県医師会及び足利市医師会所属の医療機関等 それ以外については、負担金にて対応 検査項目：妊娠週数に応じた適正な健康診査 実施時期：受診票を交付した日から出産の日まで					
実績値	人	482	417	406	347	-
	回	5,125	4,934	4,351	4,013	-
実績評価		A	A	A	A	-

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）（0歳）【提供区域：市全域】

区分	単位	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	人	488	472	458	444	431
確保方策	実施体制：桐生市母子保健推進協力会に委託するとともに、市の保健師も訪問 実施機関：子育て相談課					
実績値	人	384	402	330	333	-
実績評価		A	A	A	A	-

(5) -1 養育支援訪問事業（妊娠期～5歳）【提供区域：市全域】

区分	単位	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	人	372	354	339	329	319
確保方策	人	実施体制：市の保健師及び助産師等 実施機関：子育て相談課、群馬県助産師会				
実績値	人	325	254	214	116	-
実績評価		A	A	A	A	-

(5)-2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）【提供区域：市全域】

区分	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
確保方策	子育て世代包括支援センターに、子ども家庭総合支援拠点の機能を合わせ、関係機関との連携を強化するとともに、要保護児童対策に係る、より専門的な知識を深めるための研修会の開催など、実現可能な事業内容から順次整備します。				
実績評価	A	A	A	A	-

(6) 子育て短期支援事業（0～18歳）【提供区域：市全域】

区分	単位	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
量の見込み（年間延べ利用人数）	人	18	22	26	26	26	
確保方策 （年間延べ 利用人数）	ショートステイ事業	人	10	12	14	14	
	トワイライトステイ事業	人	8	10	12	12	
	合計	人	18	22	26	26	
実績値	ショートステイ事業	人	8	0	5	38	-
	トワイライトステイ事業	人	0	0	0	2	-
	か所		5	5	5	5	-
実績評価		A	A	A	A	-	

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（0～5歳、小学生）【提供区域：市全域】

区分	単位	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
量の見込み（年間延べ利用人数）	人	1,564	1,489	1,469	1,374	1,288	
確保方策 （年間延べ 利用人数）	0～5歳	人	470	447	441	412	385
	小学生	人	1,084	1,032	1,018	952	893
	病児・緊急対応強化事業	人	10	10	10	10	10
	合計	人	1,564	1,489	1,469	1,374	1,288
実績値 （年間延べ 利用人数）	0～5歳	人	627	548	290	100	-
	小学生	人	821	718	878	941	-
	病児・緊急対応強化事業	人	0	0	0	0	-
	合計	人	1,448	1,266	1,168	1,041	-
実績評価		A	A	A	A	-	

(8) 一時預かり事業 (0～5歳)【提供区域：市全域】

■幼稚園・認定こども園 (教育部分) における在園児を対象とした一時預かり (預かり保育)

区分		単位	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み (年間延べ 利用人数)	1号による利用	人	43,933	41,010	39,041	37,802	36,629
	2号による利用	人	0	0	0	0	0
	合計	人	43,933	41,010	39,041	37,802	36,629
確保方策 (年間延べ利用人数)		人	43,933	41,010	39,041	37,802	36,629
実績値 (年間延べ利用人数)		人	31,510	26,859	30,393	30,634	-
実績評価			A	A	A	A	-

■一時預かり事業 (在園児対象型を除く、保育所・認定こども園 (保育部分) 等)、
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業 (0～5歳))、
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)

区分		単位	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み (年間延べ利用人数)		人	3,480	3,316	3,195	3,080	2,972
確保方策 (年間延べ 利用人数)	一時預かり事業 (保育所・認定こども 園 (保育部分) 等)	人	3,002	2,859	2,742	2,656	2,575
	子育て援助活動支援 事業 (0～5歳)	人	470	447	441	412	385
	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	人	8	10	12	12	12
	合計	人	3,480	3,316	3,195	3,080	2,972
実績値 (年間延べ 利用人数)	一時預かり事業 (保育所・認定こども 園 (保育部分) 等)	人	2,257	1,125	1,382	1,283	-
	子育て援助活動支援 事業 (0～5歳)	人	627	548	290	100	-
	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	人	0	0	0	2	-
	合計	人	2,884	1,673	1,672	1,385	-
実績評価			A	A	A	A	-

(9) 延長保育事業（0～5歳）【提供区域：市全域】

区分	単位	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み（実利用人数）	人	1,060	1,009	966	938	908
確保方策（実利用人数）	人	1,060	1,009	966	938	908
	か所	33	32	32	32	32
実績値（実利用人数）	人	866	884	837	934	－
	か所	33	32	32	32	－
実績評価		A	A	A	A	－

(10) 病児・病後児保育事業（0～5歳、小学生）【提供区域：市全域】

区分	単位	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
量の見込み（年間延べ利用人数）	人	3,335	3,793	3,663	3,569	3,479	
確保 方策 (年間 延べ利 用人数)	病児・病後児保育事業	人	3,325	3,783	3,653	3,559	3,469
	病児対応型事業	か所	1	1	1	1	1
	病後児対応型事業	か所	1	1	1	1	1
	体調不良児対応型事業	か所	11	13	13	13	13
	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター 事業）（病児・緊急対応強 化事業）	人	10	10	10	10	10
合計	人	3,335	3,793	3,663	3,569	3,479	
実績値 (年間 延べ利 用人数)	病児・病後児保育事業	人	2,278	2,997	2,939	3,629	－
	病児対応型事業	か所	1	1	1	1	－
	病後児対応型事業	か所	1	1	1	1	－
	体調不良児対応型事業	か所	11	11	12	12	－
	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター 事業）（病児・緊急対応強 化事業）	人	0	0	0	0	－
合計	人	2,278	2,997	2,939	3,629	－	
実績評価		A	A	A	A	－	

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）及び放課後子供教室の整備
 (小学生)【提供区域：小学校区域】

区分	単位	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み（放課後児童クラブ）	人	1,309	1,277	1,231	1,180	1,133
1年生	人	329	323	307	285	279
2年生	人	298	325	303	283	269
3年生	人	275	236	256	245	232
4年生	人	192	200	170	189	176
5年生	人	125	110	119	100	108
6年生	人	90	83	76	78	69
確保方策（放課後児童クラブ） （利用定員の合計）	人	1,907	1,946	1,946	1,946	1,946
放課後子供教室の整備計画 （放課後児童クラブと一体型で実施） 市内の全市立小学校（17校）	か所	8	11	14	17	17
実績値 （放課後児童クラブ利用人数）	人	1,012	1,150	1,139	1,216	-
実績評価		A	A	A	A	-
実績値 （放課後子供教室の整備計画）	か所	8	11	14	17	-
実績評価		A	A	A	A	-

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業【提供区域：市全域】

区分	単位	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	人	6	6	5	5	5
確保方策	継続して実施します。					
実績値	人	8	9	6	3	-
実績評価		A	A	A	A	-

基本目標 2 地域における子育て支援・保育サービス等の充実

全体では、A 評価が 98%となっています。

D 評価は、施策目標 3 の「子育て支援に関する情報を広報きりゅうに掲載」です。

施策目標		評価 件数	実績評価 (%)			
			A	B	C	D
1	地域における子育て支援サービスの充実	22	100	0	0	0
2	保育サービスの充実	11	100	0	0	0
3	子育て支援のネットワークづくり	11	91	0	0	9
4	子どもの健全育成	18	100	0	0	0
全体		62	98	0	0	2

基本目標 3 母性と乳幼児の健康の確保と増進

全体では、A 評価が 94%となっています。

B 評価は、施策目標 2 の「食に関する講座の開催」です。

D 評価は、施策目標 1 の「ひよこクラス」、「1 歳児かみかみ教室」、「親と子のよい歯のコンクール地区審査会」です。

施策目標		評価 件数	実績評価 (%)			
			A	B	C	D
1	子どもや母親の健康の確保	37	92	0	0	8
2	食育の推進	21	95	5	0	0
3	思春期保健対策の充実	3	100	0	0	0
4	小児医療の充実	1	100	0	0	0
全体		62	94	2	0	5

基本目標 4 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

全体では A 評価が 90%となっています。

B 評価は、施策目標 2 の「基礎・基本の定着とそれを基にした『生きる力』の育成」、
「外国語教育指導の推進」、「中学生海外派遣事業」です。

C 評価は、施策目標 2 の「桐生市立商業高等学校海外助成事業」です。

D 評価は、施策目標 3 の「水生生物調査の実施」です。

施策目標		評価 件数	実績評価 (%)			
			A	B	C	D
1	次代の親の育成	4	100	0	0	0
2	子どもの生きる力の育成に向けた学校等の教育環境などの整備	32	88	9	3	0
3	家庭や地域の教育力の向上	12	92	0	0	8
4	子どもを取り巻く有害環境対策の推進	3	100	0	0	0
全体		51	90	6	2	2

基本目標 5 子育てを支援する生活環境の整備

全体では A 評価が 73%となっています。

B 評価は、施策目標 2 の「ゆったりした歩道の整備」、「電線類の地中化整備の推進」、
施策目標 3 の「おりひめバスにおけるノンステップバスの運行」です。

C 評価は、施策目標 2 の「歩道の新設促進」、「休憩・見る・サイクリングなどを楽しむ歩道の整備」、「街路樹、植樹帯などの適切な配置促進」です。

D 評価は、施策目標 1 の「水沼定住促進住宅事業」、施策目標 3 の「託児コーナー」です。

施策目標		評価 件数	実績評価 (%)			
			A	B	C	D
1	良質な住宅と良好な居住環境の確保	5	80	0	0	20
2	安全な道路交通環境の整備	9	44	22	33	0
3	安心して外出できる環境の整備	12	83	8	0	8
4	安全・安心なまちづくりの推進など	4	100	0	0	0
全体		30	73	10	10	7

基本目標 6 職業生活と家庭生活との両立の推進

A 評価が 100%となっています。

施策目標		評価 件数	実績評価 (%)			
			A	B	C	D
1	仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	4	100	0	0	0
2	仕事と子育ての両立のための基盤整備	7	100	0	0	0
全体		11	100	0	0	0

基本目標 7 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進

A 評価が 80%となっています。

B 評価 2 件と D 評価 1 件はいずれも「婚活に対する支援」です。

施策目標		評価 件数	実績評価 (%)			
			A	B	C	D
1	切れ目のない支援施策	15	80	13	0	7
全体		15	80	13	0	7

基本目標 8 子どもの安全の確保

A 評価が 100%となっています。

施策目標		評価 件数	実績評価 (%)			
			A	B	C	D
1	子どもの交通安全を確保するための活動の推進	5	100	0	0	0
2	子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	3	100	0	0	0
3	被害に遭った子どもの保護の推進	1	100	0	0	0
全体		9	100	0	0	0

基本目標 9 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

全体では A 評価が 99%となっています。

D 評価は、施策目標 3 の「障害児の地域支援活動の推進」です。

施策目標		評価 件数	実績評価 (%)			
			A	B	C	D
1	児童虐待防止対策の充実	14	100	0	0	0
2	ひとり親家庭の自立支援の推進	11	100	0	0	0
3	障害児施策の充実等	27	96	0	0	4
4	子どもの貧困に対する支援	19	100	0	0	0
全体		71	99	0	0	1

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

本市では、令和2年3月に「桐生市第六次総合計画（基本構想・前期基本計画）」を策定し、市の将来都市像「感性育み 未来織りなす 粋なまち桐生」の実現に向け、まちづくりを総合的に進めています。前期基本計画に引き続き、令和6年3月に策定した後期基本計画では、福祉・健康分野の重点施策に「妊産婦・子育て世帯・子どもへの包括的な支援と相談支援の充実」、「支援を必要とする子どもや家庭に対する支援の充実」、「子育て支援サービスの充実」を位置づけ、更なる支援の充実を図っています。

このような中、本計画の前身となる「第2期桐生市子ども・子育て支援事業計画」では、個性豊かにのびのびと健やかに成長することと、その姿に喜びや生きがいを感じる親とが、ともに輝き続けることができるまちを目指して、「子どもと親が輝くまち 桐生」を基本理念に掲げ、様々な施策を推進してきました。

しかしながら、少子化の流れは依然として止まず、年々減少していた児童虐待相談件数は増えているなど、こどもの成育環境をめぐる課題も深刻化しています。

第3期計画では、これまで以上に、子どもと子育て家庭への包括的な支援に取り組み、家庭環境などにかかわらず、全てのこどもが健やかに成長できるよう、そして、親がこどもの成長に喜びや生きがいを感じられるよう、第2期計画の基本理念を継承し、総合的な子ども・子育て支援を推進します。

こどもと親が輝くまち 桐生

2. 計画の基本的視点

本計画では、基本理念の下、令和5年4月に施行された「こども基本法」第9条に基づいて令和5年12月に定められた「こども大綱」で示された基本的方針を踏まえ、次の5つを計画の基本的視点とします。

1	<p>こどもと若者の権利を守り、その最善の利益を図る視点</p> <p>こども・若者は、未来を担うとともに、今を生きている存在であり、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく主体です。従って、こども・若者を多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからにとっての最善の利益を図ります。</p>
2	<p>こどもと若者のライフステージを通じて切れ目なく支援する視点</p> <p>こどもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期までのそれぞれの段階で様々な学びや体験を通じて成長し、若者として社会生活を送るようになります。その成長の過程は、その時に置かれた環境にも大きく依存することから、ライフステージを通じて切れ目のない支援を行います。</p>
3	<p>良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図る視点</p> <p>貧困と格差はこどもやその家族の幸せな状態を損ね、人生を自ら選択できる可能性を制約します。全てのこども・若者が幸せのなかで成長できるように、貧困・格差を解消し、良好な成育環境を整えます。</p>
4	<p>こどもを持つ当事者のゆとりある子育てを支える視点</p> <p>子育て当事者が経済的な不安感や孤立感を抱いたり、過度な使命感や負担感を抱いたり、人生の幅を狭めることなく、健康で自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合うことができるように、社会全体で子育てをサポートします。</p>
5	<p>SDGs とつながり、そのゴールの達成を図る視点</p> <p>2015年に国連で採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す17の国際目標であるSDGsには、右に示すように、こども・子育てと関係の深い目標があります。本計画でも、第2期計画と同様、SDGsの視点に立ち、誰一人取り残すことのない子育て支援施策を推進します。</p> <div data-bbox="699 1648 1407 2011"> <p>1 貧困をなくそう</p> <p>3 すべての人に健康と福祉を</p> <p>4 質の高い教育をみんなに</p> <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> <p>8 働きがいも経済成長も</p> <p>10 人や国の不平等をなくそう</p> <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> <p>16 平和と公正をすべての人に</p> </div>

3. 計画の基本目標

本計画の基本理念及び基本的視点を踏まえ、計画の基本目標を「ライフステージを通じた支援」、「ライフステージ別の支援」、「子育て当事者への支援」に大別し、それぞれ次のとおり設定しました。

●ライフステージを通じた支援

こどもや若者に対する支援が特定の年齢で途切れることなく、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで、継続して支援を行います。

基本目標1 こども・若者の権利擁護

全てのこどもや若者が個性と人格を尊重され、その権利が守られるよう、市ホームページをはじめ様々な媒体で人権に関する意識啓発を図るとともに、教育・学習の機会の充実を図ります。

基本目標2 母親とこどもの健康の確保と増進

母性と乳幼児の健康の確保及び増進を図るため、保健・医療・福祉・教育等の分野間の連携と、地域における母子保健施策等の充実を図ります。

基本目標3 こども・若者の安全の確保

こども・若者が交通事故や犯罪などの被害者となることを防ぐ環境の整備に努めるとともに、自殺予防のための取組を推進します。

基本目標4 困難な状況にあるこどもなどへのきめ細かな支援

貧困状態にあるこどもや虐待を受けたこどもへの支援、障がいのあるこどもなどへの支援の充実を図ります。

基本目標5 子育てを支援する生活環境の整備

こどもとその保護者が、安心して暮らすことのできる地域の環境と住環境の整備を進めます。

●ライフステージ別の支援

結婚から思春期まで、それぞれの人生のステージや発達段階に特有の課題に向き合い、適切な支援を行います。

基本目標6 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援

妊娠し、こどもを持つことを望む人の希望が実現し、育児を始めるまでの期間、切れ目のない支援を提供します。

基本目標7 乳幼児期の支援

全ての子育て家庭を支援するため、地域における様々な子育て支援サービス、保育サービスの充実を図り、こどもの健全育成に努めます。

基本目標8 学童期・思春期の支援

こどもにとって、身体も心も大きく成長する学童期、性的な成熟が始まり、他者や社会との関わりの中で自身の価値を模索し、アイデンティティを形成する思春期。それぞれの時期に求められる教育や保健対策を推進し、次代の親への成長を促します。

●子育て当事者への支援

こどもの成長を喜び、楽しみを感じながら子育てができるよう、子育ての当事者の家庭生活の充実と、ひとり親家庭の自立に資する支援を行います。

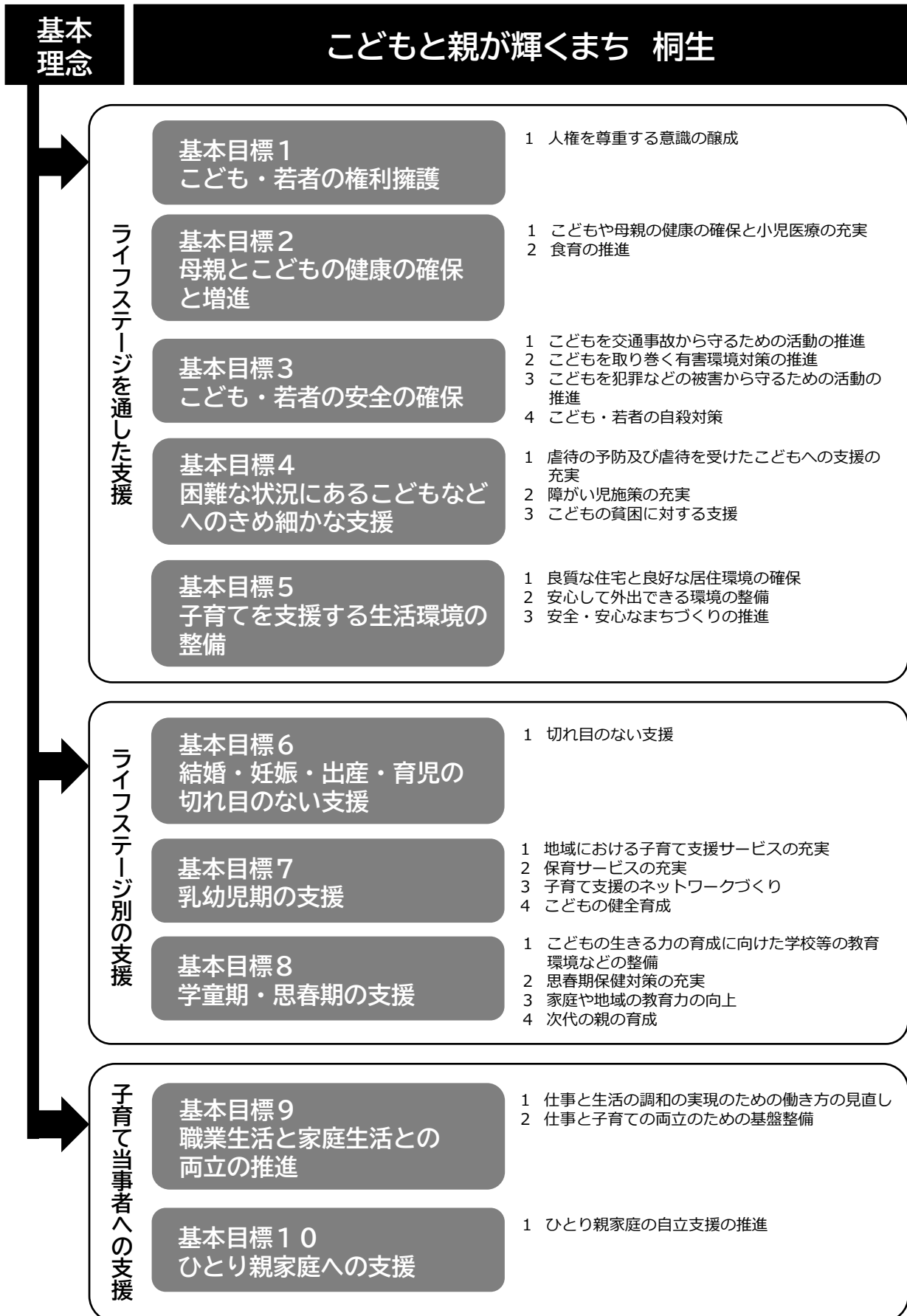
基本目標9 職業生活と家庭生活との両立の推進

仕事と家庭生活・子育てが無理なく両立できるよう、子育て当事者や企業などの関係者への働きかけを行うとともに、家庭内での男女共同参画の促進に努めます。

基本目標10 ひとり親家庭への支援

経済的な苦境に陥りがちな、ひとり親家庭が自立できるよう、自立相談や教育訓練給付、医療費の助成など、様々な支援を行います。

4. 計画の体系



第4章 計画の推進方策

ライフステージを通じた支援

基本目標 1 こども・若者の権利擁護

1 人権を尊重する意識の醸成

自立した個人へと発達する過程にあるこども・若者が、多様な人格を持つ個人として尊重され、その権利が保障されるよう、「桐生市男女共同参画計画（令和3年度～令和7年度）」、「第2期桐生市自殺対策計画」に基づき、人権に関する周知活動を推進するとともに、講座などの学習機会の充実を図ります。

	事業名	事業概要	担当課
1	人権に関する学習機会の充実	様々な人たちの人権に関する出前講座や講演会、セミナー等を実施します。	地域づくり課 生涯学習課
2	人権に関する広報や啓発活動の推進	人権に関する各種情報や相談窓口等について、広報紙・ホームページ等への掲載、チラシの配布等を通して広く周知します。	地域づくり課
3	家庭における男女共同参画学習機会の充実	子どもたちが性別にとらわれず、それぞれの個性や能力を十分に発揮できるよう、親子で共に男女共同参画について考え、実践していくための機会の充実を図ります。	地域づくり課
4	PTA 人権教育出前講座	市立小・義務教育学校の第6学年の児童や保護者を対象に人権教育出前講座を実施します。	生涯学習課

基本目標 2 母親とこどもの健康の確保と増進

1 こどもや母親の健康の確保と小児医療の充実

妊娠・出産から新生児期及び乳幼児期を通して母子の健康が確保されるよう、各種の健診や保健指導、新生児・乳児訪問指導、育児不安の解消を図るための相談指導などの充実を図ります。

	事業名	事業概要	担当課
1	フッ化物洗口についての取組	歯みがきに加えて、歯質そのものを強化し、むし歯を予防します。 ※市内の保育所、幼稚園、認定こども園、市内小学校、特別支援学校などで実施しています。なお、全ての施設で実施しているわけではありません。	子育て支援課 教育環境課
2	母子健康手帳の交付と電子媒体による情報発信の推進	母性の保護、育児などの知識の普及、不安の軽減及び相談・助言と情報発信を行います。	子育て相談課
3	妊婦健康診査事業（しあわせ妊婦健康診査受診票の交付）	妊婦の健康管理と経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産を迎えることができるよう、妊婦健康診査受診票を14枚交付します。	子育て相談課
4	マタニティマーク等の交付	妊娠・出産・育児に関する安全性と快適さの確保を目的とし、妊産婦や乳幼児にやさしい環境づくりを推進するため、マタニティキーホルダー等を交付します。	子育て相談課
5	妊産婦訪問指導の充実	妊産婦に対して日常生活指導を行い、疾病の予防や早期発見に努めるとともに健康の保持、増進を図ります。	子育て相談課
6	妊婦歯科健康診査事業	妊娠中は口腔内のトラブルが起こりやすく、悪化した歯周病は早産や低出生体重児のリスクが高くなるため、妊娠中に歯科保健指導を受ける機会を提供し、歯科保健に関心を持つことにより、定期受診の拡充を図ります。	子育て相談課
7	「ママ&パパ」教室の開催	妊婦及び夫に対し、学習や先輩ママとの交流の場を提供することによって、相互間のコミュニケーションを通じて連帯感を持たせ、出産・育児に自信が持てるようにします。	子育て相談課
8	母子保健推進員活動の充実	地域に密着した子育て支援を推進し、妊娠や出産に関する不安・悩み・問題点などを把握し、早期に対処できるように市と連携を進めます。	子育て相談課
9	妊婦の喫煙とその家族の喫煙に対する指導・教育の実施	妊婦の喫煙とその家族の喫煙に対する指導方法を確立し、教育を行います。	子育て相談課
10	保健師による「お誕生コール」の実施	出産直後の母親へ保健師が電話することによって、出産後の状況を早期から把握し、子どもの成長・発達に見合った対応をします。	子育て相談課

	事業名	事業概要	担当課
11	産婦健康診査	出産後の初期段階において健康診査による早期介入を行い、産後うつ予防及び早期発見並びに新生児への虐待予防を図ります。	子育て相談課
12	産前・産後サポート・産後ケア事業	妊産婦などが抱える妊娠・出産や子育てに関する悩みについて、助産師などによる相談を行うほか、産後に心身の不調又は育児不安を持つ母親を対象として、医療機関などにおいて、心身のケアや育児のサポートなどを行い、安心して子育てができる環境の確保を図ります。	子育て相談課
13	新生児・乳児訪問指導の充実	全出生児を対象に新生児及び乳児の発育・栄養・生活環境・疾病予防など育児上必要な事項について助言をします。	子育て相談課
14	新生児聴覚検査費助成事業	聴覚機能の早期把握と早期支援を図るため、新生児聴覚検査に係る費用の一部を助成します。	子育て相談課
15	母乳育児相談の推進	母乳の授乳の不安を解消し、母乳による育児に取り組めるよう支援を行います。	子育て相談課
16	母乳外来利用費の助成	子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、円滑な母乳育児を行うことで産後の育児不安を軽減し、産後うつの予防を図ります。	子育て相談課
17	事故予防のパンフレット作成・配布	乳幼児健康診査会場などにおいて、事故予防のパンフレットの配布と説明を行います。	子育て相談課
18	定期的な家庭訪問の実施（支援が特に必要な妊産婦・乳幼児）	保健師などの母子保健に関わるスタッフが家庭訪問を行います。	子育て相談課
19	養育医療給付事業	入院加療を必要とする未熟児（1歳未満）に対して、指定医療機関における医療費の自己負担について公費負担します。	子育て相談課
20	予防接種の実施	新生児・乳児訪問時に予防接種（ヒブ、小児用肺炎球菌、BCG、麻しん風しん混合、水痘、四種混合、日本脳炎など）の必要性を説明し、定期予防接種予診票を配布し、実施します。また、未接種者には、各種乳幼児健康診査時等に早期接種を勧めます。	子育て相談課
21	乳幼児健康診査の実施	3か月児、10か月児、1歳6か月児、2歳児、3歳児、5歳児において、各年齢で注意すべき病気や障がいの早期発見、育児不安の軽減に努めます。	子育て相談課
22	乳幼児の事故・突然死症候群予防対策の推進	妊娠や出生の届出時、健康診査、家庭訪問、教室などにおいて、乳幼児突然死症候群の予防対策を推進します。	子育て相談課
23	離乳食講習の実施	栄養や調理法について、講話や試食を通して、具体的な情報を提供します。	子育て相談課

	事業名	事業概要	担当課
24	育児相談の実施	育児不安解消のため相談に対応します。	子育て相談課
25	「すくすく親子教室」の開催	1歳6か月児健康診査等の事後措置として開催し、児の発達及び保護者の支援を行います。	子育て相談課
26	母子支援プログラム	子育て支援にニーズのある保護者に対して、保護者支援プログラムである NP プログラムを実施することにより、子育て不安の軽減を図ります。	子育て相談課
27	歯科相談・フッ化物歯面塗布の推進	1歳6か月～2歳児歯科、3歳児健康診査などで推進します。	子育て相談課
28	親と子のよい歯の表彰	3歳児健康診査受診者の中から良い歯を持つ親子に、表彰状を園を通じて又は郵送で送付し、歯科保健に対する意識啓発を行います。	子育て相談課
29	「むし歯予防教室」の開催	市内の各園に入園している年長児を対象として6歳臼歯を中心とするむし歯予防・歯みがき指導をします。また、フッ化物洗口などのむし歯予防に関する情報提供を行います。	子育て相談課
30	妊婦のための支援給付及び妊婦等包括相談支援事業	妊婦支援給付金の支給と妊婦・その配偶者等に対する面談等による情報提供や相談等を組み合わせて実施し、身体的精神的及び経済的な負担の軽減を図ります。	子育て相談課
31	子ども福祉医療費助成事業	18歳の誕生日以降の最初の3月31日（4月1日生まれは18歳の誕生日の前日）までの子どもに対して、全診療における医療費の自己負担分を助成します。	医療保険課
32	小児救急医療体制の充実への働きかけ	各保険医療機関と連携し、小児科医の確保や医療体制の確立への働きかけに努めます。	地域医療感染症対策室
33	各種健康診断事業	学校保健の向上及び進展を目指し、学校保健安全法に基づく市立各学校・幼稚園の児童・生徒・園児等の各種健康診断を実施する事業を推進します。	教育環境課
34	ブックスタート事業	赤ちゃんと保護者が絵本を介して、心触れ合うひとときのきっかけをつくるために、10か月児健康診査の時に、地域全体で子育てを支援しているというメッセージを込め、ボランティアによる読み聞かせを行うとともに絵本を贈呈します。	図書館

2 食育の推進

乳幼児期からの正しい食習慣の定着及び食を通じ豊かな人間性を形成するため、乳幼児期から思春期まで、発達段階に応じた食に関する学習機会や情報の提供を行います。

	事業名	事業概要	担当課
1	食に関する講座の開催 (保育所・幼稚園・認定こども園)	食に関する指導を充実し、食の正しい知識と望ましい食習慣の形成を図ります。	子育て支援課 教育環境課
2	作物収穫のよこび体験 (保育所・幼稚園・認定こども園)	夏野菜・芋ほりなど、季節によって色々な野菜の収穫を通して食の喜びを体験させます。	子育て支援課 教育環境課
3	園児の調理実習の推進 (保育所・幼稚園・認定こども園)	調理の楽しさや食事の大切さ、ものを大切にすることを学びます。	子育て支援課 教育環境課
4	食事に対する悩み相談の支援 (保育所・幼稚園・認定こども園)	偏食・アレルギーなどの相談に応じ、食事のとり方や調理の工夫など助言します。	子育て支援課 教育環境課
5	家庭への配布物による食の情報提供や啓発	給食の献立表などの配布物と併せて、食に関する情報を提供し、児童の健全育成を図ります。	子育て支援課 教育総務課
6	インターネットを活用した情報提供	桐生市ホームページにおいて食育コーナーを開設し、各課の取組や食育情報を掲載します。 また、部署によっては、桐生市フェイスブックにて、子育て中の保護者向けの食育情報を発信します。	子育て支援課 子育て相談課 農林振興課 教育総務課 教育環境課 生涯学習課
7	乳幼児に対する栄養指導	離乳食講習・各種健康診査・栄養相談・各種教室などで、規則正しい食習慣の形成や家族で一緒に食べること（共食）の大切さ等を普及啓発し、家庭における食育の推進を支援します。	子育て相談課
8	地域活動における食育の推進	桐生市食生活改善推進協議会と連携し、幼児期から学童期までの食育の普及に努めます。	健康長寿課
9	学校給食の提供	給食内容の充実及び衛生管理の徹底、産地の公表やアレルギー対応などの安全対策を行い、安全・安心な学校給食の提供を行います。	教育総務課
10	食に関する講座の開催 (小・中学校)	児童・生徒の食育の推進を目的として、子どもたちの望ましい食習慣の形成、食に関する理解を深めるため、栄養教諭及び学校栄養職員による食に関する指導を行います。	教育総務課

基本目標3 こども・若者の安全の確保

1 こどもを交通事故から守るための活動の推進

こどもを交通事故から守るため、信号機や道路標識、外灯、ガードレールなどの交通安全施設を整備するとともに、交通危険箇所での事故抑止対策を推進します。

また、未就学児や児童に向けた交通安全教室の開催、小学校児童の登校時には、交通指導員による見守りを行います。

	事業名	事業概要	担当課
1	四季の交通安全運動の推進	四季の交通安全運動や各イベントを通じて、交通安全に対する市民の自覚と交通モラルの高揚を図ります。	地域づくり課
2	交通危険箇所への対応	公安委員会と道路管理者が連携して、生活道路での通過車両の進入や速度の抑制など、事故抑止対策を講じます。	地域づくり課
3	保育所・幼稚園・小学校における交通安全教室の推進	交通安全指導を実施する中で、「命の大切さ」を学び交通事故の予防を推進します。	地域づくり課
4	交通指導員による立哨活動の推進	朝の登校時、通学路の要所で交通指導員が見守り、児童の安全を確保します。	地域づくり課
5	チャイルドシートの正しい使用の徹底	四季の交通安全運動の一環としてチャイルドシートの正しい使用の徹底がなされるよう指導します。	地域づくり課
6	交通安全施設の整備促進	信号機、道路標識・標示、照明灯、防護柵などの交通安全施設を整備し、道路交通上の安全・安心を確保します。	地域づくり課 土木課
7	自転車通行環境整備事業	歩道などの段差解消や歩車分離、自転車専用レーンを整備します。	土木課

2 こどもを取り巻く有害環境対策の推進

こども・青少年が健やかに成長できるよう、実社会における有害環境について把握するとともに、不良行為の早期の発見と対処に努めます。

	事業名	事業概要	担当課
1	街頭補導活動による問題行動の早期発見及び未然防止	街頭における青少年の実態や悪影響を及ぼす社会環境を把握するとともに、青少年に対する声かけ等を実施するほか、不良行為少年の早期発見・早期指導に努めます。	青少年課

3 こどもを犯罪などの被害から守るための活動の推進

こどもを犯罪などの被害から守るため、犯罪などに関する的確な情報を提供するとともに、不審者情報に基づくパトロール活動を推進します。

また、パソコンやスマートフォンの普及に伴い、インターネット空間でのトラブルや犯罪が顕在化・深刻化していることを踏まえ、安全にインターネットを利用するための研修や啓発活動を強化し、被害の未然防止に努めます。

	事業名	事業概要	担当課
1	犯罪などに関する情報提供及び関係機関・団体との情報交換の推進	交番・駐在所広報誌や警察本部ホームページなどによって、子どもが被害者となる事案の発生場所、時間帯、犯罪手口などの情報を提供します。また、子どもが被害者となる事案の発生場所、時間帯、犯罪手口などの情報について、関係機関・団体との情報交換を推進します。	青少年課
2	「子ども安全協力の家」の普及・促進	子どもが身の危険を感じたときに、駆け込める安全な場所として、地域や家庭への協力依頼を継続します。	青少年課
3	パトロール活動の推進	学校や地域からの不審者情報等の通報により、青少年センターと地区補導委員が連携し、地区巡回及びパトロールを行います。	青少年課
4	インターネットによる犯罪被害防止の啓発	インターネットによる青少年の犯罪被害を防止するため、教育関係者などを交えた研修会を開催するほか、リーフレットの配布など、広報啓発活動を推進します。	青少年課
5	教育研究所の相談員による訪問相談などの実施	精神的悩みや立ち直りの支援を行い、保護者や関係機関、子育て相談課との連携を図り、子どもの健全な育ちを支援します。	学校教育課

4 こども・若者の自殺対策

こどもの自殺を誘引する危険性の高い「いじめ」の防止対策を推進し、いじめの早期発見と即時の対応に努めるとともに、こどもの悩みを受け止める相談事業を行います。

	事業名	事業概要	担当課
1	不登校児童・生徒支援事業	不登校児童・生徒（市立学校に通う小・中学生）を対象にした教育支援センターを設置します。 不登校児童・生徒の集団適応、自立を援助する学習・生活指導を実施します。 不登校児童・生徒の保護者に対する相談活動を実施します。	学校教育課
2	教育相談事業	子どもの教育上の悩みや心配事に関する相談を、教育相談員（心理）が対面で受け付けます。また、仕事の都合や家庭の事情等で来室できない場合には、電話相談も行います。	学校教育課
3	いじめ防止対策事業	いじめ防止子ども会議の開催や、各校のいじめ防止基本方針の点検と見直し、個別支援等を通じて、いじめの早期発見、即時対応、継続的な再発予防を図ります。	教育環境課
4	PTA 人権教育出前講座【再掲】	市立小・義務教育学校の第6学年の児童や保護者を対象に人権教育出前講座を実施します。	生涯学習課

基本目標 4 困難な状況にあるこどもなどへのきめ細かな支援

1 虐待の予防及び虐待を受けたこどもへの支援の充実

こどもの心や身体に深刻な影響を与える虐待について、その発生を予防し、また、起きた場合の早期の発見と対応を図るため、児童相談所や要保護児童対策地域協議会などの関係機関との連携を強化し、相談対応から保護、アフターケアに至るまで、切れ目のない総合的な支援を行います。

	事業名	事業概要	担当課
1	要保護児童対策地域協議会	児童虐待について、迅速な対応が可能となるよう、教育、医療、保健、福祉、警察、人権団体など関係者による協議会の充実を図ります。	子育て相談課
2	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）機能強化事業の推進	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の更なる機能強化を目的として、同協議会を構成する関係機関の連携強化の推進や、研修等の充実による担当職員の専門性強化を図ります。	子育て相談課
3	母子緊急一時保護の促進	夫や親密な男性などの暴力から逃れたい時などに、女性・母子を緊急に一時保護し、安全を確保します。	子育て相談課
4	家庭児童相談室の充実	子どもの問題が複雑化している家庭における児童の健全育成を図るために相談体制の充実を図ります。また、東部児童相談所など関係機関と連携し、迅速に対応します。	子育て相談課
5	母子保健推進員活動の充実【再掲】	地域に密着した子育て支援を推進し、妊娠や出産に関する不安・悩み・問題点などを把握し、早期に対処できるように市と連携を進めます。	子育て相談課
6	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。	子育て相談課
7	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。	子育て相談課
8	地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）	子育て中の親の孤独感や不安感等に対応するため、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うことにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、また、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな成長を支援します。	子育て相談課
9	地域子育て相談機関設置事業	地域子育て支援拠点において、全ての子育て世帯や子どもが身近に相談することができる相談機関を整備し、子育て世帯との接点を増やすことにより、子育て世帯の不安解消や状況把握の機会を増やします。	子育て相談課

	事業名	事業概要	担当課
10	利用者支援事業	子育て中の保護者や妊婦等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、情報収集とその提供を行い、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。	子育て相談課
11	こども家庭センターの推進	全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに関する相談に応じ、母子保健及び児童福祉の一体的な支援を行い、必要に応じて関係機関との連絡調整等を行います。	子育て相談課
12	子育て世帯訪問支援事業	ヤングケアラー等がいる家庭に訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施し、家庭や養育環境を整え虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。	子育て相談課
13	子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった乳幼児や児童等について、乳児院又は児童養護施設において一定期間、養育や必要な保護を行います。	子育て相談課
14	親子関係形成支援事業	要支援児童、要保護児童及びその保護者等を対象として、親子間の適切な関係性が構築されるよう、こどもの発達の状況等に応じた支援を行います。	子育て相談課
15	民生委員児童委員・主任児童委員との連携の推進	様々な家庭の問題について、地域の民生委員児童委員・主任児童委員と連携をとり、必要な援助を行います。	子育て相談課 福祉課

2 障がい児施策の充実

障がいの原因となる疾病や事故の予防、障がいの早期の発見と治療を図るために、妊婦及び乳幼児に対する健康診査を推進します。

また、障がいのある子どもが、持てる能力を最大限に生かし身近な地域で安心して生活できるよう、一人ひとりの年齢や障がいの種類、希望に応じた専門的な支援の充実を図ります。

	事業名	事業概要	担当課
1	療育支援事業	障がい児が安心して施設に入所できるよう保育士や補助員を配置することにより療育を支援します。	子育て支援課
2	特別児童扶養手当	精神又は身体に障がいのある満 20 歳未満の児童について特別児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図ります。	子育て支援課
3	妊婦健康診査事業 (しあわせ妊婦健康診査受診票の交付) 【再掲】	妊婦の健康管理と経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産を迎えることができるよう、妊婦健康診査受診票を 14 枚交付します。	子育て相談課
4	乳幼児健康診査の実施【再掲】	3 か月児、10 か月児、1 歳 6 か月児、2 歳児、3 歳児、5 歳児において、各年齢で注意すべき病気や障がいの早期発見、育児不安の軽減に努めます。	子育て相談課
5	子ども発達支援の充実	全ての子どもの発達をライフステージに応じてサポートするため、公認心理師等による発達相談会や作業療法士等による保育園等の施設を訪問して子どもの行動を観察し、保育士や教諭等に支援方法をアドバイスする専門職巡回相談を開催し、発達に心配のある子どもの早期からの療育支援と専門機関との連携に取り組みます。	子育て相談課
6	こども療育支援部会の開催	発達支援が必要な乳幼児について、関係者が集まり最善策を協議します。	子育て相談課
7	子育てメンター事業	発達等に悩みを抱える保護者が同じ育児経験のある子育てメンターと話をすることのできる座談会を実施し、保護者の不安軽減を図ります。	子育て相談課
8	親子関係形成支援事業【再掲】	要支援児童、要保護児童及びその保護者等を対象として、親子間の適切な関係性が構築されるよう、こどもの発達の状況等に応じた支援を行います。	子育て相談課
9	医療的ケア支援事業	看護師が配置されていない通所施設、保育園、幼稚園等において医療的ケア（導尿、たんの吸引、経管栄養など）を必要とする障がい児に対し、訪問看護師などを派遣して医療的ケアの支援を行うことにより、介護者の負担を軽減します。	福祉課
10	児童発達支援	未就学の障がい児を対象に、通所により日常生活における基本的な動作の指導、知識、技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。	福祉課

	事業名	事業概要	担当課
11	保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がい児、又は今後利用する予定の障がい児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、「保育所等訪問支援」を提供することにより、保育所等の安定した利用を促進します。	福祉課
12	障害児相談支援	障がい児に関するサービスを適切に利用できるよう、利用するサービスの種類や内容を定めた「障害児支援利用計画」を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直し（モニタリング）を行います。	福祉課
13	障害児ホームヘルプサービス事業	障がい児の居宅において入浴、排泄及び食事などの介護、家事、生活などに関する相談及び助言を行います。	福祉課
14	障害児短期入所事業	障がい児を介護している保護者あるいは介護者が、冠婚葬祭や傷病・リフレッシュなどで一時的に介護できない時に、施設に宿泊して介護します。	福祉課
15	(福祉型・医療型) 児童入所支援	福祉型障害児入所施設とは、障がいの特性に応じて、入所により、保護、日常生活の指導、知識・技能の付与を行います。また、医療型障害児入所施設とは、障がいの特性に応じて、知的障害児、肢体不自由児、重症心身障害児の保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識・技能の付与及び治療を行います。とりわけ、虐待を受けた障がい児等に対しては障害児入所施設において小規模なグループによる療育や心理的ケアを提供することにより、障がい児の状況に応じたきめ細かな支援を行います。	福祉課
16	日中一時支援事業	日中、障がい児の家族の就労支援及び一時的休息の確保のための福祉サービス事業所において、一時的な見守りの支援を行います。	福祉課
17	移動支援事業	外出時の円滑な移動を支援し、自立支援や社会参加を促します。	福祉課
18	心身障害児生活サポート事業	在宅の心身障害児を介護している保護者が、一時的に家庭での介護が困難となった場合、登録している一定の資格を有する者及び団体（サービスステーション）が心身障害児の介護を行います。	福祉課
19	心身障害児集団活動・訓練事業	特別支援学校などに通学する障がい児に対し、遊びや文化活動を通して集団活動、社会適応訓練を行います。	福祉課
20	重度障害児日常生活用具給付事業	重度の障がい児に、自立した日常生活を支援する用具（特殊マット・頭部保護帽・たん吸引機・紙おむつなど）を給付します。	福祉課
21	障害児補装具給付事業	身体障害者手帳の交付を受けている障がい児に対して、義肢・車椅子・補聴器などの補装具の交付及び修理を行い、身体機能の障がいを補い負担を軽減します。	福祉課

	事業名	事業概要	担当課
22	放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。	福祉課
23	障害児福祉手当の支給	在宅重度障がい児に対して、その重度の障がいのために生じる特別の負担の一助として手当を支給します。	福祉課
24	心身障害者福祉医療費助成事業	重度の障がい児に対して医療費の自己負担分を助成します。	医療保険課
25	療育支援相談事業	発達過程で気がかりなことのある小学校入学前の幼児の保護者に対して、お子さんとの具体的な関わり方や育て方の相談、就学に向けた相談を行います。	学校教育課
26	通級指導教室の充実	難聴や言語、行動や情緒に課題がある子どもに対して、個別の指導を行います。	学校教育課
27	特別支援教育の充実	特別支援教育の充実を図り個性を伸ばします。	学校教育課
28	就学奨励事業	特別支援学級へ就学する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力に応じ、特別支援学級への就学のための経費について一部を補助し、特別支援教育の普及奨励を図ることを目的とします。	学校教育課

3 こどもの貧困に対する支援

家庭の貧困によってこどもの将来が閉ざされることのないよう、こどもの貧困対策を教育、生活、経済の各面から総合的に推進します。

■教育支援

	事業名	事業概要	担当課
1	子どもの居場所づくり応援事業（学習の支援・子ども食堂）	様々な家庭の事情により、放課後や休日等をひとりで過ごす子どもたちに対し、家庭に代わって地域の力で安心して過ごせる場所を生み出し、健やかな成長を支えるため、子どもの居場所づくりを実施する団体に対して、補助金を交付します。	子育て相談課
2	桐生市奨学資金貸付事業	就学意欲を持つ学生又は生徒であって、経済的理由により修学が困難な者に対し、学資を貸与し、有用な人材を育成するとともに、教育の機会均等を図ります。	教育総務課
3	就学援助事業	経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に必要な援助を行い、義務教育の円滑な実施に資することを目的とします。	学校教育課

■生活支援

	事業名	事業概要	担当課
4	子どもの居場所づくり応援事業（学習の支援・子ども食堂） 【再掲】	様々な家庭の事情により、放課後や休日等をひとりで過ごす子どもたちに対し、家庭に代わって地域の力で安心して過ごせる場所を生み出し、健やかな成長を支えるため、子どもの居場所づくりを実施する団体に対して、補助金を交付します。	子育て相談課
5	フードバンク事業	食品ロスの削減と地域福祉の増進に資するため、様々な理由で市場に流通できない食品を企業及び個人から無償で提供していただき、食糧支援が必要な市民に対し、無償で配布します。	福祉課
6	生活困窮者自立支援事業	【自立相談支援事業】 生活困窮者が早期に自立できるよう、各種関係機関と連携を図りながら支援を行います。 【住居確保給付金事業】 就職活動を支えるために家賃相当額を有期で給付します。	福祉課

■経済的支援

	事業名	事業概要	担当課
7	幼児教育・保育の無償化	保育所、幼稚園、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子どもの利用料及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもを利用料を無償化します。	子育て支援課
8	第3子以降保育料等無料化事業	保育所、幼稚園、認定こども園における第3子以降について、保育料の無料化及び1号認定・2号認定の副食費を免除するとともに、放課後児童クラブにおける第3子以降の保育料を無料化することにより、子育て世帯の負担を軽減します。	子育て支援課
9	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）における育児援助活動利用料の助成事業	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）を利用する子育て世帯の負担を軽減するため、最初の1時間分について、1回当たり400円（ひとり親家庭は250円（別に県からも補助あり））の助成を行います。	子育て支援課
10	児童扶養手当の支給	ひとり親家庭（母子・父子家庭）などの生活の安定と自立を助け、児童福祉の増進を図るために、児童扶養手当の支給と制度の周知を推進します。	子育て支援課
11	交通遺児家庭への支援の充実	交通遺児家庭の生活安定と子どもの健全育成を図るため、交通遺児手当と奨学助成金を支給します。	子育て相談課
12	母子家庭等福祉医療費助成事業	18歳未満の児童（18歳の誕生日以降、最初の3月31日（4月1日生まれは18歳の誕生日の前日）までの者）を扶養している母子家庭等の親と子に、医療費の自己負担分を助成します。	医療保険課
13	父子家庭福祉医療費助成事業	18歳未満の児童（18歳の誕生日以降、最初の3月31日（4月1日生まれは18歳の誕生日の前日）までの者）を扶養している父子家庭の親と子に、医療費の自己負担分を助成します。	医療保険課
14	第3子以降給食費補助事業	子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、市立の小・中学校に通う第3子以降の給食費を無償化するとともに、私立・市外の小・中学校に通う第3子以降の給食費相当額を補助金として交付します。	教育総務課

基本目標 5 子育てを支援する生活環境の整備

1 良質な住宅と良好な居住環境の確保

子育て世帯が、地域において安全・安心で快適な住生活を営むことができるよう、ファミリー向けの良質な賃貸住宅の供給を支援するとともに、市内で住宅の建築や購入、リフォームなどを行う場合には、補助金を支給し、子育て世帯の負担軽減と市外からの転入・定住の促進を図ります。

	事業名	事業概要	担当課
1	優良な賃貸住宅（市営住宅）の供給	子育てを担う若い世代を中心に、広くゆとりのある住宅を確保できるよう、良質なファミリー向け賃貸住宅（市営住宅）の供給を支援します。	建築住宅課
2	きりゆう暮らし応援事業 住宅取得応援助成補助金	市外からの転入を促進し、市外への転出を抑制するとともに、市内への定住促進を図り、人口減少に歯止めをかけることを推進するため、個人が居住を目的に住宅の建築・購入した場合、住宅取得費の一部を補助します。	建築住宅課
3	きりゆう暮らし応援事業 住宅リフォーム助成補助金	誰もが住み続けたいと思えるまちづくりを推進するため、住宅の長寿命化や住環境改善を図り、快適な生活を営むことができるよう住宅改修やリフォーム工事費の一部を補助します。	建築住宅課
4	きりゆう暮らし応援事業 空き家利活用助成補助金	桐生へ暮らしてもらうことと空き家の利活用を促進するため、空き家をリフォームして桐生に暮らす人を対象にリフォーム費用の一部を助成します。条件により上限は70万円と上限100万円の2種類があり、上限70万円では、中学生以下の子どもに対する加算補助項目を設定しています。	空き家対策室

2 安心して外出できる環境の整備

妊産婦やベビーカーの利用者などが安心して外出できるよう、歩道の整備や電線の地中化などに継続的に取り組み、バリアフリーのまちづくりを推進します。また、子育て世帯が安心して外出できるよう、赤ちゃんの駅や公衆トイレ、都市公園などの整備に努めます。

	事業名	事業概要	担当課
1	赤ちゃんの駅設置	子育て中の親子が、気軽に立ち寄れ、おむつ交換や授乳ができる場所を提供し、安心して外出できるようにします。	子育て相談課
2	地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）【再掲】	子育て中の親の孤独感や不安感等に対応するため、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うことにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、また、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな成長を支援します。	子育て相談課
3	おりひめバスにおけるノンステップバスの運行	現在、旧桐生市内において運行しているおりひめバスについて、妊産婦や子ども等が利用しやすいよう、ノンステップバスで運行します。	交通ビジョン推進室
4	市立小中義務教育学校通学費補助金	移動に対する意識転換と行動変容により公共交通の活性化を図るため、鉄道又はおりひめバスを利用して、市内の小・中・義務教育学校に通学する児童・生徒の保護者に対し、通学定期券の全額を補助します。	交通ビジョン推進室
5	公衆トイレの充実	子ども連れで外出した場合等において、公衆トイレを快適に利用することができるように、公衆トイレの維持及び管理を行います。	清掃センター
6	ゆったりした歩道の整備	余裕を持ってすれ違いができるよう、歩道の幅員の確保に努めます。	都市計画課
7	電線類の地中化整備の推進	歩道上の電柱や電線類をなくすことにより、歩道の幅員を広くし、また景観に配慮し、かつ災害に強いまちづくりを進めます。	都市計画課 土木課
8	「遊園地・動物園」、 「自然観察の森」などの 環境整備	子どもや高齢者が家族で憩える場所として環境整備に努めます。	公園緑地課
9	河川空間の有効利用 促進	水辺にスロープや手すり付きの階段、緩傾斜堤の整備など、バリアフリー対策を実施します。	公園緑地課
10	街区公園の保守点検	公園内施設において老朽化や故障などを点検し、地域の人が安全に使用できるよう十分な点検を行います。	公園緑地課
11	都市公園などの整備促進	全ての人が日常的な健康づくりや余暇活動が行えるよう都市公園を整備します。	公園緑地課

	事業名	事業概要	担当課
12	児童・子育て室の設置	親子の交流拠点として、新里総合センター内に児童・子育て室を設置し、維持・管理を行います。	新里支所 市民生活課
13	黒保根町就学奨励事業	黒保根地区在住の遠距離通学生徒就学のため、黒保根学園後期課程の生徒を対象にデマンドタクシー通学補助金を交付します。	学校教育課

3 安全・安心なまちづくりの推進

地域での生活を安心して送ることができるよう、桐生市安全なまちづくり推進条例の下、「桐生市安全なまちづくり推進計画」に基づく施策を推進します。

	事業名	事業概要	担当課
1	「子ども安全協力の家」の普及・促進【再掲】	子どもが身の危険を感じたときに、駆け込める安全な場所として、地域や家庭への協力依頼を継続します。	青少年課
2	パトロール活動の推進【再掲】	学校や地域からの不審者情報等の通報により、青少年センターと地区補導委員が連携し、地区巡回及びパトロールを行います。	青少年課
3	防犯灯事業	暗がりの少ない明るいまちづくりの推進と犯罪防止に役立てるため、町会や自治会で設置している防犯灯の電気料金を市で負担します。	地域づくり課
4	桐生市安全なまちづくり推進条例の推進	地域における犯罪被害を未然に防止し、市民が安心して暮らすことができる安全な地域社会の実現を図ることを目的とする「桐生市安全なまちづくり推進条例」の下、「桐生市安全なまちづくり推進基本計画」を推進します。	地域づくり課

ライフステージ別の支援

基本目標 6 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援

1 切れ目のない支援

結婚・妊娠・出産・育児という一連のライフイベントに対する支援を切れ目なく提供し、当事者が抱える不安や負担の軽減を図ります。

	事業名	事業概要	担当課
1	子育てサロン（公立）、公開保育（私立）の充実	保育所を活用して未就園児と保護者に遊び場と交流の場として提供し、子育てを支援します。	子育て支援課
2	不妊治療費の助成	不妊治療には多額な費用と精神的負担が大きいため、少子化対策の一環として、不妊治療を行っている夫婦の経済的負担の軽減を図ります。	子育て相談課
3	不育症治療費の助成	少子化対策の一環として、不育症治療を行っている夫婦の経済的負担の軽減を図ります。	子育て相談課
4	母子健康手帳の交付と電子媒体による情報発信の推進【再掲】	母性の保護、育児などの知識の普及、不安の軽減及び相談・助言と情報発信を行います。	子育て相談課
5	妊婦健康診査事業（しあわせ妊婦健康診査受診票の交付）【再掲】	妊婦の健康管理と経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産を迎えることができるよう、妊婦健康診査受診票を14枚交付します。	子育て相談課
6	母子保健推進員活動の充実【再掲】	地域に密着した子育て支援を推進し、妊娠や出産に関する不安・悩み・問題点などを把握し、早期に対処できるように市と連携を進めます。	子育て相談課
7	定期的な家庭訪問の実施（支援が特に必要な妊産婦・乳幼児）【再掲】	保健師などの母子保健に関わるスタッフが家庭訪問を行います。	子育て相談課
8	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）【再掲】	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。	子育て相談課
9	養育支援訪問事業【再掲】	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。	子育て相談課

	事業名	事業概要	担当課
10	地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）【再掲】	子育て中の親の孤独感や不安感等に対応するため、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うことにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、また、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな成長を支援します。	子育て相談課
11	地域子育て相談機関設置事業【再掲】	地域子育て支援拠点において、全ての子育て世帯や子どもが身近に相談することができる相談機関を整備し、子育て世帯との接点を増やすことにより、子育て世帯の不安解消や状況把握の機会を増やします。	子育て相談課
12	利用者支援事業【再掲】	子育て中の保護者や妊婦等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、情報収集とその提供を行い、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。	子育て相談課
13	こども家庭センターの推進【再掲】	全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに関する相談に応じ、母子保健及び児童福祉の一体的な支援を行い、必要に応じて関係機関との連絡調整等を行います。	子育て相談課
14	妊婦のための支援給付及び妊婦等包括相談支援事業【再掲】	妊婦支援給付金の支給と妊婦・その配偶者等に対する面談等による情報提供や相談等を組み合わせて実施し、身体的精神的及び経済的な負担の軽減を図ります。	子育て相談課
15	婚活に対する支援	婚活支援を行っている団体との連携を図りながら、結婚したい人の希望をかなえるための取組を推進します。	企画課 福祉課
16	過疎地域対策事業	過疎地域対策事業の一環として、市内外からの定住を促進するため、必要な助成を行い、若年層人口の減少を抑制し、黒保根地域の活性化を図ります。なお、地域経済の好循環のため、奨励金は桐生市電子地域通貨「桐ペイ」にて交付します。	黒保根支所 地域振興整備課

基本目標 7 乳幼児期の支援

1 地域における子育て支援サービスの充実

地域との関わりの中で、次代を担う子どもたちが健やかに成長することができるよう、総合的な子育て支援サービスの充実を図ります。

	事業名	事業概要	担当課
1	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	乳幼児と小学生の育児などの援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者を会員として、両者の相互援助活動に関する連絡、調整を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急の預かりなど多様なニーズへ対応します。	子育て支援課
2	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）における育児援助活動利用料の助成事業【再掲】	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）を利用する子育て世帯の負担を軽減するため、最初の1時間分について、1回当たり400円（ひとり親家庭は250円（別に県からも補助あり））の助成を行います。	子育て支援課
3	病児・病後児保育事業	病気や病気回復期の乳幼児や児童で、保護者に就労などの理由があり、家庭で保育できない場合に、病院や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行います。 【病児対応型事業】 病気の回復期には至っていないが当面症状の急変が認められない乳幼児や児童であって、家庭での保育が困難な場合に、看護師等を配置する専用スペース等において保育を実施します。 【病後児対応型事業】 病気の回復期であるが集団生活がまだ困難な乳幼児や児童であって、家庭での保育が困難な場合に、看護師等を配置する専用スペース等において保育を実施します。 【体調不良児対応型事業】 乳幼児が保育中に微熱を出すなど「体調不良」になった場合に、その施設に設けた専用スペースにおいて看護師が対応し、保護者が迎えに来るまでの間安心して過ごせるようにします。	子育て支援課
4	一時預かり事業（幼稚園型を除く）	家庭において保育等を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主に昼間に保育所や認定こども園（保育部分）において一時的に預かります。	子育て支援課
5	一時預かり事業（幼稚園型）	保護者の希望などにより、幼稚園や認定こども園（教育部分）において教育時間（基本は10時から14時までの4時間）の前後に、主に在園児を預かります。	子育て支援課 教育環境課

	事業名	事業概要	担当課
6	子育てサロン（公立）、公開保育（私立）の充実【再掲】	保育所を活用して未就園児と保護者に遊び場と交流の場として提供し、子育てを支援します。	子育て支援課
7	保育所地域活動事業	世代間交流や育児講座及び地域の特性に応じた保育需要への対応などを行います。	子育て支援課
8	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	保護者が労働などのため、昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、放課後等に小学校の余裕教室等を利用して、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。	子育て支援課
9	子ども基金積立事業	子どもの未来を育む事業に要する経費の財源に充てるため、基金の積立を行います。	子育て支援課
10	子育て短期支援事業【再掲】	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった乳幼児や児童等について、乳児院又は児童養護施設において一定期間、養育や必要な保護を行います。	子育て相談課
11	地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）【再掲】	子育て中の親の孤独感や不安感等に対応するため、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うことにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、また、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな成長を支援します。	子育て相談課
12	地域子育て相談機関設置事業【再掲】	地域子育て支援拠点において、全ての子育て世帯や子どもが身近に相談することができる相談機関を整備し、子育て世帯との接点を増やすことにより、子育て世帯の不安解消や状況把握の機会を増やします。	子育て相談課
13	利用者支援事業【再掲】	子育て中の保護者や妊婦等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、情報収集とその提供を行い、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。	子育て相談課
14	こども家庭センターの推進【再掲】	全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに関する相談に応じ、母子保健及び児童福祉の一体的な支援を行い、必要に応じて関係機関との連絡調整等を行います。	子育て相談課
15	訪問などによる育児相談・支援などを実施	家庭児童相談員や保健師が、軽度な被虐待経験などの問題を抱えた家庭に対し、訪問などによる育児相談・支援などを実施します。	子育て相談課
16	子育て世帯訪問支援事業【再掲】	ヤングケアラー等がいる家庭に訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施し、家庭や養育環境を整え虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。	子育て相談課

	事業名	事業概要	担当課
17	シルバー人材センターによる高齢者活用子育て支援事業	シルバー人材センターにおいて、乳幼児の世話や保育施設への送迎などの育児支援、保育園等における長時間保育の補助、就学児童に対する放課後・土日などにおける学習・生活指導などの支援を行います。	健康長寿課
18	医療的ケア支援事業【再掲】	看護師が配置されていない通所施設、保育園、幼稚園等において医療的ケア（導尿、たんの吸引、経管栄養など）を必要とする障がい児に対し、訪問看護師などを派遣して医療的ケアの支援を行うことにより、介護者の負担を軽減します。	福祉課
19	第3子以降給食費補助事業【再掲】	子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、市立の小・中学校に通う第3子以降の給食費を無償化するとともに、私立・市外の小・中学校に通う第3子以降の給食費相当額を補助金として交付します。	教育総務課
20	実費徴収に係る補足給付事業	子ども・子育て支援新制度における未移行幼稚園に通う幼児に対する給食費（副食費）の実費徴収分の給付を行う事業で、条件を満たした世帯に補助を行います。	学校教育課
21	公立幼稚園の「未就園児遊びの会」による子育て相談や未就園児の親子登園の推進	公立幼稚園の園庭や園舎を開放し、未就園児と在園児と一緒に遊び楽しさを味わう経験や保護者の子育て相談を通して、未就園児の親子登園を推進します。	教育環境課
22	放課後子供教室の充実	小学校の余裕教室等を活用して、放課後や休業日等に安全に安心して活動する拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもに学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流の機会を提供することにより、子どもが地域の中で、心豊かに育まれる環境づくりを推進します。	生涯学習課

2 保育サービスの充実

こどもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえ、広く子育て世帯が利用しやすい保育サービスの提供を行います。

	事業名	事業概要	担当課
1	延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間外において、保育所や認定こども園（保育部分）において保育を実施します。	子育て支援課
2	休日保育事業	日曜日や祝日において、保護者の勤務などによって保育の必要な乳幼児を保育します。	子育て支援課
3	療育支援事業【再掲】	障がい児が安心して施設に入所できるよう保育士や補助員を配置することにより療育を支援します。	子育て支援課
4	保育充実促進事業	私立保育所・認定こども園において、低年齢児保育の充実を図るとともに食物アレルギー対策を促進することで、入所児童の処遇改善を図ります。	子育て支援課
5	病児・病後児保育事業【再掲】	病気や病気回復期の乳幼児や児童で、保護者に就労などの理由があり、家庭で保育できない場合に、病院や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行います。 【病児対応型事業】 病気の回復期には至っていないが当面症状の急変が認められない乳幼児や児童であって、家庭での保育が困難な場合に、看護師等を配置する専用スペース等において保育を実施します。 【病後児対応型事業】 病気の回復期であるが集団生活がまだ困難な乳幼児や児童であって、家庭での保育が困難な場合に、看護師等を配置する専用スペース等において保育を実施します。 【体調不良児対応型事業】 乳幼児が保育中に微熱を出すなど「体調不良」になった場合に、その施設に設けた専用スペースにおいて看護師が対応し、保護者が迎えに来るまでの間安心して過ごせるようにします。	子育て支援課
6	一時預かり事業（幼稚園型を除く）【再掲】	家庭において保育等を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主に昼間に保育所や認定こども園（保育部分）において一時的に預かります。	子育て支援課
7	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月に一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できるようにします。	子育て支援課

	事業名	事業概要	担当課
8	保育施設整備の推進	市の整備計画に基づき、施設整備を推進します。	子育て支援課
9	第三者による評価事業の推進	公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から保育サービスを評価します。	子育て支援課
10	幼児教育・保育の無償化【再掲】	保育所、幼稚園、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子どもの利用料及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもを利用料を無償化します。	子育て支援課
11	第3子以降保育料等無料化事業【再掲】	保育所、幼稚園、認定こども園における第3子以降について、保育料の無料化及び1号認定・2号認定の副食費を免除するとともに、放課後児童クラブにおける第3子以降の保育料を無料化することにより、子育て世帯の負担を軽減します。	子育て支援課
12	医療的ケア支援事業【再掲】	看護師が配置されていない通所施設、保育園、幼稚園等において医療的ケア（導尿、たんの吸引、経管栄養など）を必要とする障がい児に対し、訪問看護師などを派遣して医療的ケアの支援を行うことにより、介護者の負担を軽減します。	福祉課

3 子育て支援のネットワークづくり

子育て世帯に対して、きめ細かな子育て支援サービスや保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、関係諸団体との子育て支援のネットワークづくりを進め、子どもの発達などに悩む保護者の不安の軽減に努めます。

	事業名	事業概要	担当課
1	子育て支援に関する情報を広報きりゅうに掲載	子育て支援に関する情報を広報きりゅうに掲載することにより、子育て中の保護者などの支援を行います。	子育て支援課
2	子育てサロン（公立）、公開保育（私立）の充実【再掲】	保育所を活用して未就園児と保護者に遊び場と交流の場として提供し、子育てを支援します。	子育て支援課
3	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）【再掲】	乳幼児と小学生の育児などの援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者を会員として、両者の相互援助活動に関する連絡、調整を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急の預かりなど多様なニーズへ対応します。	子育て支援課
4	母子保健推進員の活動の周知	子育てに対する不安を取り除き、子育ての楽しさが実感できるよう支援します。	子育て相談課
5	家庭児童相談室の充実【再掲】	子どもの問題が複雑化している家庭における児童の健全育成を図るために相談体制の充実を図ります。また、東部児童相談所など関係機関と連携し、迅速に対応します。	子育て相談課
6	子育て支援ガイドブックの作成・配布	各種の子育て支援サービスや子育て関連施設、相談窓口など桐生市で子育てをしていく上で有用な情報を1冊にまとめたガイドブックを作成・配布します。	子育て相談課
7	子育て短期支援事業【再掲】	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった乳幼児や児童等について、乳児院又は児童養護施設において一定期間、養育や必要な保護を行います。	子育て相談課
8	民生委員児童委員・主任児童委員との連携の推進【再掲】	様々な家庭の問題について、地域の民生委員児童委員・主任児童委員と連携をとり、必要な援助を行います。	子育て相談課 福祉課
9	子育てメンター事業【再掲】	発達等に悩みを抱える保護者が同じ育児経験のある子育てメンターと話をすることのできる座談会を実施し、保護者の不安軽減を図ります。	子育て相談課

4 こどもの健全育成

全ての児童を対象に、放課後や週末などに、地域の方々の協力を得て、地域で児童が自主的に参加し、自由に遊べ、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる安全・安心な居場所づくりを推進します。

また、こどもの健全育成を図る上で、学校やこども会などの社会資源を活用した取組を進めるとともに、非行や虐待、いじめなどの問題を抱える家庭等に対して、児童相談所、学校、警察、地域ボランティアなどの関係機関や団体による支援ネットワーク機能を強化し、地域ぐるみの協力体制の充実を図ります。

	事業名	事業概要	担当課
1	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）【再掲】	保護者が労働などのため、昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、放課後等に小学校の余裕教室等を利用して、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。	子育て支援課
2	屋内遊戯施設運営事業	天候に左右されることなく親子が集える遊び場の提供を行うため、屋内遊戯施設（キノピーランド）を運営します。なお、本施設においては、こども家庭センターの一部として相談業務等も行っています。	子育て相談課
3	要保護児童対策地域協議会【再掲】	児童虐待について、迅速な対応が可能となるよう、教育、医療、保健、福祉、警察、人権団体など関係者による協議会の充実を図ります。	子育て相談課
4	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）機能強化事業の推進【再掲】	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の更なる機能強化を目的として、同協議会を構成する関係機関の連携強化の推進や、研修等の充実による担当職員の専門性強化を図ります。	子育て相談課
5	こども会育成団体連絡協議会活動の推進	子どもたちが喜んで参加し、地域の人たちと交流できる場を提供できるよう、年間を通じて企画立案し、側面から地域のこども会を支援します。	青少年課
6	こども会リーダーズクラブ（KLC）活動の推進	リーダーとしての資質を高め、こども会の活動支援、ボランティア活動、自主活動を行います。	青少年課
7	子どもアシストセンター事業の推進	子どもからの相談を常時受けられる子どもアシストセンターを市立青年の家内に開設しています。	青少年課
8	青少年相談事業の推進	多様化する青少年の悩みに対応するため、専門相談員を配置し、相談しやすい環境の整備に努めます。	青少年課
9	家庭健全化運動の推進	家庭や地域の教育力の向上を図るため、「明るい家庭・地域づくり運動」推進市民大会や地区青少年愛育運動などを充実し、市民総ぐるみの家庭健全化運動を推進します。	青少年課

	事業名	事業概要	担当課
10	子どもがつくるまち ミニきりゅう	小学生を対象として、子どもたちが、自ら運営する仮想のまちで働き、お金（仮想通貨）を稼ぎ、使うこと（納税・食事・買い物）で、社会の機能を学習することができる「子どもがつくるまち ミニきりゅう」を開催します。 将来のまちづくりの担い手である子どもたちに、疑似体験を通して自分たちが直接まちを作り上げる意識を高めさせるとともに、「桐生で働き、桐生に住み続けたい」と思えるきっかけづくりになります。	青少年課
11	幼稚園などへの訪問相談の推進	市立教育研究所では、経験豊かな相談員による幼稚園などへの訪問相談の充実を図り、保護者の子育て支援に努めます。	学校教育課
12	就学援助事業【再掲】	経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に必要な援助を行い、義務教育の円滑な実施に資することを目的とします。	学校教育課
13	幼児教育について情報提供の促進	市内の幼児教育施設及び小学校・義務教育学校に向けて、幼児の成長の様子や大人の関わり方、幼稚園の果たす役割などについて理解を深めるための情報提供を促進します。	教育環境課
14	家庭教育「心のきらめき」事業	児童・生徒の健全育成と家庭教育の向上を目指し、家庭相互の人間関係づくりや家庭教育力の向上に努めます。	生涯学習課
15	PTA 活動の支援	子どもたちの健全育成と、会員相互の資質の向上を図るため、家庭・学校・地域と連携を深めるよう PTA 活動を支援します。	生涯学習課
16	放課後子供教室の充実【再掲】	小学校の余裕教室等を活用して、放課後や休業日等に安全に安心して活動する拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもに学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流の機会を提供することにより、子どもが地域の中で、心豊かに育まれる環境づくりを推進します。	生涯学習課
17	講座事業の充実	乳幼児から小学校低学年を対象に開催している「おはなし会」を通して、子どもに本の楽しさを伝え、本に親しむ機会を提供します。また、「桐生に伝わる民話を聞こう」では、市内各小学校に出向き、子どもたちが桐生の民話を楽しむことで郷土に親しむ機会をつくれます。	図書館
18	図書館絵本コーナーの充実	親子で楽しく読書に関われるよう、積極的に環境を整え、「絵本コーナー」の充実を図ります。	図書館

基本目標 8 学童期・思春期の支援

1 こどもの生きる力の育成に向けた学校等の教育環境などの整備

次代の担い手であるこどもたちが、主体的に生きていくことができる「力」を備えることができるよう、学校等の教育環境について、設備や施設などのハード面、人材やプログラムなどのソフト面、両面での充実を図り、豊かな心と健やかな身体の育成に努めます。

	事業名	事業概要	担当課
1	文化活動や芸術鑑賞の機会の充実	子どもが本物の文化芸術に触れ、創造活動に参加することにより、感受性豊かな人間としての育成を図ります。	スポーツ・文化振興課
2	運動スポーツ活動を楽しめる環境づくりの推進	子どもが日常生活の中で家族や仲間と運動・スポーツの楽しさを気軽に楽しむことのできる環境づくりを、学校・地域・家庭などにおいて総合的に推進します。	スポーツ・文化振興課
3	新里町にいさと薪能事業	「にいさと薪能『桐生市能・狂言鑑賞教室』」を天候に左右されない鑑賞環境の良い市民文化会館において隔年で開催し、子どもたちに伝統芸能に触れる機会を提供します。 対象は、市内全中学生及び一般の方。	新里支所 市民生活課
4	桐生市奨学資金貸付事業【再掲】	就学意欲を持つ学生又は生徒であって、経済的理由により修学が困難な者に対し、学資を貸与し、有用な人材を育成するとともに、教育の機会均等を図ります。	教育総務課
5	学校施設の整備	学校施設の老朽化対策を中心として、改修等が必要な箇所に適切な対応を行い、児童・生徒が安全・快適な学校生活を送れるよう、教育環境の整備を推進します。	教育総務課
6	学校危機管理マニュアルの作成及び改善	学校施設内における事件や事故を未然に防ぐため、危機管理マニュアルを作成し、教職員などへ配布し、校内の安全を確保します。	教育総務課 教育環境課
7	個に応じたきめ細かな指導の充実	小学校における教科担当制の推進、少人数指導や習熟度別指導を通して、個に応じたきめ細かな指導の充実を図ります。	学校教育課
8	基礎・基本の定着とそれを基にした「生きる力」の育成	主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、各校において創意工夫を生かした特色ある教育活動を実施します。	学校教育課
9	学力向上実践推進事業	教科などの指導の充実、校内研修の充実、家庭との連携の充実を図ります。	学校教育課
10	外部人材の導入	学校教育活動へ外部の人材を積極的に導入します。	学校教育課
11	外国語教育指導の推進	小学校の外国語活動、中学校・高等学校の英語科の授業における英語力の向上と国際理解教育の推進を図ります。	学校教育課

	事業名	事業概要	担当課
12	サイエンスドクター事業	理科教育の充実のため、群馬大学大学院理工学部を全市立中学校等へ派遣し、理科授業や教育活動を支援します。	学校教育課
13	中学生海外派遣事業	桐生市の中学生を姉妹都市であるコロンバス市に派遣し、一般家庭でのホームステイや地元の中学生との交流活動等を通して、海外の文化への理解を深めさせるとともに、国際感覚を養い、将来世界で活躍する日本人の育成につなげるものです。	学校教育課
14	桐生市立商業高等学校海外助成事業	桐生市立商業高等学校の生徒を対象として実施する海外研修の参加者に対し、当該海外研修に要する経費を助成することにより、生徒の積極的な参加促進及びキャリア教育の充実を図ります。	学校教育課
15	道徳教育の推進	道徳的諸価値についての理解を基に、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深めることのできる授業の充実を図り、道徳教育の推進に努めます。	学校教育課
16	社会福祉協力校の推進	社会福祉協議会主催により、色々な福祉の体験を実施し、福祉の心を養います。	学校教育課
17	移動音楽教室の開催	児童・生徒に群馬交響楽団の演奏を直接鑑賞させ、音楽経験を豊かにするとともに、音楽性を高めることを目的に実施します。	学校教育課
18	織物体験の充実	小学生が織物体験をすることで伝統技術を知り、桐生のよさを学びます。	学校教育課
19	学校選択制の検討	指定変更の弾力的運用に努めます。	学校教育課
20	教育活動支援の充実	確かな学力の向上及び安全かつ円滑な学校（園）生活の実現を支援するため、教育活動支援員及び介助員を配置し、教育活動支援体制の充実を図ります。	学校教育課
21	学校教育相談体制の充実	児童・生徒や保護者の悩みや不安へのきめ細かな対応及び早期解決を図るため、全小・中学校に教育相談員を配置し、各校の教育相談体制の充実を図ります。	学校教育課
22	市立小・中・義務教育学校及び商業高等学校における教育相談事業の推進	不登校児童・生徒等に対する相談やいじめに関する相談への対応、学校生活における悩みや困りごとなどの問題解決のための相談や助言を行います。	教育環境課
23	学校における体育の推進	児童・生徒の発達段階に応じた体力並びに健全な精神の育成を目指し、学校体育活動の振興を図ります。	教育環境課
24	部活動外部指導者派遣事業及び部活動指導員配置促進事業	運動部活動を通じ、子どもがスポーツの楽しさ、爽快感、達成感などを体験する機会をつくり、生涯にわたりスポーツに親しむ基礎を培うとともに、体力の向上に努めます。	教育環境課

	事業名	事業概要	担当課
25	体育教員に対する講習受講促進	体育の教員に対し、指導法などについて講習などの受講を促進します。	教育環境課
26	健康教育の推進	生涯にわたる心身の健康の保持・増進、正しい生活習慣を身につけるための健康教育を推進します。	教育環境課
27	避難訓練（災害・防犯等）の推進	防犯や救急処置などの訓練を実施し、学校安全の充実に努めます。	教育環境課
28	校務支援システムの整備	校務支援システムを整備することにより、教職員事務の効率化を図り、子どもの育ちを教職員全体で見守るきめ細かな指導の充実を図ります。	教育環境課
29	いじめ等対策事業	児童・生徒に対する理解を深めるため、日常観察や面接・面談による方法に加えて、小5～中2の全児童・生徒を対象にQ-U検査を実施します。	教育環境課
30	幼児教育について情報提供の促進【再掲】	市内の幼児教育施設及び小学校・義務教育学校に向けて、幼児の成長の様子や大人の関わり方、幼稚園の果たす役割などについて理解を深めるための情報提供を促進します。	教育環境課
31	未来創生塾の支援	地域の教育機関、行政、産業界、各種団体の一体型協調体制による総合的教育プログラム（未来創生プログラム）を行い、体験学習を通じて、我がまち桐生の良さを学び、桐生を愛する心を育み、次代の桐生を担う人材を育てる未来創生塾の事業を支援します。	生涯学習課

2 思春期保健対策の充実

若い世代を中心に広がる性感染症や性情報への対処など、性に関する健全な意識の醸成と知識の普及に努めます。

また、健康な成長を妨げる喫煙や飲酒、薬物の乱用などを防止するための啓発や教育を推進します。

	事業名	事業概要	担当課
1	喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進	児童・生徒の喫煙・飲酒・薬物乱用に関わる実態を把握し、保健体育の授業や特別活動を中核とした授業実践や啓発活動を学校教育全体で取り組むとともに、家庭や地域との連携を図りながら生活環境・社会環境の改善に努めるなど、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育を推進します。	青少年課 教育環境課
2	性や性感染症に関する知識の普及	学校・家庭・地域の連携による性や性感染症に関する教育を推進します。	教育環境課

3 家庭や地域の教育力の向上

家庭と地域社会がそれぞれの役割を担いつつ、連携・協働して子どもたちを育てる観点に立ち、家庭と地域の教育力を総合的に高めるための支援を行います。

	事業名	事業概要	担当課
1	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）【再掲】	保護者が労働などのため、昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、放課後等に小学校の余裕教室等を利用して、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。	子育て支援課
2	父親の子育て参加の促進	父親が子育てに関心を持ち、家族全体で協力し、子どもを産み育てていくために男性の子育て参加を推進します。	子育て相談課
3	きりゅうしキッズページの充実	桐生市ホームページ内に開設した子ども向けの「きりゅうしキッズページ（キッズページ）」において、小学生が自主学習や調べ学習をする際に役立つ情報の提供や、自分の住む地域のことに関心・愛着を持ってもらえるよう情報発信を行います。	魅力発信課
4	デジタルクリエイティブ人材育成事業	群馬県が設置した小中高生向けのデジタルクリエイティブ体験施設である tsukurun-GUNMA CREATIVE FACTORY-のサテライト施設である tsukurun KIRYU において、「習うより慣れよう、学ぶより遊ぼう」をコンセプトにプロも使用する最新の機材やソフトを使い、2DCG、3DCG、VFX 等の技術を楽しみながら習得することで、未来の桐生市を担うデジタル人材を育成します。	DX 推進室

	事業名	事業概要	担当課
5	家庭における男女共同参画学習機会の充実【再掲】	子どもたちが性別にとらわれず、それぞれの個性や能力を十分に発揮できるよう、親子で共に男女共同参画について考え、実践していくための機会の充実を図ります。	地域づくり課
6	地球環境保全の意識を高める事業	環境ポスター展などを通じて、環境問題について啓発を行います。 また、清掃センターなどの見学を通して、ごみの減量や資源の節約などを学習し、環境保全の意識を育みます。	SDGs 推進課 清掃センター
7	水生生物調査の実施（小学生対象）	桐生川及び山田川に生息する生物の調査を行い、調査結果の共有及び啓発活動を行うことで、河川に親しみ水をきれいにする心や環境保全の大切さを育みます。	SDGs 推進課
8	こども未来環境教室の開催（小学生対象）	公害の原点と言われている、足尾の緑化状況を学び、植林を行い環境保全の大切さを育みます。	SDGs 推進課
9	「こどもエコクラブ」の推進	子どもが地域の中で自主的に環境活動や学習を行う「こどもエコクラブ」を推進します。	SDGs 推進課
10	桐生市 SDGs 人材育成事業	SDGs の本質を体感することで、SDGs を自分事としてとらえて行動できる人材を育成することを目的として、小・中学生を対象に講義を実施します。	SDGs 推進課
11	国際理解推進事業	西町インターナショナルスクールとの交流を推進するとともに、“世界に通じる人材育成”を図ることを目的として専任の外国人英会話講師を配置し、黒保根保育園では英語にふれあう取組を、黒保根学園では英会話レッスンを実施します。	黒保根支所 市民生活課
12	西町インターナショナルスクール交流事業	黒保根学園において、年間を通してホームステイ、田植え、キャンプを行うなど、姉妹校である西町インターナショナルスクールとの相互の交流活動を実施します。	黒保根支所 市民生活課
13	放課後子供教室の充実【再掲】	小学校の余裕教室等を活用して、放課後や休業日等に安全に安心して活動する拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもに学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流の機会を提供することにより、子どもが地域の中で、心豊かに育まれる環境づくりを推進します。	生涯学習課
14	講座事業	「人づくり・地域づくり」の拠点でもある公民館において、多様な体験活動や世代間交流の機会を提供するとともに、各世代（こども、成人、女性、高齢者等）に向けた各種講座を開催します。	生涯学習課

4 次代の親の育成

これから成長し、次の親世代となるこども・若者に対して、男女が協力して家庭を築くことやこどもを育てることの意義に関する教育・広報・啓発を行うとともに、実際の育児体験や職場体験の機会を設けます。

	事業名	事業概要	担当課
1	児童手当の支給	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童等の健やかな成長に資することを目的として、児童等を養育している人に支給します。	子育て支援課
2	男性の子育てへの参画を推進する学習機会の充実	男女が互いに協力して家庭を築き、子どもを産み育てることの意義を学習する機会を一層充実します。	子育て相談課
3	将来、親となるための育児体験の実施	保健師が生徒等に育児・沐浴体験等を指導します。	子育て相談課
4	職場体験の推進	市内多数の事業所の協力の下、職場体験を実施します。	学校教育課

子育て当事者への支援

基本目標 9 職業生活と家庭生活との両立の推進

1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

安定した日常生活の基礎となる、仕事と生活のバランスがとれた状態を実現するために、企業・事業所へ「働き方の見直し」につながる意識改革の啓発や情報の発信を行います。

	事業名	事業概要	担当課
1	企業の子育て参加の推進	子育てに積極的に参加できるように企業に対し普及・啓発を行います。情報発信については、チラシ等の配布や市のホームページ等を活用するとともに、両立支援に関するセミナー等を開催します。	商工振興課
2	事業所に対する育児休業制度の普及・啓発	育児と仕事の両立が可能な職場環境を創出するよう育児休業制度の普及・啓発について、チラシ等の配布や市ホームページ等を活用し情報発信を行います。	商工振興課
3	育児休業の取得促進と整備	育児休業の取得及び整備などについて設定した目標値の達成に向けて、事業主などに対して意識の啓発を実施します。情報発信については、チラシ等の配布や市ホームページ等を活用します。	商工振興課

2 仕事と子育ての両立のための基盤整備

男性も女性も安心して仕事と子育てを両立できるよう、保育サービスや放課後児童クラブなどの充実を図ります。

また、従来女性に偏りがちな子育てを、男性も自然に担う環境が広がるよう、意識づくりを推進します。

	事業名	事業概要	担当課
1	延長保育事業【再掲】	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間外において、保育所や認定こども園（保育部分）において保育を実施します。	子育て支援課
2	休日保育事業【再掲】	日曜日や祝日において、保護者の勤務などによって保育の必要な乳幼児を保育します。	子育て支援課

	事業名	事業概要	担当課
3	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）【再掲】	乳幼児と小学生の育児などの援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者を会員として、両者の相互援助活動に関する連絡、調整を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急の預かりなど多様なニーズへ対応します。	子育て支援課
4	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）における育児援助活動利用料の助成事業【再掲】	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）を利用する子育て世帯の負担を軽減するため、最初の1時間分について、1回当たり400円（ひとり親家庭は250円（別に県からも補助あり））の助成を行います。	子育て支援課
5	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）【再掲】	保護者が労働などのため、昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、放課後等に小学校の余裕教室等を利用して、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。	子育て支援課
6	男性の子育てへの参画を推進する学習機会の充実【再掲】	男女が互いに協力して家庭を築き、子どもを産み育てることの意義を学習する機会を一層充実します。	子育て相談課
7	父親の子育て参加の促進【再掲】	父親が子育てに関心を持ち、家族全体で協力し、子どもを産み育てていくために男性の子育て参加を推進します。	子育て相談課
8	家庭における男女共同参画学習機会の充実【再掲】	子どもたちが性別にとらわれず、それぞれの個性や能力を十分に発揮できるよう、親子で共に男女共同参画について考え、実践していくための機会の充実を図ります。	地域づくり課
9	医療的ケア支援事業【再掲】	看護師が配置されていない通所施設、保育園、幼稚園等において医療的ケア（導尿、たんの吸引、経管栄養など）を必要とする障がい児に対し、訪問看護師などを派遣して医療的ケアの支援を行うことにより、介護者の負担を軽減します。	福祉課
10	放課後等デイサービス【再掲】	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。	福祉課

基本目標 10 ひとり親家庭への支援

1 ひとり親家庭の自立支援の推進

貧困状態に陥る割合が高いひとり親家庭で暮らす子どもが健全に育つよう、経済的な支援や自立のための相談・訓練などに関するきめ細かな取組を実施します。

	事業名	事業概要	担当課
1	児童扶養手当の支給【再掲】	ひとり親家庭（母子・父子家庭）などの生活の安定と自立を助け、児童福祉の増進を図るために、児童扶養手当の支給と制度の周知を推進します。	子育て支援課
2	ひとり親家庭自立相談の充実	ひとり親家庭の自立相談の充実を図ります。	子育て相談課
3	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業	資格を取得するため、養成機関（専門学校など）において、1年以上のカリキュラムを修業する人に給付金を給付します。	子育て相談課
4	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付事業	就業のための特別の知識・技能習得、及び資格取得を目指す人に受講料などを補助します。	子育て相談課
5	母子・父子自立支援プログラムの策定事業	ハローワークと連携して、本人の希望や実績に対応した自立促進計画を策定し、就業に結び付けることを一定期間支援します。	子育て相談課
6	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	高卒認定試験合格のための講座を受け、これを修了したとき及び合格したときに、給付金を支給します。	子育て相談課
7	子育て短期支援事業【再掲】	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった乳幼児や児童等について、乳児院又は児童養護施設において一定期間、養育や必要な保護を行います。	子育て相談課
8	母子福祉関係団体の育成（母と子の会）	母子及び父子並びに寡婦家庭の福祉を推進します。	子育て相談課
9	交通遺児家庭への支援の充実【再掲】	交通遺児家庭の生活安定と子どもの健全育成を図るため、交通遺児手当と奨学助成金を支給します。	子育て相談課
10	母子家庭等福祉医療費助成事業【再掲】	18歳未満の児童（18歳の誕生日以降、最初の3月31日（4月1日生まれは18歳の誕生日の前日）までの者）を扶養している母子家庭等の親と子に、医療費の自己負担分を助成します。	医療保険課
11	父子家庭福祉医療費助成事業【再掲】	18歳未満の児童（18歳の誕生日以降、最初の3月31日（4月1日生まれは18歳の誕生日の前日）までの者）を扶養している父子家庭の親と子に、医療費の自己負担分を助成します。	医療保険課

第5章 子ども・子育て支援事業における量の見込みと確保方策

1. 教育・保育提供区域

(1) 教育・保育認定

子ども・子育て支援法、その他関係法令に基づき、保育所や幼稚園、認定こども園などの特定教育・保育施設や地域型保育事業を利用するには、年齢及び保育の必要性の有無に応じた認定を受けることが必要です。認定には1号から3号までの区分があり、区分に応じて利用施設などが決められています。

1号認定は3歳以上で幼稚園や認定こども園（教育部分）の利用者、2号と3号の認定は、保護者が就労しているなどの理由で保育を必要とする、保育所や認定こども園（保育部分）、地域型保育事業の利用者で、3歳以上と3歳未満で更に区分されます。

年齢の区分	保育の必要性	認定の区分		支給認定により利用できる施設・事業
3歳以上児	なし	1号認定		幼稚園・認定こども園
	あり	2号認定	保育標準時間	保育所・認定こども園
	保育短時間			
3歳未満児	なし	認定対象外		—
	あり	3号認定	保育標準時間	保育所・認定こども園・ 地域型保育事業 小規模保育 家庭的保育 居宅訪問型保育 事業所内保育
	保育短時間			

(2) 教育・保育提供区域

教育・保育提供区域は、市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備状況などを総合的に勘案して定める区域です。本計画における区域は、第2期計画で定めた区域を踏襲し、以下のとおりとします。

①教育・保育施設

施設及び事業者		区域
教育・保育施設	幼稚園・保育所・認定こども園	市全域
地域型保育事業	家庭的保育・小規模保育・事業所内保育・居宅訪問型保育	市全域

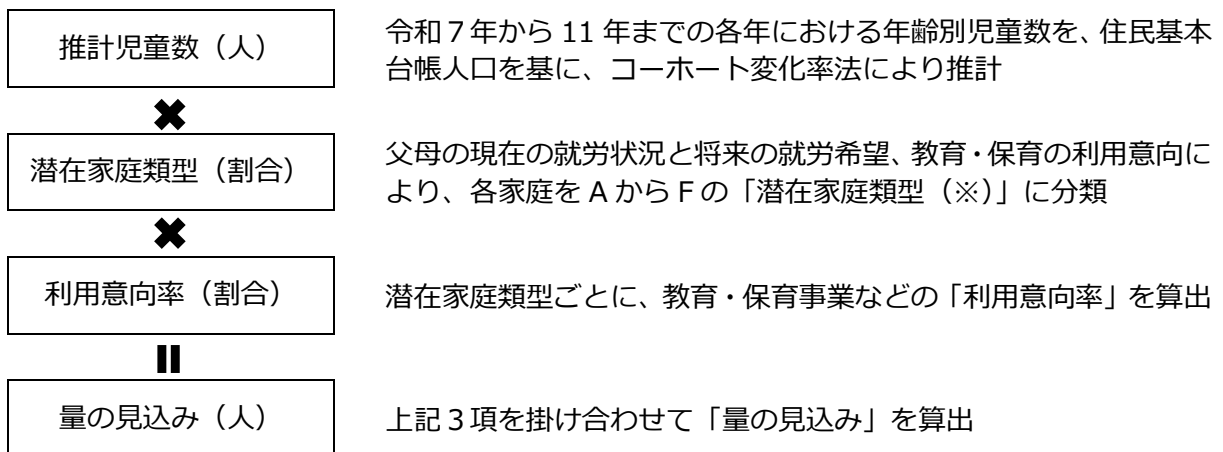
②地域子ども・子育て支援事業

施設及び事業者		区域
①	利用者支援事業	市全域
②	地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）	市全域
③	妊婦健康診査事業	市全域
④	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	市全域
⑤ -1	養育支援訪問事業	市全域
⑤ -2	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 （その他要保護児童等の支援に資する事業）	市全域
⑥	子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）	市全域
⑦	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	市全域
⑧	一時預かり事業	市全域
⑨	延長保育事業	市全域
⑩	病児・病後児保育事業	市全域
⑪	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	小学校区域 (17区域)
⑫	実費徴収に係る補足給付を行う事業	市全域
⑬	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	市全域
⑭	子育て世帯訪問支援事業	市全域
⑮	児童育成支援拠点事業	市全域
⑯	親子関係形成支援事業	市全域
⑰	妊婦等包括相談支援事業	市全域
⑱	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	市全域
⑲	産後ケア事業	市全域

2. 量の見込みについて

(1) 量の見込みの算出方法

「量の見込み（ニーズ量）」については、令和5年12月から1月にかけて実施した「子ども・子育て支援に関するアンケート調査（ニーズ調査）」の回答結果に基づき、国が示している「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」、「市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」などに基づき算出しました。その算出方法は次のとおりです。



なお、国は、手引きや考え方において、地域の実情などに応じて量の見込みの算出方法は変更可能であるとしています。本市では、算出された結果に対し、過去の実績なども考慮した検討を加えるとともに、桐生市子ども・子育て会議での議論を踏まえ、最終的な量の見込みを設定しています。

※潜在家庭類型

タイプ	父母の有無と就労状況
A	ひとり親家庭（父子家庭・母子家庭）
B	共働き：フルタイム×フルタイム
C	共働き：フルタイム×パートタイム（就労時間：月120時間以上+月48～120時間の一部）
C'	共働き：フルタイム×パートタイム（就労時間：月48時間未満+月48～120時間の一部）
D	専業主婦（主夫）（夫婦のどちらかが働いている）
E	共働き：パートタイム×パートタイム （就労時間：双方が月120時間以上+月48～120時間の一部）
E'	共働き：パートタイム×パートタイム （就労時間：いずれかが月48時間未満+月48～120時間の一部）
F	無業（無職）×無業（無職）（どちらも働いていない）

(2) 推計児童数

推計された令和7年から令和11年の児童数は以下のとおりです。

(単位：人)

	2025	2026	2027	2028	2029
	R7年	R8年	R9年	R10年	R11年
0歳	355	346	340	333	325
1歳	358	363	354	348	341
2歳	371	368	374	365	359
3歳	454	382	379	385	376
4歳	454	457	385	382	388
5歳	519	460	462	390	387
6歳	573	529	469	471	398
7歳	585	575	531	471	473
8歳	591	589	579	535	475
9歳	644	588	586	576	532
10歳	628	642	586	584	574
11歳	703	632	646	590	588
12歳	640	704	633	647	591
13歳	773	643	707	636	650
14歳	724	773	643	707	636
合計	8,372	8,051	7,674	7,420	7,093

3. 乳幼児期の教育・保育、地域における子育て支援

施策目標 1 教育・保育施設の充実

(1) 幼稚園・認定こども園（1号及び2号認定、3～5歳児）【提供区域：市全域】

【市の現状（令和5年度の状況）】

令和5年度の入園児童数（1号認定）は、令和2年度から約13%減少しており、令和6年3月現在では408人となっています。市内には、公立幼稚園5園、私立認定こども園24園があります。

なお、令和7年度から、公立幼稚園2園、公立認定こども園1園、私立認定こども園24園となる予定です。

【量の見込みと確保方策】

区分		単位	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み	1号認定	人	338	326	314	302	290
	2号認定	人	0	0	0	0	0
	①合計	人	338	326	314	302	290
確保方策	特定教育・保育施設	人	450	435	421	407	393
	確認を受けない幼稚園	人	0	0	0	0	0
	②合計	人	450	435	421	407	393
②-①（過不足）		人	112	109	107	105	103

(2) 保育所・認定こども園（2号認定、3～5歳児）【提供区域：市全域】

【市の現状（令和5年度の状況）】

令和5年度の3歳以上の入園児童数（2号認定）は、令和2年度から約7%減少しており、令和6年3月現在では1,395人となっています。市内には、公立保育所4園、私立保育所4園、私立認定こども園24園があります。

なお、令和7年度から、公立保育所2園、私立保育所4園、公立認定こども園1園、私立認定こども園24園となる予定です。

【量の見込みと確保方策】

区分		単位	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
①量の見込み	2号認定	人	1,307	1,266	1,226	1,187	1,149
②確保方策	特定教育・保育施設	人	1,307	1,274	1,242	1,210	1,179
②-①（過不足）		人	0	8	16	23	30

(3) 保育所・認定こども園（3号認定、0～2歳児）【提供区域：市全域】

【市の現状（令和5年度の状況）】

令和5年度の3歳未満の入園児童数（3号認定）は、令和2年度から約14%減少しており、令和6年3月現在では953人となっています。市内には、公立保育所4園、私立保育所4園、私立認定こども園24園があります。

なお、令和7年度から、公立保育所2園、私立保育所4園、公立認定こども園1園、私立認定こども園24園となる予定です。

【量の見込みと確保方策】

区分		単位	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み	0歳児	人	241	231	222	213	204
	1歳児	人	340	330	320	310	300
	2歳児	人	298	283	269	256	244
	①合計	人	879	844	811	779	748
確保方策 特定教育・保育施設	0歳児	人	241	236	231	227	222
	1歳児	人	414	410	405	400	395
	2歳児	人	362	351	341	330	321
	②合計	人	1,017	997	977	957	938
②-①（過不足）		人	138	153	166	178	190

施策目標 2 地域子ども・子育て支援事業の推進

(1) 利用者支援事業（0～5歳、小学生）【提供区域：市全域】

【事業概要】

子育て中の保護者や妊産婦が教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、情報収集とその提供、必要に応じた相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業で、利用者支援と地域連携を実施する「基本型」、主として市の窓口で相談に応じる「特定型」、母子保健と児童福祉の機能を有し、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進や虐待予防などに関する包括的な支援を行う「こども家庭センター型」、子育て世帯が日常的に相談でき、必要に応じ、より専門的な子ども家庭センターにつなげる「地域子育て相談機関」があります。

【市の現状（令和5年度の状況）】

令和5年度は、保健福祉会館内の桐生市子育て支援センター（子育て相談課）で「基本型」を、同会館内の桐生市こども家庭センター（子育て相談課）で「こども家庭センター型」を実施しています。

なお、「地域子育て相談機関」は、地域子育て支援拠点11か所（桐生市子育て支援センター及び私立子育て支援センター10か所）で、令和7年度から実施予定です。

【量の見込みと確保方策】

■基本型

区分	単位	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
①量の見込み（か所数）	か所	1	1	1	1	1
②確保方策（か所数）	か所	1	1	1	1	1
②-①（過不足）	か所	0	0	0	0	0

■こども家庭センター型

区分	単位	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
①量の見込み（か所数）	か所	1	1	1	1	1
②確保方策（か所数）	か所	1	1	1	1	1
②-①（過不足）	か所	0	0	0	0	0

■地域子育て相談機関

区分	単位	令和 7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
①量の見込み（か所数）	か所	11	11	11	11	11
②確保方策（か所数）	か所	11	11	11	11	11
②-①（過不足）	か所	0	0	0	0	0

（２）地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）（０～２歳）【提供区域：市全域】

【事業概要】

子育て中の親の孤独感や不安感などに対応するため、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うことによって、地域の子育て支援機能の充実を図り、また、子育ての不安感などを緩和し、こどもの健やかな成長を支援する事業です。

【市の現状（令和５年度の状況）】

令和５年度は、桐生市子育て支援センター及び私立保育施設内にある地域子育て支援センター１０か所の合計１１か所で実施しており、年間延べ利用回数は２７，２７０回（月当たり延べ利用回数は２，２７２回）でした。

【量の見込みと確保方策】

区分	単位	令和 7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
①量の見込み （月当たり延べ利用回数）	人回	1,777	1,766	1,751	1,715	1,680
②確保方策 （月当たり延べ利用回数）	人回	1,777	1,766	1,751	1,715	1,680
	か所	11	11	11	11	11
②-①（過不足）	人回	0	0	0	0	0

(3) 妊婦健康診査事業【提供区域：市全域】

【事業概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、妊娠期間中の適時に、必要に応じた医学的検査及び保健指導を実施する事業です。

【市の現状（令和5年度の状況）】

令和5年度は、妊娠の届出（妊婦窓口相談を含む）があった347人に対し、14回目までの公費助成を行い、延べ受診回数は4,013回でした。

【量の見込みと確保方策】

区分	単位	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み (届出人数・年間延べ回数)	人	360	346	337	324	314
	人回	4,022	3,876	3,767	3,626	3,517
確保方策	実施場所：群馬県医師会及び足利市医師会所属の医療機関等 それ以外については、負担金にて対応 検査項目：妊娠週数に応じた適正な健康診査 実施時期：受診票を交付した日から出産の日まで					

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）（0歳）【提供区域：市全域】

【事業概要】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みの相談、子育て支援に関する情報提供、乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境などの把握、支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討や関係機関との連絡調整などを行う事業です。

【市の現状（令和5年度の状況）】

令和5年度は、対象児354人に対し、訪問実人数は333人でした。

【量の見込みと確保方策】

区分	単位	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み（実人数）	人	312	304	299	292	285
確保方策		実施体制：桐生市母子保健推進協力会に委託するとともに、市の保健師も訪問 実施機関：子育て相談課、新里保健センター、黒保根保健センター				

(5) -1 養育支援訪問事業（妊娠期～5歳）【提供区域：市全域】

【事業概要】

出産前から継続的な支援を行うことが必要な妊婦や養育支援が特に必要な就学前のお子さんを持つ家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【市の現状（令和5年度の状況）】

令和5年度は、訪問実人数は109人でした。

【量の見込みと確保方策】

区分	単位	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み（実人数）	人	117	111	107	103	101
確保方策		実施体制：市の保健師及び助産師等 実施機関：子育て相談課、新里保健センター、黒保根保健センター、群馬県助産師会				

(5)-2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）【提供区域：市全域】

【事業概要】

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）※の更なる機能強化を目的として、同協議会を構成する関係機関の連携強化の推進や、研修などの充実による担当職員の専門性強化を図るための事業です。

※要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）は、児童虐待の発生予防や早期発見と保護のため、関係機関が連携し、情報交換と支援の協議を行う場であり、全ての市町村に設置されています。なお、関係機関とは、市町村、児童相談所、福祉事務所、学校、幼稚園、保育所、民生児童委員、警察、医療機関などです。

【市の現状（令和5年度の状況）】

桐生市こども家庭センターの設置により、母子保健と児童福祉の一体的な支援や関係機関との連携強化を推進するとともに、要保護児童対策地域協議会の構成機関職員に研修会などを開催し、より専門的な知識を深め、協議会の機能の強化を図っています。

【確保方策】

区分	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
確保方策	関係機関との連携を強化するとともに、要保護児童対策に係る、より専門的な知識を深めるための研修会を開催し、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図ります。				

(6) 子育て短期支援事業（0～18歳）【提供区域：市全域】

【事業概要】

保護者の疾病などの理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった乳幼児や児童等について、乳児院又は児童養護施設において一定期間、養育や必要な保護を行うことにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図る事業です。本事業には、短期入所生活援助（ショートステイ）事業^{※1}及び夜間養護等（トワイライトステイ）事業^{※2}があります。

※1 短期入所生活援助（ショートステイ）事業とは、保護者が疾病などの理由により、家庭において児童等を養育することが一時的に困難になった場合などに養育・保護する事業です。

※2 夜間養護等（トワイライトステイ）事業とは、保護者が仕事などの理由により平日の夜間、又は、休日に不在となり家庭において児童等を養育することが困難となった場合などに、生活の指導、食事の提供等を行う事業です。

【市の現状（令和5年度の状況）】

令和5年度は、ショートステイ事業及びトワイライトステイ事業を実施しており、年間延べ利用人数はショートステイ事業が38人、トワイライトステイ事業が2人でした。

【量の見込みと確保方策】

区分		単位	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
①量の見込み（年間延べ利用人数）		人日	132	123	110	105	104
②確保方策 （年間延べ 利用人数）	ショートステイ事業	人日	120	112	99	95	94
	トワイライトステイ事業	人日	12	11	11	10	10
	合計	人日	132	123	110	105	104
②-① （過不足）	ショートステイ事業	人日	0	0	0	0	0
	トワイライトステイ事業	人日	0	0	0	0	0
	合計	人日	0	0	0	0	0

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（0～5歳、小学生）【提供区域：市全域】

【事業概要】

乳幼児と小学生の育児などの援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者を会員として、両者の相互援助活動に関する連絡、調整を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急の預かりなど多様なニーズへの対応を図ることを目的とする事業です。

【市の現状（令和5年度の状況）】

令和5年度は、年間延べ利用人数は1,041人でした。主な利用方法は、「子どもの習い事などの援助（送迎）」や「児童の登校前の預かりや送り」などです。

【量の見込みと確保方策】

区分		単位	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
①量の見込み (年間延べ利用人数)		人日	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115
②確保方策 (年間延べ 利用人数)	0～5歳	人日	195	195	195	195	195
	小学生	人日	910	910	910	910	910
	病児・緊急対応強化 事業	人日	10	10	10	10	10
	合計	人日	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115
②-① (過不足)	0～5歳	人日	0	0	0	0	0
	小学生	人日	0	0	0	0	0
	病児・緊急対応強化 事業	人日	0	0	0	0	0
	合計	人日	0	0	0	0	0

(8) 一時預かり事業（0～5歳）【提供区域：市全域】

【事業概要】

家庭において保育等を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援センターその他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

■一時預かり事業（幼稚園型）

【市の現状（令和5年度の状況）】

令和5年度は、幼稚園と認定こども園（教育部分）で実施している一時預かり事業の年間延べ利用人数は30,634人でした。

【量の見込みと確保方策】

区分		単位	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
①量の見込み （年間延べ利 用人数）	1号による利用	人日	24,724	23,295	22,363	21,370	20,971
	2号による利用	人日	0	0	0	0	0
	合計	人日	24,724	23,295	22,363	21,370	20,971
②確保方策（年間延べ利用人数）		人日	24,724	23,295	22,363	21,370	20,971
②-①（過不足）		人日	0	0	0	0	0

■一時預かり事業（幼稚園型を除く）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業（0～5歳）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

【市の現状（令和5年度の状況）】

令和5年度は、保育所と認定こども園（保育部分）で実施している一時預かり事業の年間延べ利用人数は1,283人、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）における0歳～5歳の年間延べ利用人数は100人、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）の年間延べ利用人数は2人でした。

【量の見込みと確保方策】

区分		単位	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
①量の見込み (年間延べ利用人数)		人日	1,463	1,394	1,353	1,307	1,293
②確保方策 (年間延べ 利用人数)	一時預かり事業 (幼稚園型を除く)	人日	1,256	1,188	1,147	1,102	1,088
	子育て援助活動支援 事業(0～5歳)	人日	195	195	195	195	195
	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	人日	12	11	11	10	10
	合計	人日	1,463	1,394	1,353	1,307	1,293
②-① (過不足)	一時預かり事業 (幼稚園型を除く)	人日	0	0	0	0	0
	子育て援助活動支援 事業(0～5歳)	人日	0	0	0	0	0
	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	人日	0	0	0	0	0
	合計	人日	0	0	0	0	0

(9) 延長保育事業（0～5歳）【提供区域：市全域】

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間外において、保育所や認定こども園（保育部分）において保育を実施する事業です。

【市の現状（令和5年度の状況）】

令和5年度は、公立保育所全4園、私立保育所全4園、私立認定こども園（保育部分）全24園で実施しており、年間実利用人数は934人でした。

【量の見込みと確保方策】

区分	単位	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
①量の見込み（実人数）	人	934	883	852	819	808
②確保方策（実人数）	人	934	883	852	819	808
	か所	31	30	30	30	30
②-①（過不足）	人	0	0	0	0	0

(10) 病児・病後児保育事業（0～5歳、小学生）【提供区域：市全域】

【事業概要】

病気や病気回復期の乳幼児や児童で、保護者に就労などの理由があり、家庭で保育できない場合に、病院や保育所などに付設された専用スペース等において、看護師などが一時的に保育等する事業です。

【市の現状（令和5年度の状況）】

令和5年度は、病気中の乳幼児を対象にした病児対応型事業を1か所、病気回復期の乳幼児を対象にした病後児対応型事業を1か所、体調不良児対応型事業を私立保育所・認定こども園12か所で実施しており、年間延べ利用人数は3,629人（病児対応型事業172人、体調不良児対応型事業3,457人）でした。

【量の見込みと確保方策】

区分		単位	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
①量の見込み (年間延べ利用人数)		人日	3,629	3,434	3,315	3,184	3,145
② 確保 方策 (年間 延べ利 用人数)	病児・病後児保育事業	人日	3,619	3,424	3,305	3,174	3,135
	病児対応型事業	か所	1	1	1	1	1
	病後児対応型事業	か所	1	1	1	1	1
	体調不良児対応型事業	か所	12	12	12	12	12
	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター 事業) (病児・緊急対応強化事業)	人日	10	10	10	10	10
合計		人日	3,629	3,434	3,315	3,184	3,145
②-① (過不 足)	病児・病後児保育事業	人日	0	0	0	0	0
	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター 事業) (病児・緊急対応強化事業)	人日	0	0	0	0	0
	合計	人日	0	0	0	0	0

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）及び放課後子供教室の整備
 （小学生）【提供区域：小学校区域】

【事業概要】

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は、保護者が労働などのため、昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、放課後等に小学校の余裕教室などを利用して、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。

放課後子供教室は、地域住民などの参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業です。

【市の現状（令和5年度の状況）】

放課後児童健全育成事業は、市内の全市立小学校・義務教育学校（17校）に開設しており、令和5年度の年間平均利用児童数（国が示している利用児童数の算出方法に基づく）は1,216人でした。なお、入所を希望する1年生から6年生までの全ての児童の受け入れを行っています。

放課後子供教室は、令和5年度に3教室を新設し、市内の全市立小学校・義務教育学校（17校）で実施しました。

【量の見込みと確保方策】

区分	単位	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
①量の見込み（放課後児童クラブ） （実人数）	人	1,224	1,182	1,136	1,068	996
1年生	人	337	306	278	267	223
2年生	人	294	303	274	246	237
3年生	人	240	237	257	232	210
4年生	人	180	162	163	169	159
5年生	人	111	115	104	100	110
6年生	人	62	59	60	54	57
②確保方策（放課後児童クラブ） （利用定員の合計）	人	1,985	2,061	2,061	2,061	2,061
放課後子供教室の整備計画 （放課後児童クラブと一体型で実施） 市内の全市立小学校（17校）	か所	17	17	17	17	17
②-①（過不足）	人	761	879	925	993	1,065

※量の見込み（人）は、各クラブにおける年間平均利用児童数（国が示している利用児童数の算出方法に基づく）の合計を表記しています。また、確保方策（人）は、各クラブにおける利用定員（各クラブの専用面積÷児童一人当たりの専用面積（1.65㎡）で算出）の合計を表記しています。

■各小学校区域

区分		単位	令和 7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
境野 小学校	①量の見込み	人	64	62	57	53	49
	②確保方策	人	120	120	120	120	120
	②-①（過不足）	人	56	58	63	67	71
東 小学校	①量の見込み	人	48	47	40	41	36
	②確保方策	人	93	93	93	93	93
	②-①（過不足）	人	45	46	53	52	57
相生 小学校	①量の見込み	人	111	111	113	110	96
	②確保方策	人	117	156	156	156	156
	②-①（過不足）	人	6	45	43	46	60
天沼 小学校	①量の見込み	人	129	132	126	115	116
	②確保方策	人	213	213	213	213	213
	②-①（過不足）	人	84	81	87	98	97
川内 小学校	①量の見込み	人	66	69	63	58	53
	②確保方策	人	118	118	118	118	118
	②-①（過不足）	人	52	49	55	60	65
神明 小学校	①量の見込み	人	109	105	103	96	94
	②確保方策	人	154	154	154	154	154
	②-①（過不足）	人	45	49	51	58	60
広沢 小学校	①量の見込み	人	135	130	135	132	131
	②確保方策	人	163	202	202	202	202
	②-①（過不足）	人	28	72	67	70	71
菱 小学校	①量の見込み	人	60	56	50	49	43
	②確保方策	人	72	72	72	72	72
	②-①（過不足）	人	12	16	22	23	29
南 小学校	①量の見込み	人	60	64	65	58	54
	②確保方策	人	87	87	87	87	87
	②-①（過不足）	人	27	23	22	29	33
西 小学校	①量の見込み	人	46	38	36	33	29
	②確保方策	人	132	132	132	132	132
	②-①（過不足）	人	86	94	96	99	103
桜木 小学校	①量の見込み	人	89	85	78	80	66
	②確保方策	人	202	202	202	202	202
	②-①（過不足）	人	113	117	124	122	136
北 小学校	①量の見込み	人	31	33	31	31	30
	②確保方策	人	105	105	105	105	105
	②-①（過不足）	人	74	72	74	74	75
梅田南 小学校	①量の見込み	人	22	21	17	11	15
	②確保方策	人	52	52	52	52	52
	②-①（過不足）	人	30	31	35	41	37
新里東 小学校	①量の見込み	人	137	131	121	111	96
	②確保方策	人	165	163	163	163	163
	②-①（過不足）	人	28	32	42	52	67

区分		単位	令和 7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
新里 中央 小学校	①量の見込み	人	81	76	76	76	65
	②確保方策	人	134	134	134	134	134
	②-①（過不足）	人	53	58	58	58	69
新里北 小学校	①量の見込み	人	21	16	12	11	12
	②確保方策	人	37	37	37	37	37
	②-①（過不足）	人	16	21	25	26	25
黒保根 学園	①量の見込み	人	15	6	13	3	11
	②確保方策	人	21	21	21	21	21
	②-①（過不足）	人	6	15	8	18	10

（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業【提供区域：市全域】

【事業概要】

保護者の世帯所得の状況などを勘案して、特定子ども・子育て支援施設等に対して、保護者が支払うべき副食費などを助成する事業です。本事業には、教育・保育給付認定保護者に対する日用品・文房具などに要する費用の補助と施設等利用給付認定保護者に対する副食費に要する費用の補助があります。

【市の現状（令和5年度の状況）】

子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園に通う子どもに対する副食費の補助を実施しています。なお、副食費に要する費用の補助事業では、低所得等世帯と所得階層にかかわらず第3子以降の世帯に対して補助を行い、令和5年度の補助対象者は3人でした。

【量の見込みと確保方策】

区分	単位	令和 7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み（実人数）	人	3	3	3	3	3
確保方策		継続して実施します。				

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業【提供区域：市全域】

【事業概要】

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

【市の現状】

本市においては、必要に応じて事業の実施について検討を行います。

(14) 子育て世帯訪問支援事業【提供区域：市全域】

【事業概要】

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦など（支援を要するヤングケアラーを含む）を対象として、訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助などを行う事業です。

【市の現状】

本事業は、令和6年度開始の新規事業です。

【量の見込みと確保方策】

区分	単位	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
①量の見込み（年間延べ利用人数）	人日	240	240	240	240	240
②確保方策（年間延べ利用人数）	人日	240	240	240	240	240
②-①（過不足）	人日	0	0	0	0	0

(15) 児童育成支援拠点事業【提供区域：市全域】

【事業概要】

養育環境などの課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象として、居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談などを行う事業です。

【市の現状】

本市においては、必要に応じて事業の実施について検討を行います。

なお、現状では、他のサービス（子ども食堂や放課後等デイサービスなど）を利用し、児童の居場所を確保するとともに、児童とその家庭が抱える不安や課題に応じて相談・支援を提供し、虐待リスクなどの軽減を図っています。

【量の見込みと確保方策】

区分	単位	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
①量の見込み（実人数）	人	69	69	69	69	69
②確保方策（実人数）	人	-	-	-	-	-
②-①（過不足）	人	-	-	-	-	-

※現状、他のサービスにて対応

(16) 親子関係形成支援事業【提供区域：市全域】

【事業概要】

要支援児童、要保護児童及びその保護者などを対象として、親子間の適切な関係性が構築されるよう、こどもの発達の状況などに応じた支援を行う事業です。

【市の現状（令和5年度の状況）】

令和5年度は、ペアレントトレーニングを2コース実施し、6人が参加しました。

【量の見込みと確保方策】

区分	単位	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
①量の見込み（実人数）	人	10	10	10	10	10
②確保方策（実人数）	人	10	10	10	10	10
②-①（過不足）	人	0	0	0	0	0

(17) 妊婦等包括相談支援事業【提供区域：市全域】

【事業概要】

妊婦及びその配偶者などに対して、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信などを行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図る事業です。

【市の現状（令和5年度の状況）】

令和5年度は、妊娠の届出があった315人に対し、1組当たり3回面談を行い、面談実施合計回数は945回でした。

【量の見込みと確保方策】

区分		単位	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
①量の見込み（面談実施合計回数）		回	1,080	1,038	1,011	972	942
②確保方策 （面談実施 合計回数）	子ども家庭センター	回	1,080	1,038	1,011	972	942
	上記以外	回	0	0	0	0	0
②-①（過不足）		回	0	0	0	0	0

※面談実施合計回数=妊娠届出数×1組当たりの面談実施回数3回

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【提供区域：市全域】

【事業概要】

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月に一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる事業です。

なお、事業の実施にあたっては、地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備します。また、幼稚園における満3歳児クラスの活用を促進し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援します。

【市の現状】

本事業は、令和8年度開始の新規事業です。

【量の見込みと確保方策】

区分		単位	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
0歳児	①量の見込み（年間延べ利用人数）	人日	84	72	72	60	60
	②確保方策（年間延べ利用人数）	人日	-	72	72	60	60
	②-①（過不足）	人日	-	0	0	0	0
1歳児	①量の見込み（年間延べ利用人数）	人日	60	48	48	48	48
	②確保方策（年間延べ利用人数）	人日	-	48	48	48	48
	②-①（過不足）	人日	-	0	0	0	0
2歳児	①量の見込み（年間延べ利用人数）	人日	60	60	48	48	48
	②確保方策（年間延べ利用人数）	人日	-	60	48	48	48
	②-①（過不足）	人日	-	0	0	0	0

(19) 産後ケア事業【提供区域：市全域】

【事業概要】

退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポートなど、きめ細かな支援を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

【市の現状（令和5年度の状況）】

令和5年度は、延べ利用人数は92人でした。

【量の見込みと確保方策】

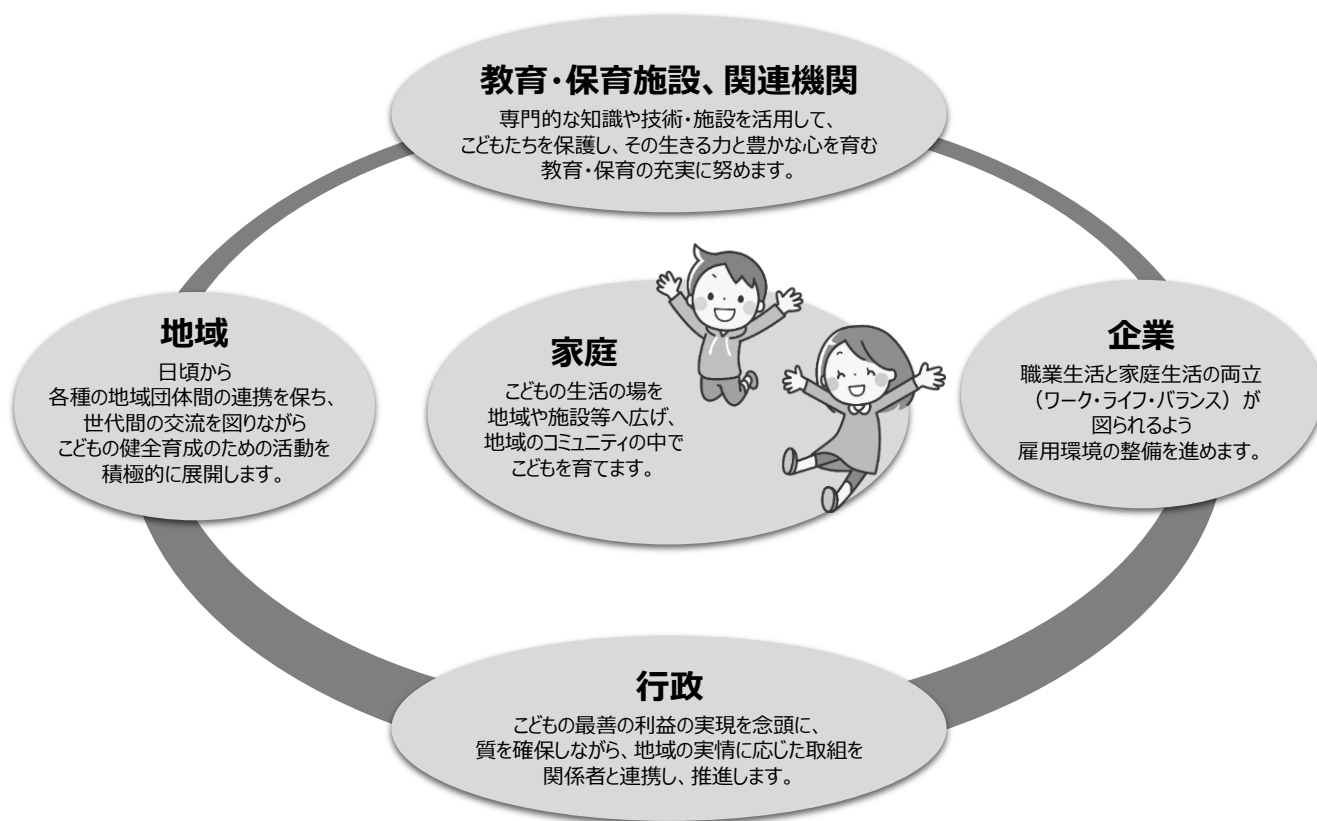
区分	単位	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
①量の見込み（延べ人数）	人日	196	191	188	184	179
②確保方策（延べ人数）	人日	196	191	188	184	179
②-①（過不足）	人日	0	0	0	0	0

第6章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

子育ては父母その他の保護者が第一義的責任を有することを基本的な前提としつつ、家庭、行政、地域、教育・保育施設や関連機関、企業などが密接に連携し、それぞれが適切に役割と責任を果たすことが重要です。

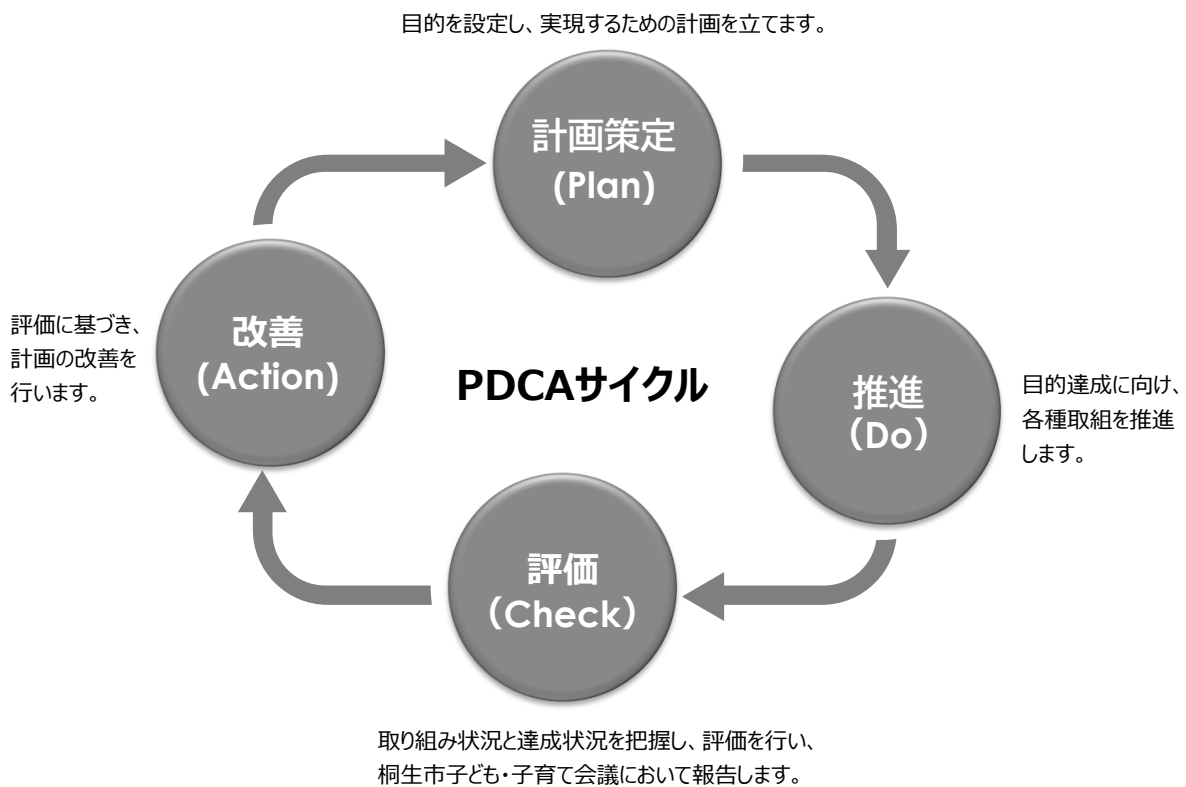
具体的に施策を実施するに当たっては、本市の関係各課が密に連携を図りながら、計画に盛り込まれた様々な子育て施策をわかりやすくお知らせするとともに、こどもを取り巻く社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応した事業の推進並びに新たな課題への取組を行っていきます。



2. 点検・評価

計画の推進に当たっては、計画に基づく施策の実施状況を毎年把握・点検し、その結果をその後の対策の実施や計画の見直しに反映させていくことが必要です。そのため、本計画では、以下に示すPDCAサイクルによって、計画の進行状況を点検・評価し、効率的な施策の推進を図ります。

サイクルの始まりである計画策定（P：Plan）に続く推進（D：Do）においては、子育ての当事者と、子育てに関わる地域や関係団体、事業者等と行政が協働して各種の取組を展開します。その後、評価（C：Check）のステップでは、担当課が中心となり、推進状況を点検・評価し、桐生市子ども・子育て会議において報告するとともに、市ホームページなどを活用し、市民への公表も行います。成果が十分でなかった取組については、改善（A：Action）を図り、再び計画策定（P：Plan）へとつなげていきます。



資料編

1. 桐生市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 26 日 桐生市条例第 32 号
改正 令和 2 年 3 月 17 日条例第 1 号
令和 5 年 3 月 24 日条例第 12 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項の規定に基づき、桐生市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、17 人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 子ども・子育て会議は、審議のため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、子どもすこやか部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年3月17日条例第1号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月24日条例第12号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2. 桐生市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

	区 分	氏 名	所属団体など
1	子どもの保護者	小 玉 幹	桐生市 PTA 連絡協議会
2		西 村 洋 子	桐生市公立保育園 保護者代表
3		周 東 菜 々 子	桐生保育協議会 (私立保育園)
4		周 藤 沙 織	桐生市公立幼稚園 保護者代表
5		松 原 寛 子	桐生市私立幼稚園協会 保護者代表
6		徳 田 秀 和	公募委員
7	事業主を代表する者	宮 地 由 高	桐生商工会議所
8	労働者を代表する者	二 津 大 介	連合群馬桐生地域協議会
9	子ども・子育て支援事業に 従事する者	亀 田 修	桐生市放課後児童クラブ連絡協議会
10		◎ 村 野 宣 祥	桐生私立保育園連盟
11		○ 高 橋 昇	桐生市私立幼稚園協会
12		高 田 恭 子	桐生私立保育園連盟 (保育士部会) 保育士代表
13		加 藤 め ぐ み	桐生市私立幼稚園協会 教諭代表
14	子ども・子育て支援に関し 学識経験のある者	下 山 定 利	桐生市医師会
15		馬 場 礼 子	桐生市民生委員児童委員協議会 (子ども未来委員会)
16		關 俊 亮	桐生保健福祉事務所
17		下 境 美 佐 子	関東短期大学子ども学科講師経験者

◎：会長 ○：副会長 ※第3期計画の策定に携わっていただいた委員を掲載しています。

3. 第3期桐生市子ども・子育て支援事業計画の策定経過

月 日	概 要
令和5年12月4日 ～令和6年1月9日	(第3期) 子ども・子育て支援事業計画に係るアンケート(ニーズ)調査の実施 ※市内にお住まいの就学前児童(0歳～5歳)のいる1,400世帯と小学校低学年(1年～3年)の児童がいる600世帯を無作為で抽出
令和6年7月22日	令和6年度 第1回桐生市子ども・子育て会議 ・令和5年度桐生市子ども・子育て支援事業計画における進捗管理状況 ・次期(第3期)桐生市子ども・子育て支援事業計画の策定方針について
同年10月1日	令和6年度 第2回桐生市子ども・子育て会議 ・第3期桐生市子ども・子育て支援事業計画の骨子案について
同年11月11日	令和6年度 第3回桐生市子ども・子育て会議 ・第3期桐生市子ども・子育て支援事業計画の素案について
同年11月28日 ～12月27日	第3期桐生市子ども・子育て支援事業計画(案)における意見提出手続(パブリックコメント)の実施
令和7年1月29日	令和6年度 第4回桐生市子ども・子育て会議 ・第3期桐生市子ども・子育て支援事業計画の原案について
同年3月	第3期桐生市子ども・子育て支援事業計画の策定

4. 第3期桐生市子ども・子育て支援事業計画（案）の意見提出 手続（パブリックコメント）

項目	内容
意見の募集期間	令和6年11月28日（木）～ 令和6年12月27日（金）
意見の提出者数	0人
意見の件数	0件
担当部課	子どもすこやか部 子育て支援課 電話： 0277 - 47 - 1150 FAX： 0277 - 47 - 1151 E-Mail： kosodate@city.kiryu.lg.jp
提出された意見の要旨と 考慮の結果	意見の提出はありませんでした。

第3期 桐生市子ども・子育て支援事業計画

発行行：桐生市
発行年月：令和7年3月
計画変更：令和8年3月
編集集：桐生市 子どもすこやか部 子育て支援課
住所：〒376-8501 桐生市織姫町1-1
電話番号：0277-46-1111（代表）
FAX：0277-43-1001
ホームページ：<https://www.city.kiryu.lg.jp>

